

第五十回国 参議院日韓条約等特別委員会會議録第六号

昭和四十年十一月二十七日(土曜日)
午前十一時七分開会

委員の異動

十一月二十七日

内藤善三郎君 船田 護君
西村 尚治君 宮崎 正雄君
大森 久司君 藤田 正明君
植木 光教君 山内 一郎君
八田 一朗君 梶原 茂嘉君
平泉 涉君 中村喜四郎君
楠 正俊君 園田 清充君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 寺尾 豊君
理事 大谷藤之助君
久保 勤一君
草葉 隆圓君
長谷川 仁君
松野 孝一君
亀田 得治君
藤田 進君
森 元治郎君
二宮 文造君

委員

井川 伊平君
梶原 茂嘉君
木内 四郎君
黒木 利克君
笹森 順造君
園田 清充君
田村 賢作君
中村喜四郎君

政府委員

内閣官房長官 橋本登美三郎君
内閣法制局長官 高辻 正巳君
法務省民事局長 新谷 正夫君
法務省入国管理局長 八木 正男君
外務省アジア局長 後宮 虎郎君

国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 石井光次郎君
外務大臣 椎名悦三郎君
農林大臣 坂田 英一君
国務大臣 松野 頼三君

事務局側

外務省経済協力局長 西山 昭君
外務省条約局長 藤崎 萬里君
文部大臣官房長 安嶋 彌君
農林大臣官房長 大口 駿一君
水産庁長官 丹羽雅次郎君
水産庁次長 石田 朗君
常任委員会専門員 増本 甲吉君
常任委員会専門員 結城司郎次君
常任委員会専門員 坂入長太郎君
常任委員会専門員 渡辺 猛君
常任委員会専門員 宮出 秀雄君

本日の会議に付した案件

○日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺尾豊君) ただいまから日韓条約等特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告申し上げます。本日、内藤善三郎君、西村尚治君、大森久司君、植木光教君、八田一朗君、平泉涉君、楠正俊君が委員を辞任され、その補欠として船田護君、宮崎正雄君、藤田正明君、山内一郎君、梶原茂嘉君、中村喜四郎君、園田清充君が選任されました。

○委員長(寺尾豊君) 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案
以上四案件を一括して議題といたします。
この際、佐藤内閣総理大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤内閣総理大臣。

○国務大臣(佐藤榮作君) 昨日の私の発言中誤解を与えたような点があったことは、私の本意ではございませんので、どうかよろしくお願いをいたします。御了承願います。

○委員長(寺尾豊君) これより質疑を行ないません。岡田宗司君。
○岡田宗司君 今回のこの日韓の諸条約、これは十四年間かかったと、こういふことで、条約が締結されるまでに至る期間としてはレコードかも知れません。しかし、この条約を見ておきますといふと、私どもは、非常にまずい条約だ、至るところに欠点がある、解釈の食い違いが両者にある、

こういうことで、内容を検討すればするほど私どもとしては賛成し得ないことになってきているわけでありまして、それは、それらの各条項等につきましては後に質疑いたすことといたしまして、まずこの条約が結ばれるに至りませんでした。まずこの若干質問をしたに思ふのであります。

この条約が結ばれるに当たりまして、まずそれに先立つ交渉が始められた、これに十四年間にわたるの労をとって、それによって始められた、こういうことになっておるわけでございますが、その間アメリカがやはり何んか立ち入っておるというふうになりまして、私どもは非常に不思議な面もあつたやうであります。その際にやはり、公式ではなから両者に対して、圧力と申す、あるいは、まあ強い要請と、そういうものがあつたやうに思ふのであります。その点についてはどういふふうにお考えでございますか。

○国務大臣(推名悦三郎君) 少なくとも私に關する限り、アメリカ側から日韓交渉の問題について何らの注文がましいことは何一つ聞いておりません。さういふ事実はありません。

○岡田宗司君 この問題は、あなたに關する限りの場合のことを言っているのじゃないんで、全体としての経過においてさういふことがあつたんじゃないかと申すことをお伺いしてはどうか。

○国務大臣(推名悦三郎君) 自身のことはいま申し上げた通りでありまして、従来、十四年間の日韓交渉の経過において、さういふアメリカのほうから圧力とか、あるいは介入、あるいは特別の要請というふうなものがあったということは全然聞いておりませんし、そういう事実は私は確信を持ってないと思ふのであります。

○岡田宗司君 たいへん確信を持った御返事の下

りです。しかし、この八月二十五日にアメリカの上院でもって、いまこちへ来ておられる上院外務委員のモース氏が、「私は今日合衆国がおよそ四十カ国への干渉計画に加わつておることを教えられた」、さういふ発言を行なつて、そしてこの軍部をスポンサーに行なわれておる各団別の、四十カ国から五十カ国にわたる研究計画というものがあつたことを指摘されたのであります。

で、まあ当時日本の新聞では、アメリカの三矢研究であるとか何とかと申すことであつた問題にされたのであります。これはさういふ中に日本に關係するものがあるわけでありまして、これは「日本特殊戦争ハンドブック」、さういふもので、実に八百二十ページに及ぶ膨大なもので、実にこの中に日韓會議についての項があるものであります。どういふことが書いてあるかといふ、いろいろ書いてありますが、「日韓交渉は、アメリカの強い圧力のもとに、一九六〇年早々に再開され、同年三月、兩國政府は、双方が抑留中の漁民を釈放し、通商關係を再開することに同意した」、はつきりと「アメリカの強い圧力のもとに」と書いてあります。これがジャーナリストが書いたと申す、あるいは新聞報道であるとか、さういふことならば、私はあなたにお聞きしようとは思わない。しかしながら、アメリカ政府の刊行物、つまりアメリカの陸軍省がつくつたハンドブックのうちにさういふことが書かれてあるといふことは、アメリカ自身がやはり圧力をかけたといふことをみずから認めたものにほかならない。これについて朝日新聞は、そのころワシントンのほうからの電報で、「この点について国務省が非常に当惑を感しておる」、さういふことが言われておる。このハンドブックについては、すでに外務省も、あるいは防衛庁も、御存じだらうと思ひます。あるいは翻訳ができておるかも知れません。このハンドブックの中にさういふことが書かれてあるといふことは、推名外務大臣は御承知ですか。

○国務大臣(推名悦三郎君) そのことは存じませんが、漁民の釈放を追つたといふことではあります

○岡田宗司君 たいへん確信を持った御返事の下

が、これは漁民の釈放を勧告したという趣旨なんだろうと思ひます。それは日韓の今回の一連の条約の交渉とは何ら関係がないと思ひます。

○岡田宗司君 当時久保田発言以来中絶をしておりました日韓交渉の再開についての話なんです。で、アメリカから強い圧力をかけたといふことは、アメリカの陸軍省の発行したそのハンドブックの中に書かれてある。このハンドブックは、アジア局長御存じでしょうか。

○政府委員(後宮虎郎君) 承知しております。

○岡田宗司君 ただいまアジア局長のお話だと、大臣は御承知ないとみえる。この点は、外国の圧力があつたかからないかといふことは、日本外交にとつて重大な問題です。その点も一度お伺いしますが、この事実です、つまり會議がとぎれておつた、その再開についてアメリカ側で心配をして圧力をかけた、さういふことを向こう側の政府の刊行物で出しておることは、これは私は重大なことだと思ふ。どうでしょう、それでも圧力はなかつた、さう断言できるのですか。

○国務大臣(推名悦三郎君) 日韓の間が互いの自由陣營の關係でございますから、さういふことのないようにしようといふことは、これはもう通常の外交上においてしほしは行なわれることでございまして、戦争が苛烈になると、いかげんにしてやめたらどうかといふこともあれば、さういふ面もあつたといふことは、抑留するといふようなことは、これはやっぱりほんとうに平和を守るのゆえにではない。でありますから、さういふことは適当に緩和したらどうかといふぐらゐることとは、これはもう決して、通常行なわれることでございまして、これぐらゐの勧告は、私は友好国の間では当然のことだと考へておられます。それが日韓の條約の締結といふものに特別の圧力をかけたとか、勧奨したとか勧誘したとかいふやうなことは全然ないわけでございます。

○岡田宗司君 いま推名外務大臣の言われたこと

○岡田宗司君 たいへん確信を持った御返事の下

と、これは一般的なことなんです。さういふことはあるでしょう。しかし向こう側の資料で、しかも國會でもって、アメリカの國會で問題にされたものの中に、政府側の資料で、圧力をかけた、さういふことが書いてあるのです。しかもそれは後宮アジア局長は、このハンドブックを知つていると、さういふ。推名外務大臣が知らないといへば、私はやはりこの点については資料として提供していただきたいと思ふんです。この部分でよろしうございしますが、これは外務省にある資料のうちから、その分に関するの抄訳をして、各員にまず配付していただきたい。

○委員(寺尾豊君) 大臣、いまの岡田君の資料要求の点、どうです。

○国務大臣(推名悦三郎君) できるだけ御期待に沿いたいと思ひます。

○岡田宗司君 いま申し上げた一点だけ見まして、これはかなりアメリカの圧力がかけられておつたといふことは、明らかであると思ひます。これはアメリカ自身が言っていることでありますから、私も、他の面においてもいろいろとさういふ事柄があつたと思ひんであります。韓國側においても、圧力あるいは強い要請を受けたといふことも言つておる面もあつたのであります。これらの面から見ますといふと、どうも今回の日韓會議は、さういふ第三者の力が強く働いて行なわれ、さうして、それによってこの條約が急速に結ばれた、さういふふうに見ざるを得ない点もあると思ひます。もちろんいま私のあげましたはつきりした証拠は、一九六〇年でございまして、しかしながら、本年になりましてから、私も、急転直下のこの條約が結ばれるに至つたといふことは、これはやはり國際情勢と關連してアメリカ側の強い圧力、もしくは要請があつたのではないかと申すのであります。佐藤總理大臣が一月に、ジョンソン大統領に会われましたときに、やはり日韓條約の問題、日韓會議を終結させる問題についてお話があつたらうし、また大統領が五月にジョンソン大統領に会われた際にも、大統領は

日韓議談の促進について勸告を受けておる。こう
いうような事柄から見ますならば、これがその後
すみやかに締結されたという事は、明らかにア
メリカ側の圧力という、ことはどうかわかりま
せんが、少なくとも強い勸誘があった、要求が
あった、こういふふうに解せざるを得ないん
です、その点、総理大臣はどうお考えになりま
すか。

○國務大臣(佐藤肇作君) この十四年の長い交渉
の過程におきましては、いろいろ諸外国が——ひ
とりに米国だけではありません、諸外国がこの日韓
の国交正常化について、各方面から関心を示した
と——干渉ではなくして関心を示したと、こうい
う事柄はあったらと思ひます。しかしながら、
この両国間の条約なりあるいは協定等につきま
しては、いわゆる外国がこれに圧力を加える、こ
ういふものでないことは御承知のとおりでありま
す。私はもしも外国から圧力が加わつたと、こう
いうことであるならば、日韓両国とも必ずそれを
排撃しているに違ひない、かように思ひます。
ことしの一月に、私がアメリカを訪問いたしま
した際に、ジョンソン大統領との間に話し合ひが
あったと、かようなお話をしていらつしやいます
が、さような事実はございません。
林大統領がジョンソン大統領に会いましたとき
に、どういふ話をされたか、これは私は知りませ
ん。

ただいまのように、いろいろのお話が出ており
ますけれども、ただいまの日韓交渉が、最初GHQ
時代に、吉田内閣の当初に、当時私は官房長官を
しておつた、その際に李承晩大統領が訪日され
た。そつういふ際に話された。たしかこのときの
話は、占領軍司令官があつたをいしたたように
も思ひます。しかし、このことは実を結ばなかつ
た。その後、自覚的にいろいろの交渉を持たれ
た。しかしその片言隻句が問題をふちこわして、
交渉をぶちこわしたという事柄も起きている。し
かし片一方でそれをぶちこわされているために、
李承晩ラインというものが効力を發揮している。

そうして拿捕、臨検、あるいは漁夫の抑留と、こ
ういふふうな事柄が次々に起つておる。私ども
はとにかく日韓交渉を締結して、この種の事柄を
ぜひとないようにならう——ただいま言われた
漁夫の釈放あるいは日本抑留韓国人の送還、こ
ういふふうな事柄が、両国間の問題だつたことも事
実であります、日本政府とすれば不法な処置で
ある、この漁夫の抑留と、こういふふうなことを
せひ釈放してもらいたいというところで、しばしば
抗議もし、交渉も持つた、こういふことは岡田さ
んも御承知のとおりでございます。ここでこの双
方の間をあつせんしたと、こういふことは、私は
そのまますおにとつていいことじやないだらう
か。ただハンドブックにどういふ書き方がしてあ
るか、私は存じませんが、もしも圧力を加
えた、かような表現があつたにいたしましたも、
その圧力を加えたという以上、条件その他につ
いて何か出してくるというならわかりますが、
再開——圧力を加えて再開したと、これだけで
はいわゆる圧力ということにならないように私は
思ふのであります、あるいは日韓交渉の妥結に
圧力が加わつたと、こういふことではないように
思ひますから、やや私はその書き方について疑問
を持つというか、まあ、どちらかといへば不満を
持つ——非常に圧力を加えてこれではきたのだ
と、こういふ言ひ方には不満でございます。しか
し、少なくとも漁師が抑留されてた、こういふ
事柄があり、日韓交渉がされておらない、そつう
いふ結果が漁師の抑留というふうなことを招来した
と、かように考えますだけに、各国がこのことに
関心を示した、かようなことは私は当然じやな
いだらうか、そつういふ意味で、その関心を私ども
が受け入れたということじやないだらうか、かよ
うに思ひます。ただいまのお話は、あるいは見方
によりまして圧力が加わつたと、こういふふうな
表現もあつたのかもわかりませんが、問題はそ
こに日韓交渉の内容について、特別に圧力が加わつ
た、こういふものであるかどうか、問題はそこ
じやないだらうか、かように私は思ひます。

○岡田宗司君 幾ら日本がアメリカの与国だから
といつて、おそろく内容にまで圧力を加えること
はない。しかしながら、外交的に、政治的に私は
中断されておりました会議が行なわれるように圧
力が加えられた、こういふことはやはりあり得る
ことだと思ふのであります。とにかく陸軍省の刊
行物、戦略ハンドブックのうちにそつういふことが
書かれておるということは、これはどうも第三者
をして見ても、圧力が加わつたということと思
わしめるに足る理由である。もちろん、圧力を受
けたほうは圧力だと感じなければ、あるいは圧力
はございませぬとしたといふことで、惟名外務大
臣のような御答弁にもなるかもしれないけれど
も、少なくとも圧力をかけたほうが圧力をかけた
のだと、こつう言つておる以上圧力があつたと、こ
う見ざるを得ないのであります、私ももしも
そつういふ事柄があつたとするならば、これはま
ことに日本の外交にとりましてゆゆしき事態であ
る、そつうして今後もそつういふふうなことが起
得るとするならば、これはたいへんなことじやな
いか、こつういふふうにお考えのようですが、総理はそ
の点どういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(惟名悦三郎君) その圧力の効果が日
韓交渉を促進するためには、全然効力がなかつた
ならば、その圧力はむだであつたといふことにも
なると思ひます。向こうはどう言おうと、そのた
めに促進された事実はありません。
なお、これに関連して私がこれはききわめて確
かな情報であります、アメリカ以外のさる先進国
からの情報としてききわめて信頼すべきものであり
ます。韓国の相当の首脳者が借款のためにそこを
訪れていろいろ折衝した際に、なぜ一体もつと緊
密な関係を有すべきは日本のとの間に早くこの
協定を成立させて、そつうして経済的な建設のため
にこれを役立てないのか、それを差しおいて、そ
うして遠くのわれわれのところまで来て、そつうし
ていろいろの申し入れをするといふことは、大体
順序、軽重を誤つておるんじやないかといふよう
な、かなりきびしい勸告を受けたといふ事柄を私

は入手しております。どこの国でどういふ人から
そつういふ話を聞いたといふことは言えませんが、
私もききわめて信頼すべき情報は情報でございます
。これなんかは、いまあなたのおつういふこと
。これは重大な圧力、かなり重要な借款申し入れ
にに関連してそつういふことが行なわれたのであり
ますから、それらも圧力といへば圧力、ところが
まハンドブックにあるのは、全然きかない圧力、
ききめない圧力、こんなのは私は私は圧力とは考
えないのであります。まあ御参考までにある先進
との間にさつういふことがあつたといふことを、御
参考までに申し上げておきます。

○岡田宗司君 痛くもかゆくもないものは圧力に
ならぬ、こつう言われましたし、きかない圧力は圧
力じやないと言ひけれども、かけたほうは、圧力
をかけたと言ひているのじやありませんか。しか
も会議は、中絶されておつた会議が開かれ、そつ
うしてさらにその後話が進んでおる、あるいはまた
本年になりましてからもそつうであります、パン
ディ國務次官補が韓国に行きまして、かなり圧力
をかけた。同時にこちらに参りまして、あなた
方のほうにお話があつた、こつう思ふのです。こ
れはどつうもきかなかつたところじやない。やは
りあなた方のほうでもそれは十分にお聞き入れに
なつて、貴意に沿いますといふふうなことで進め
られたのじやないか、こつう思ふのですが、いかが
ですか。

○國務大臣(惟名悦三郎君) パンディ次官補が昨
年でございましたか、韓国に訪れる途次に日本に
立ち寄りました。私はその行きがけにたしか時事
通信の主筆してある全国の経済人の会合があり
まして、そこでパンディ氏が演説をするといふこ
とでありまして、たしかその会合だつたと思ひま
すが、ちよつといふ日米協会だつたか少し記憶が
確かでございますが、そのときにパンディ氏に
会つただけで、韓国の歸りには私は全然お目にか
かつておらない。したがつて、日韓の交渉に關
してパンディ氏とは一言のことばもかわしておらな

いのであります。
○岡田宗司君 まあ圧力の問題については、かけたほうがかけたと言っているのだからあつた、かからなかつたのだ、圧力は感じなかつたと言ひならば、それはそれといたしまして、先に話を進めてまいります。

次に私どもはこの条約の結ばれた過程において、はたしてこの条約は対等の立場でもって話し合ひが行なわれてきたかどうか、こういうことを疑わざるを得ないのであります。李承晩時代には、李承晩大統領は日本に対して臨む態度は戦勝国の態度で臨む、戦勝国対戦敗国の関係のような態度で臨む、こういう方針でおつたようでありませぬ。これはもう明らかに対等の立場でありませぬ。韓国との間に戦争をして、日本は韓国に負けつたということではないわけでありませぬ。したがつて、当然対等の立場でいかなければならぬ。それがどうも対等の立場でなかつたように思ふ。それが尾を引きまして、ずっと後までの交渉過程も、何か対等とは言えないのじゃないかと思ふのでありませぬ。たとへば代表部の問題がございませぬ。

占領時代に韓国は占領軍司令部に対して代表部を派遣してあります。講和条約の効力が発生するようになりまして日本が独立国になつた。日本はそのまま韓国代表部を、日本における代表部として認め、そして同時に韓国は大公使を任命し、外交官を日本へ派遣してあるわけです。この際に日本側はこれを外交官として待遇してある。この際に日本側は向こうと覚え書きを取りかわして、韓国にも日本の代表部を置くという約束をしてある。ところがその後いつか代表部を置かれておらない。よくよく今回の条約の批准が行なわれて、初めて代表部の設置が認められた。こういうことは対等の立場における会議の進め方ではなかつたんじゃないか、李承晩時代の戦勝国が戦敗国に対する態度、それがそのまま続いたんじゃないかと思はれるのですが、その点はどうお考えになりますか。

まずその点についての事実関係を、アジア局長なり条約局長から明らかにしていただいて、そのあ

とで外務大臣の御答弁を願ひたい。

○政府委員(後宮虎郎君) お答え申し上げます。御指摘のとおり在外務務所の問題、韓国代表部と日本の代表部の問題につきましては、講和条約の発効いたしました一九五二年の四月二十八日の交換公文でとりきめられておりまして、当時司令部に派遣されておりました韓国の代表部を日本政府に對する代表部として認めると同時に、日本側も相互主義の原則に従ひまして、韓国にその政府代表部を置く権利を原則として認められたわけでございますが、御指摘のとおりその後朝鮮動乱等が起りましたいろいろな原因がございまして、当方累次こちらの代表部を置くことを折衝したのございませぬが、先方はなかなか承知いたしませぬ、結局御指摘のとおり、今般条約を六月二十二日調印しましたのを契機として当方の代表部も設置することができると、そういう状況でございます。

○岡田宗司君 外務大臣、これは対等の立場の交渉ではなかつたように思ふのですがいかがでございますか。
○国務大臣(椎名悦三郎君) まあ形はおつしやるのとおりでございます。こちらには堂々たる代表部ができておる、向こうにはわがほうとしてはホテル住まいというふうなことでありまして、形の上では確かに対等ではございませぬ。しかし、今回の条約の内容はそういう非対等の立場に立つて、そして向こうから強制されて不利な条件をあえてのんだというふうな点は一つもございませぬ。全く互恵平等の立場において今回の条約が締結されておるといふことは、はつきり申し上げることができると思ひます。

○岡田宗司君 とにかく主権国家二つの間で対等の立場で条約を結ぶという事は、これは条約があとあと施行される際に重要なことだと思ふ。ところが最初からこの条約はアジア局長の説明されましたとおり、また椎名外務大臣が認められましたとおり、形の上では対等でない形で話が

進められてきた、これはもう明らかなんです。

じゃ内容のほうはどうか、内容についても私はそういう点があられておることは、もう幾多も指摘することができると思ふのであります。たとへば漁夫の送還の問題について、向こうと交渉する際に、当然不法な李ラインを越えて行った漁夫は、こちらの要求で開放されなければならぬはずでございます。それが長い間置かれておる。そうして船は没収されるというふうな事態も起つた、これを解決するためには、先ほど言われましたアメリカのいう圧力も加わりましたが、同時に日本側はあの際に、いわゆる文化財の返還ということ、韓

国側の要求に応じて、そうしてそれとの交換でようやく漁夫の開放が日の目を見るようになった。これなどはやはり対等の立場でということではございませんか。椎名外務大臣いかがですか。
○国務大臣(椎名悦三郎君) 別に文化財の提供と、漁夫の開放と取引きしたというふうな、そういう問題ではないのでありまして、結局大局的立場に立つて、やはり日本と韓国の国力の差と云うものは、どう見てもこれは相当格差があると思ふのであります。それにもかかわらず、向うが従来の占領政策下にある日本、引き締めての状況、いきさつからいまして、いろいろな無法な李承晩ライン等を設定して、漁船の拿捕、抑留というふうな、非常な不法な行為をあえてやるというふうなことでございまして、これらは確かに日本としては紛争を、武力によつて解決するという道をみずからふさいだのでありますから、これをどうするわけにもいかぬ、ただ平和的な交渉、こういうものにたよる以外はなかつたのであります。

そういうふうな外面からいふと、いかにも向こうはいはばりくさつて、そうして日本をへこまして、そうしてとうとう日韓条約にこぎつたというふうなふうに見えるかも知れませぬけれども、それはごく皮相的な観察でございまして、今回の条約、協定はもつと長い目で、大局的な見地に立つて、そうして日本の利益も十分に考え、日韓双方の共栄共存の境地を開くという趣旨において条約ができたのでございまして、決して条約の内容が

ら見て、日本が非常に締結にあつたて、卑屈な弱者の立場でこれを締結させられたというふうなことは絶対にございませぬ。

○岡田宗司君 内容の点についてまだ幾多あるのですが、もう一点伺ひますが、竹島の問題でございます。これは領土問題としてたいへん重要であるということで、一括解決ということが日本側でも主張されておつたわけなんですけれども、これは歴代の内閣総理大臣及び外務大臣は常に国会に約束しておつたのであります。ところが今回見まますという、竹島は向こうに不法に占拠されたまますこの条約を締結せざるを得なかつた。こういうことを考えますという、やはりこれは対等の立場で結ばれた条約であつたとは言ひがたいのであります。こう思ふのですが、外務大臣いかがですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 問題の核心は決してこれを譲つておりませぬ。ただ向こうは警備兵を派遣して、そうして近寄る者に発砲するというふうな非常手段をもつて一時占拠をしてはいる。これはこちらはこれに実力を持って抵抗するという考へはございませぬ。ただあくまで抗議を出して、そうして不法占拠はすみやかにやめるべきである。そうして穏やかに話し合つて、その所属をきめるべきであるという趣旨を繰り返して申し上げているのでありまして、現在の形にとらわれ

て、そうして竹島問題もほとんどこつちに歩がないふうなかつたことに取られ、進行しているというふうにお考えになることはいかがかと存じます。

○岡田宗司君 私がいまでも会議のかつたところが対等の立場が貫かれてなかつた。と申し上げるのから、はたしてこの対等の立場が維持されていくかどうか。常に言ひがかりをつけられたり、あ

るいはまた、向こう側が条約のこつてな解釈をして押しつけてきたり、そういうことがしばしば行なわれるのではないかと、そういうことを懸念するからであります。新聞の伝えるところによりますとい

りと、伊岡祐二郎氏が初代の韓国大使に任命されるやに伝えられております。ところが、韓国側では、これに対していろいろと難くせをつけておるといふことも伝えられております。こういうことなどは、私どもが聞くと、まことに不愉快。さらには、本日の読売新聞でしたかの伝えるところによりますと、日本がいよいよ向こうに在外交館を持つことになっておりますが、ホテル住まいである。いまだに向こうに公館を建てる土地を求め、建物を入手できないような事態である。あるいは韓国の国民の感情をおもんばかつて、むしろ、ホテルにひっそり引きこもつておる、こういうようなこと、こういうように、常に日本側は対等の立場を維持できないのじゃないか。私は、過去日本が韓国を占領しておたという事実については、これはもう日本の非があつたことは、これは認めざるを得ないと思つておりますが、しかしながら、すでに韓国は、独立して二十年たつております。しかも、いま対等の立場でこの条約が結ばれたとするならば、そして、兩國が対等の立場で交渉を続けたとするならば、当然今後も私はこういふような事態は起こつてはならないことだと思つておりますが、その点について、外務大臣の所見はいかがですか。

○国務大臣(推名悦三郎君) 大使の任命につきましては、初代大使でもございまして、新しく国交が開かれるのでございまして、それにまた、従来が関係からも考えまして、慎重にたまたま考究中でございます。特定の人を仮定していろいろ言つておるかに私も伝承するのではありませんけれども、これはいわばまあ、世間の何といひますか、俗説と申しますか、そういう程度のもではないかと考へております。十分に慎重を期して、独自の立場において適当な人を選ぶようにいたしたいと、こう考へております。

それから、ただいまのところホテル住まいでございますが、もちろん大使を交換するということになりますれば、それにふさわしい体面を保つだけの陣容を整備しなければならぬ、こう考へてお

りまして、これは韓国政府も十二分に協力するといふたてまえをたゞいまとしておるような次第であります。

○岡田宗司君 たえば日韓条約の交渉の最中に、兩國でもつて反対運動が起つておる。日本国内における反対運動の場合には、これは政府に向けられる反対運動であります。そして、韓国国旗を侮辱したり破いたり、あるいは韓国品に対する排斥運動、そういうものは何ら行なわれなかつた。しかるにもかかわらず、韓国における反対運動の場合には、私ども自身、テレビでもつて、日本国旗が焼かれておるのを、あるいは引き裂かれるのを何回か見ている。さらには、日本品の排斥、政府としても日本の商社員に対する課税問題、あるいは、その他日本商社員に対する圧迫、国外退去を命ぜられた者もあるやに聞いております。こういうような過程を見ておられます、私は將來はたして対等の立場における関係が結ばれ得るやいなや、非常に疑問に思つておるが、その点はどう考へておられますか。

○国務大臣(推名悦三郎君) 御心配の点はごもつともこの節もございまして。しかし、韓国の世論の調査に照らしましても、この反対——日韓条約の締結反対というものは、ごく一部分である。しかも、その反対論の主張は、非常に日本に譲り過ぎた、再び日本に経済的な侵略を行なわせることになるのじゃないかといふような、いわゆる対日警戒心、恐怖心と申しますか、不信感、そういうことが基調になつておるやうでございます。したがつて、そういうような状況から、反政府的な行動がすなわち対日侮辱的な行為となつてあらわれる、こういうような反日的な行為になつてあらわれる、こういうことも、これは考へられることでございますが、これはいま申し上げたとおり、きわめて少数の人に限りおられる。まあ問題は、韓国人一般にまだまだやはり対日警戒心、そういう不信感といふものがあることを十分にわれわれは念頭に置いて、条約発効の際は、そういう感情を払拭するように大いに努力しなければならぬ、こう考へ

ております。

○岡田宗司君 ただいま私が聞いたこと、多少、的はずれなお答えなんです、私は、そういうふうには日本の国旗が侮辱をされたり、あるいは日本商品の排斥、あるいは、それを焼却するやうなことが行なわれた、こういうことに対して、一体、韓国政府はこれを押えたかどうか。抑えてないのです。デモの鎮圧はやつておられます。しかしながら、日章旗を焼いたり何かする者に対して、処罰は行なわれておりません。こういうようなことが今後起こるといふことになれば、私は日韓関係といふものは、これは決していい関係が生まれるとは思われない。やはり対等の立場でありますならば、当然韓国政府はそういうことが起つたことに対して責任を負ひ、処罰すべきものは処罰しなければならぬ、日本側としても、こういう事態が起つたときには、抗議もし、また、陳謝、処罰も要求すべきだと思つておるが、そういうことがされてないやいなや、これはたまたま、今後そういうような点について、対等の立場が維持できるかどうか、それらの点についてお伺いしたい。

○国務大臣(推名悦三郎君) 国交正常化後においては、もちろんのことではあります、今日の段階におきましても、これに対して嚴重な抗議を申し入れてあります。

○岡田宗司君 その嚴重な抗議の結果、韓国政府はいかなる処置をとりましたか。

○国務大臣(推名悦三郎君) 詳細はアジア局長からお答えいたします。

全部自分でつくつてきました。いわゆる私製国旗の場合でございますので、非常に遺憾ではあるけれども、刑法にかけられることはできないといふことでございますので、日本側といたしましては、この普通の一般の民衆、学生といふ知識階級が、たとえ私製国旗であつても日本の国旗に侮辱を加えることは、非常に日韓間にも悪い影響を及ぼすので、そういう政治的な意味で十分取り締まらうと申し入れておまして、こちらの代表部もそれを承知いたしました。本國に伝えてくれた次第でございます。

○岡田宗司君 私自身テレビで何べんも見ておる。つまり、こちら側からの抗議が何ら聞き入れられなかつた、こういうことではあります。もし、いま後宮局長が説明されましたように、国旗損壊罪が公的に掲げられたものである、たとえ日本大使館に掲げられたものであるといふならば、処罰されるけれども、私的につくつたものについては処罰されないといふことであれば、今後もういふことがしばしば起こる可能性がある。こういうことは許せないことではないかと思つておるが、その点について、何らかの保障が今後得られるかどうか、これは非常に重大な問題でありますので、外務大臣から十分なるお答えをいただきたい。

○国務大臣(推名悦三郎君) だんだん情勢が進むに従つて、そういうような問題に対しては、やはり相応さびしくこれを取り上げていく必要がございますので、大体御趣旨の点は十分に考へいたしました。善処いたしたいと思つておる。

○岡田宗司君 次に、基本条約についてお伺いしたいと思つておるが、この日本國と大韓民國との間の基本関係に関する条約、こういう一体、基本条約といふものが、兩國の国交が始まるのに対して必要であつたかどうか、必要欠くべからざる形式であつたかどうか、これからまずお伺いしたいと思つておる。たとえインドがイギリスから独立をした、あるいはアルジェリアがフランスから独立した、そういうときにこういうやう

な形式の、内容の基本条約というよりなものが結ばれたのかどうか、これは一つの国際的な慣行であるかどうか、お伺いをしたい。

○國務大臣(推名悦三郎君) 条約局長からお答えいたします。

○政府委員(藤崎萬里君) ある国の領域の一部が独立します場合に、宗主国と新独立国との間に、ある種の協定が結ばれるということは通例だと思えます。しかし、今回の条約はその例によつたわけじゃないのでございまして、大韓民国の独立というものは、一九四八年に行なわれておるわけではございません。今度の条約は、すでに独立しておる大韓民国と日本国との間の国交を正常化するための条約でございまして、この条約は絶対的にこういふ形のものが必要であつたかというお尋ねに對しましては、純粹の法律論といたしましては、絶対に必要なものとは言えない、かように考へます。

○岡田宗司君 ただいま条約局長の専門的な見解によりまして、国際的な慣行でもないし、絶対に必要なものでもない、こういうわけですね。そんなら、なぜこういうような形をとつたのか、これはひとつ、この条約に調印された外務大臣からお伺いしたい。

○國務大臣(推名悦三郎君) 御承知のとおり、韓国との間はきわめて複雑多岐な問題がたたくさん存在しておるでございまして、まず、その土台をなす問題を取り上げて、そして、その上にそれぞれ諸協定を、請求権の問題であるとか、あるいは漁業、法的地位、いろいろな問題を具体的に締結する必要があるものでありまして、いわば總論的な条約である、こういうことが言えると思ひます。

なお、条約論の問題でございまして、条約局長から詳しく申し上げます。

○政府委員(藤崎萬里君) 先ほど申し上げましたのは、絶対に必要であつたかという点についての直接のお答えでございまして、しかし、岡田先生もよく御存じのように、条約・協定では、絶対に

必要であるとは言えないような協定も、そのほうが適當であるとか、ぐあいがいいとかいうことで結ばれることは非常に多いわけではございまして、文化協定などはすべてそうだと言つてよろしいかと思ひます。今度の基本関係に関する条約につきましては、いろいろ過去のいきさつもございまして、将来の関係をほつきりした、しつかりした基礎の上に置くために締結したほうが適當であるというところは、間違ひなく言えることだらうと思ひます。

○岡田宗司君 韓国側の国会の議事録によりまして、日本は共同宣言でいいということを中心として主張しておつた。韓国側は基本条約を主張して相對峙しておつた、非常にこの問題を韓国側が固執して、そうして基本条約の形をとるに至つた、こういうことが記されておるのですが、そのとおりでしょうか。

○政府委員(藤崎萬里君) 交渉の経緯に關するところとてございまして、その点、私あえて否定いたしませんけれども、いづれにいたしまして、条約と言ひましても、共同宣言と言ひましても、別に實質的に影響のある問題ではないのでございまして、共同宣言だからといって、こういう重要な内容を持つたものであれば、やはり憲法上の条約として国会の承認をお願いしなければなりませんし、要するに、これは名称だけの問題であつたわけではございません。

○森元治郎君 閣下して、いま条約局長の答弁を聞くと、条約でも共同宣言でもたいして変わりはない、それなら、何で、この交渉が始まつたから、この条約の形式論について、最後のところまで共同宣言でねばつたのですか。そんなにあつたり共同宣言でもいいし、覚え書きでもかまわないくらいのものならば、何でとことんまでがねばつたのですか。やはりその点がすべての問題にそらなんでしょう。いま岡田さんの閣下だから言わないが、何でとことんまでやつたか。

○政府委員(藤崎萬里君) この問題はそんなに十年間言い合つておつた問題ではございませぬ。

ほとんど議論をいたしませんで、ただ日本側といつたしましては、向こうが条約というのを希望するのに対して、すぐさまそれにオーケーしなかつた。まあ、内容が固まつてから条約でもよからうというふうに言つた。ほとんど議論はいたしておりませぬ。別にこれが實質的な問題じゃないのでございまして、われわれとしても、交渉技術上、そう何でも言うことをすぐ聞くよりは、ある程度譲歩する材料にためておくということもあるものでございまして、その点、別に特別の意味はなかつたのでございまして。

○森元治郎君 それは請求権の問題だつて、初めからわがほうには個人の財産権はないんだと了解したがる、しかし、交渉技術上、三十二年ごろまであるあると云つてやつたわけですね。こういう外交交渉に對する態度がふまじめなつか、本気なのか、これはもうわからないと思ふんです。財産請求権だつてそれでいい。国民にあつたふうな個人請求権があるかのように教へて、アメリカの口上書が発表された機会に、作戦上やつたんだから引つこめて、それからはないことにして話を進めていった。こういうことがもうすべてにあるんです。無効の問題だつて、「もはや」というのをくつつけた。「もはや無効である」。この条約交渉で日本の主張が通つたらしく見えるのは、「もはや」一つです。これでくつつけるのに権名さんが赤い顔して泣きそうになつたなんて書いてあるけれども、向こうの議事録では、この態度が決して二十年間の過去の日韓関係を正常化するためになんていう熱意あふれた態度じゃないんだよ。追い込まれてきたからそれで、前に關連しようと思つて何つたんですか、その理由は、そもそも韓国の日本の代表部ができたのは、向こうが獨立をしたその翌年ですか、総司令部に向かつて韓国の代表部を派遣してきたわけですね。それがずるずると、朝鮮人の本國歸還の問題にからんで國籍の問題が出る、そして事實上の關係が出てきた、こういうことでもうルールがきまつたんです。きまつてやむを得ず韓國を——政府の説明に

よれば、黙示的承認から今度は明示的承認をするんだと理論づけをしておるわけなんです。日本の意思はないんですよ。それをいかにも昔から韓國でやりたかつたようなことを言うのがおかしいことだ。

そこで事實關係で何うんですが、北朝鮮からあの当時、日本の総司令部に向かつて代表部を置きたいと言つてきた事實があるのか。あつただけども、総司令部はこれを拒否したのか、これは事實關係だけ伺ひます。

○政府委員(後宮虎郎君) 私の承知する限りでは、その北鮮からの申し入れの事實はございませぬ。

○岡田宗司君 とにかく、私どもは、韓国側に押しまくられてこの基本条約という形をとつた、こういうふうに見えるわけでありまして、これは韓国側の議事録に明らかにされておるところであります。そして、こういうふうな形をとつた基本条約の内容を見ますと、いふ、これまた、どうも私どもの納得し得ないものが多いのでありまして、これらの点について、まずこれから質問をしていきたいと思つております。

前文であります、前文はまあすらすらと読めば何でもないように思われる。しかし、この前文のうち、「兩國の相互の福祉及び共通の利益の増進のため並びに國際の平和及び安全の維持のために、兩國が國際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め」と、こうあるわけでありまして、これも普通の条約、たとえば平和条約等に引用されるところでありまして、一見文句のように思われるのですが、この中に「おきまり文句のように思われるのですが、この中に「おける」兩國が國際連合憲章の原則に適合して緊密に協力する」と、この点がですね、このままでは私どもとしては認められ得ないものも含まれておるのであります。たとえば日ソの國交回復の宣言、共同宣言、このうちにはちゃんと國連・憲章の第何条というものを引用してあるのであります。で、なぜ私がこのままではいけないかと申しますとい

は、黙示的承認から今度は明示的承認をするんだと理論づけをしておるわけなんです。日本の意思はないんですよ。それをいかにも昔から韓國でやりたかつたようなことを言うのがおかしいことだ。

そこで事實關係で何うんですが、北朝鮮からあの当時、日本の総司令部に向かつて代表部を置きたいと言つてきた事實があるのか。あつただけども、総司令部はこれを拒否したのか、これは事實關係だけ伺ひます。

○政府委員(後宮虎郎君) 私の承知する限りでは、その北鮮からの申し入れの事實はございませぬ。

うと、韓国には国連軍がおるわけでありませう。そうして韓国軍も国連軍の傘下に置かれる、指揮下に置かれることになっておる。そうして韓国におきましては、北鮮との関係というものは非常に緊迫をおる状態にあるわけでありませう。ことにベトナム戦争が起りましてから、アジアにおける緊張が高まるにつれて、この韓国と北鮮との間の緊張も高まるようになりました。いま休戦ラインのところでもって、ときどき小せり合いがあるようなことが伝えられておる。もし再びですね、韓国と北鮮との間に事が起って国連軍が動くということになってまいりませうれば、どうなるか。私も思はせておきませぬ。しかしながら、形式の上では、これは朝鮮戦争のとき以来、国連軍として存在しておるわけでありませう。そうすると、韓国に関する諸決議が生きておることになりませう。このことですね、あるいは吉田・アチソン交換公文というものが存在しております限り、国連と全面的に、この国連憲章の原則に適合して緊密に協力すると、こういうことになりませう。こういふことから、やはりここに前文句としてですね、両国が国連憲章の原則に適合して緊密に協力する云々は、日ソ共同宣言に書かれたように、はつきりとして平和目的に限定されたものを載せるべきではなかつたかと思つたのですが、その点に關する外務大臣の御見解を承りたい。

○岡田宗司君 やはり国連憲章の中にですね、そういうことは記載されているのです。そういうことで、どうしても国連憲章の原則に適合して緊密に協力するということになりませう。その条項についてもですね、やはり協力することを約束することになるじゃありませんか。あれは例外的だからと言つたつて、国連憲章の中にちゃんと書いてある以上は、そういうふうなことになるべきを得ない。ソ連との場合には、はつきり二条はあげられて書いてあるのに、特にいろいろ問題があるこの基本条約、韓国との基本条約の上において、この二条ということが指定されないといふことは、私どもにはやはり危惧の念を与えるわけでありませう。特に在韓日米軍とも緊密な関係があります。これは日本の在日米軍とも緊密な関係があり、一体であります。そうしてまた吉田・アチソン交換公文によつて、日本は国連軍の活動に對してある種の協力の義務を負わされておる。こうなつてまいりませうといふと、私は、この前文において「国連憲章の原則に適合して」云々も、やはり国際連合憲章第二條といふことを入れなければならなかつた。これが省かれたといふことは、私はこれはいかたがたと思つたのであります。やはりいま私が申し上げましたようなことが意識されておつて、そして、ソ連との共同宣言の場合と違つて除かれたものではないかと思つた。他の国の場合におきましては、そういう事態がございませぬ。したがらして、こういう一般的なことを記載してありませぬ問題はないけれども、韓国の場合には、そういう特殊な事態があるがために、この二条といふことが除かれておることは、きわめて私どもには了解できないところがあるものであります。もう一度その点についての御答弁を願ひたい。

○岡田宗司君 やはり国連憲章の中にですね、そういうことは記載されているのです。そういうことで、どうしても国連憲章の原則に適合して緊密に協力するということになりませう。その条項についてもですね、やはり協力することを約束することになるじゃありませんか。あれは例外的だからと言つたつて、国連憲章の中にちゃんと書いてある以上は、そういうふうなことになるべきを得ない。ソ連との場合には、はつきり二条はあげられて書いてあるのに、特にいろいろ問題があるこの基本条約、韓国との基本条約の上において、この二条ということが指定されないといふことは、私どもにはやはり危惧の念を与えるわけでありませう。特に在韓日米軍とも緊密な関係があります。これは日本の在日米軍とも緊密な関係があり、一体であります。そうしてまた吉田・アチソン交換公文によつて、日本は国連軍の活動に對してある種の協力の義務を負わされておる。こうなつてまいりませうといふと、私は、この前文において「国連憲章の原則に適合して」云々も、やはり国際連合憲章第二條といふことを入れなければならなかつた。これが省かれたといふことは、私はこれはいかたがたと思つたのであります。やはりいま私が申し上げましたようなことが意識されておつて、そして、ソ連との共同宣言の場合と違つて除かれたものではないかと思つた。他の国の場合におきましては、そういう事態がございませぬ。したがらして、こういう一般的なことを記載してありませぬ問題はないけれども、韓国の場合には、そういう特殊な事態があるがために、この二条といふことが除かれておることは、きわめて私どもには了解できないところがあるものであります。もう一度その点についての御答弁を願ひたい。

○岡田宗司君 やはり国連憲章の中にですね、そういうことは記載されているのです。そういうことで、どうしても国連憲章の原則に適合して緊密に協力するということになりませう。その条項についてもですね、やはり協力することを約束することになるじゃありませんか。あれは例外的だからと言つたつて、国連憲章の中にちゃんと書いてある以上は、そういうふうなことになるべきを得ない。ソ連との場合には、はつきり二条はあげられて書いてあるのに、特にいろいろ問題があるこの基本条約、韓国との基本条約の上において、この二条ということが指定されないといふことは、私どもにはやはり危惧の念を与えるわけでありませう。特に在韓日米軍とも緊密な関係があります。これは日本の在日米軍とも緊密な関係があり、一体であります。そうしてまた吉田・アチソン交換公文によつて、日本は国連軍の活動に對してある種の協力の義務を負わされておる。こうなつてまいりませうといふと、私は、この前文において「国連憲章の原則に適合して」云々も、やはり国際連合憲章第二條といふことを入れなければならなかつた。これが省かれたといふことは、私はこれはいかたがたと思つたのであります。やはりいま私が申し上げましたようなことが意識されておつて、そして、ソ連との共同宣言の場合と違つて除かれたものではないかと思つた。他の国の場合におきましては、そういう事態がございませぬ。したがらして、こういう一般的なことを記載してありませぬ問題はないけれども、韓国の場合には、そういう特殊な事態があるがために、この二条といふことが除かれておることは、きわめて私どもには了解できないところがあるものであります。もう一度その点についての御答弁を願ひたい。

○岡田宗司君 やはり国連憲章の中にですね、そういうことは記載されているのです。そういうことで、どうしても国連憲章の原則に適合して緊密に協力するということになりませう。その条項についてもですね、やはり協力することを約束することになるじゃありませんか。あれは例外的だからと言つたつて、国連憲章の中にちゃんと書いてある以上は、そういうふうなことになるべきを得ない。ソ連との場合には、はつきり二条はあげられて書いてあるのに、特にいろいろ問題があるこの基本条約、韓国との基本条約の上において、この二条ということが指定されないといふことは、私どもにはやはり危惧の念を与えるわけでありませう。特に在韓日米軍とも緊密な関係があります。これは日本の在日米軍とも緊密な関係があり、一体であります。そうしてまた吉田・アチソン交換公文によつて、日本は国連軍の活動に對してある種の協力の義務を負わされておる。こうなつてまいりませうといふと、私は、この前文において「国連憲章の原則に適合して」云々も、やはり国際連合憲章第二條といふことを入れなければならなかつた。これが省かれたといふことは、私はこれはいかたがたと思つたのであります。やはりいま私が申し上げましたようなことが意識されておつて、そして、ソ連との共同宣言の場合と違つて除かれたものではないかと思つた。他の国の場合におきましては、そういう事態がございませぬ。したがらして、こういう一般的なことを記載してありませぬ問題はないけれども、韓国の場合には、そういう特殊な事態があるがために、この二条といふことが除かれておることは、きわめて私どもには了解できないところがあるものであります。もう一度その点についての御答弁を願ひたい。

○岡田宗司君 やはり国連憲章の中にですね、そういうことは記載されているのです。そういうことで、どうしても国連憲章の原則に適合して緊密に協力するということになりませう。その条項についてもですね、やはり協力することを約束することになるじゃありませんか。あれは例外的だからと言つたつて、国連憲章の中にちゃんと書いてある以上は、そういうふうなことになるべきを得ない。ソ連との場合には、はつきり二条はあげられて書いてあるのに、特にいろいろ問題があるこの基本条約、韓国との基本条約の上において、この二条ということが指定されないといふことは、私どもにはやはり危惧の念を与えるわけでありませう。特に在韓日米軍とも緊密な関係があります。これは日本の在日米軍とも緊密な関係があり、一体であります。そうしてまた吉田・アチソン交換公文によつて、日本は国連軍の活動に對してある種の協力の義務を負わされておる。こうなつてまいりませうといふと、私は、この前文において「国連憲章の原則に適合して」云々も、やはり国際連合憲章第二條といふことを入れなければならなかつた。これが省かれたといふことは、私はこれはいかたがたと思つたのであります。やはりいま私が申し上げましたようなことが意識されておつて、そして、ソ連との共同宣言の場合と違つて除かれたものではないかと思つた。他の国の場合におきましては、そういう事態がございませぬ。したがらして、こういう一般的なことを記載してありませぬ問題はないけれども、韓国の場合には、そういう特殊な事態があるがために、この二条といふことが除かれておることは、きわめて私どもには了解できないところがあるものであります。もう一度その点についての御答弁を願ひたい。

るから、ないからといつて、国連憲章の原則といふものはその表現のしかたによつて大原則が変わるわけはないのであります。その点は間違いないところでありませうが、後刻条約局長から条約解説の立場から申し上げたいと思ひます。

○藤崎高里君 これは特に重要な点でもないと思ひますけれども、「重要だ」と呼ぶ者あり。交渉経緯につきましては、申し上げることを控えたいと思ひますが、これは第二條と書いてございませぬと思ひませぬ、原則であることには絶対に疑問の余地はないと思ひます。

○岡田宗司君 いま交渉の経過について話されませぬでしたけれども、しかし、これが何らそういうようなことが論点にならないでございませぬ。しかしながら、国連憲章第二條の中の項目を列挙するといふことをこちらから提案して、韓国が反対をしてこつたにきまつたとなつたならば、これは重大な問題だと思つたのであります。もう一度その点をはつきりさしていただきたい。これは外務大臣から御答弁願ひたい、あなたが責任者なんだ。

○岡田宗司君 いや、条約局長にも少しはつきりさしてまいりませぬ。これは重大な問題だ。○政府委員(藤崎高里君) 交渉の経緯につきましては一々申し上げかねますが、この第二條の第何項と第何項といふような、ソ連方式みたいなことを提案したらしいことはございませぬ。

○岡田宗司君 この点について韓国側から何かの案を示され、こちら側から案を示して、そうしてその間にデベートが行われたのかどうか、それをひとつお聞きしたい。

○政府委員(藤崎高里君) すべての条項について、そういうふうに行つたとして交渉いたしましたわけ

ごさいます。

○岡田宗司君 そのうするとうと、この点について議論があつたといふことになりまうと、私も、私どもは重大な関心を持たざるを得ない。なぜこの二条に限定できなかったのか。それらの点について、あなたの方のほうは譲つたのかどうか。これは韓国に因連軍がおり、しかも、情勢が緊迫しておるといふ事情からして、私どもは、この条項は重大な問題だと思ふ。たとえばビルマやインドの場合には、因連軍はおりません。あるいはチエコスロバキアとの条約の間にも因連軍はおりません。したがって、これはすうらつこの問題がこゝろい書き方をしたところの問題はないけれども、問題があるから私は聞いておる。どうですか、その点。

○政府委員(藤崎萬里君) 因連憲章の原則と申す場合には、先ほど申し上げたように、第二条の原則であるといふことは、これはもう一点の疑いを置いたところではございますが、なお、この前文を置いたとか、あるいは本文中に、因連憲章の原則に適合して云々といふような字句を入れたことによりまして、日本が吉田・アチソン交換公文なり、因連軍協定なりによつて、朝鮮動乱の關係で負つておる義務以上の義務を負つたことには全然ならないのでございまして、これは因連軍加入盟国が、すべて朝鮮動乱に出兵しなかつたならぬといふ義務を負つていないと全く同様でございます。

○岡田宗司君 それでは、この点は、いま藤崎条約局長が言われましたように、何ら日本側に対して、在韓因連軍との協力を義務づけるものではないと、こゝろ解釈してよろしうございませうか。その点、外務大臣から明白にひとつ言明を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(椎名悦三郎君) その前文からは、特別の義務を負担するといふことにはならないのであります。

○岡田宗司君 では次に進みたいと思ひます。第一条でございませうが、「両締約国間に外交及

び領事關係が開設される」と、これは普通のことですが、この領事關係でございませうが、大体、領事館はどこに置くか、何力所ぐらゐ置くかといふことの話し合ひがついておるのか。

○政府委員(後宮虎郎君) お答え申し上げます。日本側からは、現在のところ、設置法で認められておりますものは釜山だけでございまして、さしあたり釜山以外には、領事館を考へておりません。現在、設置法上、領事館となつておりますが、通常国会でこれを御審議願ひまして、總領事館にする予定でございませう。

それから、韓国につきましては、まだ具体的にどこにするかといふ場所がきまつておりません。目下、向こう側と打ち合わせ中、交渉中と、さういふ段階でございませう。

○岡田宗司君 これについて、釜山一カ所以外にふやすつもりはないのかどうか。それからまた、領事條約を新たに作る、さういふことになるのかどうか。

○政府委員(後宮虎郎君) 現在のところ、韓国側に対しては、少なくともここ一年は、釜山以外には置く予定はございません。先方の話し合ひの段階で、もし貿易量その他の様子を見た上で、この次、もし考えられるなら仁川だろつといふことを言つておられますが、これはまだ、こちらのほう、設置法の法案にも載せておりませんし、貿易その他居留民の居住状況と将来の状況によつてきめると、さういふ方針でございませう。

なお、領事條約につきましては、現在のところは、特に結ぶ予定はございません。

○岡田宗司君 領事條約は結ばないでも済む、—あるいは、韓国側では結ぶことを要求しておるか。日本側では結ばないでも済むと言つておるが、向こうで要求しているかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(後宮虎郎君) われわれのほうは思つておられません。なお、韓国のほうからは、領事條約締結についての希望は、全然まだ表明しており

ません。

○岡田宗司君 では次に、第二条に移ります。第二条もだいたいぶもめた問題でございまして、例のオールレイ・ナル・アンド・ポイドの問題ですが、これが一九一〇年八月二十二日以前のすべての條約が無効である、それそのものが無効である、それから、日本側の解釈のほうでは、これは一九四五年八月十五日以降無効である、こゝろい解釈だと思ふのですが、この点の食い違ひについて、これは條約局長から、まず御説明を願ひたい。

○政府委員(藤崎萬里君) 第二条の意味は、併合條約及びそれ以前のすべてのいわゆる旧條約が、現時点において無効であるといふことを確認したわけでございます。その点に關する限り、何らの食い違ひもないわけでございます。ただ、それにいろいろ説明的に、初めから無効だつたとか、いつまで有効だつたとか、その條約の本文に書いてないことについての、いわば法律論みたいなこと、何か説明のしかたが違つておるといふのが実情だと思ひます。

○岡田宗司君 これは現在無効であることは、これはもう問題ないのではありませんが、最初から無効だつたといふことは、韓国側にとっては、日本が韓国を併合した、あるいは、その前に不平等條約をいろいろ結んで、ついに韓国を併合した、こゝろいことを日本側がみずから悪いことだつたといふふうに表示することを求めて、この点を固執したのではないのか、どうですか、その点は。

○政府委員(藤崎萬里君) いまの先生の御指摘の点は、どうも法律論じやないよに思ひますが、一応、法律論として申し上げますと、日本は平和條約で朝鮮の獨立を承認したわけでございますが、さういふ條項を、このサンフランシスコの條項を「想起し」といふのが、すでに基本條約の前文にもうたわれておるわけでございます。さうしますと、この併合といふ事実が、法律上もあつたといふことを前提しておるわけでございます。したがらしまして、法律論としては、初めから

無効だつたといふのは、一体、どういふ法律の理論構成になるのか、私も全然想像がつかないよになつてございませう。

○岡田宗司君 さういたしましたといふと、第二条は、韓国側が特にこれを強調した、あるいはまた固執したといふことは、韓国側の政治的理由に基づくこと、こゝろ解釈してよろしうございませうか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) まあ結局、さういふことになるとわれわれは考へておられます。

○岡田宗司君 つまり、韓国はです、これによつて、日本側が非を認め、さういふふうにより政治的解釈をとつておる、それをあらわすために、この條項を設け、さうして、この條項について固執した、さういふことではございませうか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) まあ、初めからなかつたことにすれば、非を認めたことになるのか、ならぬのか、どうも私は、三十六年間領有しておつたからこそ、非を認めるといふことになると思ふので、初めから何もなかつたのだといふことになると、何も非を認める必要はないと思ひます。

○岡田宗司君 どうもいまの説明ではよくわからぬのですが、いすれにいたしまして、このことは、実際にこの條約の効力が発生してしまつても、特に差しつかえが起るようなことではないと思ふのですが、この第二条が実際に効力を発生したとしますと、何か、これからいろいろ障害の起ること、あるいは新たな事象の発生するよなことがあつたかどうか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 私どもは何もないと考へておられます。

いかの論争は、かなり激しかったと思うのですが、そのいきさつについて、ひとつお聞かせ願いたい。大臣が向こうに行つたときにやつたのじゃないですか。

○政府委員(後宮虎郎君) お答え申し上げます。

ナル・アンド・ボイドという字を使用し、先方がそれは初めから無効であつたという印象を与えようとする事について、何ら具体的に権利義務の関係を変動させる意向はないということ、先ほど大臣申されましたとおり、先方の交渉当事者も確言したことでございます。そこで向こうでも言っておきますように、いわゆる向こうのことはそのまま使いますと、国民の正気の、正しい氣、正氣の象徴として単に入れたらだといふ、いわゆる政治的、国内政治的、感情的な意味だつたわけでございます。ただ、わがほうといたしましては、いかに先方の国内政治上の要請によることは言え、法理論上あまりにも合理的でない規定になることは、これは条約作成として避けなくてははいけませんので、要するにかつては、一時は有効であつた時代があるんだということが、はっきりわからなくてははいけないという意味で、オーレレイという字句を入れることによって、少なくとも一時有効であつた時期があるというわがほうの立場を表明した次第でございます。

○岡田宗司君 そうすれば、もう一度これは外務大臣に確認願いたいが、これによって新たな何ら権利義務の問題は起こらない、こういうことですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) そういうことは起こらないと承知しております。

○岡田宗司君 それは先方でも認めた、こう解釈してよろしいゅうございませうか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 向こうは、そういう意向をもって主張したのではない、ということが交渉の経過によつて、はっきりしておるわけでございます。

○龜田得治君 ちょっと関連。どうも先ほど外務大臣の答弁を聞きまして、ふに落ちない点があり

ますのは、オーレレイが入つても入らんでも、ともかく実害とか、実効とか、そういうふうな面では別に関係がないんだ。むしろこういふ条約、条文があつてもなくても事実は同じなんだというふうな何か意味のことをおっしゃつたように聞いたんですが、そのんでしょか。もう一ぺんちよつとおっしゃつていただきたいですが、大臣がさつきちよつと何かお答えになつた意味ですね。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 占領時代の権利義務というふうなものにつきましても、もうすべて兩國の間で請求権の解決をみた今日からいいますと、実体的には影響がない。ただオーレレイがないと、初めからそういうものがなかつたのだといふことは、いかに事実あるいは歴史を無視するものでありまして、条約の良心的な起草者としては、これは絶対に譲れないという主張をとつたわけでありませう。

○龜田得治君 どうもそういう理解は、はなはだ間違ひじゃないかと思ふ。なるほど請求権に関しては別個な協定によつてその処理がなされておりますが、いわゆる韓国が言うように、当初から無効だという理解になれば、これは私は非常な違ひが出てくると思ふのです。請求権以外においてもともかくその三十六年間の占有といふものは、一切これは不法な行為になつてくるわけなんです、根本的に。根本的に請求権を越える一切の問題について不当な、何といひますか、ことをやつていたといふことでありまして、これは拾ひ出してひとつ龜田さん考えてみいといひは、これはいろいろ出てくると思ふ。だから、それはどうでも大して実体的には関係がないんだというふうな理解は私はおかしいと思ふのですが、どうなんですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) とにかく現在無効であるといふことについては両方とも変わりはないと、かつて有効であつたかどうかといふことには、それは歴史的な事実を否定するわけにはまいりませぬので、あくまでわ

れわれはオーレレイを主張して、これを通したわけでは、

○龜田得治君 ちょっと私の質問にひとつそのまゝ答えてほしいんですが、日本政府のほうはオーレレイを入れたことによつて、その中間の段階というものは有効性というものをきちんとして認めさせた。こういう理解ですかね。そういう理解ですね。私の聞いておるのは、先ほど大臣なり条約局長がお答えになつたのは、事実上事実として過去においてちやんとあるんだから、韓国側の理解に立つても、あるいは日本政府の側の理解に立つても、結果は変わらぬのだ。こういうふうな意味の答弁をされておるわけで、両方ともそういう意味の答弁をされておりますよ。私はそれはならぬだろう。やはり韓国側のような理解に立てば、これはもう真正正銘三十六年間全く無権原においてあそこに蟻居してゐた。そりや蟻という字つけてもいいことに当然これはなりません。当然そうなる。だから、それは単に一請求なんかの問題じゃなしに、そういうことになれば、請求権を越える諸般のいろんな問題といふものが予想されるわけでありませう。そういうことは予想されぬのですか。軽くどつちでも一緒だといふようなことをおっしゃるのなら、先ほど岡田さんから質問があつたように、オーレレイなんて何でそんなにやつきになつてとつたとつたとつたといはつてい

るのかといふことも出てくるわけですが、はつきり答えてほしい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 現在もう無効になつておるといふことは、オーレレイがあつてもなくても同じ、これは御了解願います。

それで、オーレレイがもしとられたとすると、初めから無効であるといふことになつて、いま御指摘のような問題があるいは出てくるかもしれない。現実的にはもう請求権やなんかみな解決いたしました。しかし、われわれはとにかくそういう歴史的事実を抹殺するといふことは、これはとうていできないことであるとあくまで主張したわけでありませう。ですから、あなたの御心配の

ようなことはないわけでありませう。

○委員長(寺尾豊君) 午前の質疑はこの程度とし、午後は一時三十分再開いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(寺尾豊君) これより特別委員会を再開いたします。

日韓基本関係条約等承認を求むる案件及び関係国内法案の四案件を一括して議題とし、午前引き続き質疑を行ないます。岡田宗司君。

○岡田宗司君 基本条約の第三条についてお伺いたします。

基本条約の第三条には、「大韓民国政府は、国際連合総会決議第九十五号(Ⅲ)に明らかに示されておるおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」、こうなつておる。そこで、問題になるのは国際連合総会決議でございます。一体、決議に何と書いてあるかと、こう申しますといふと、この決議には、「臨時委員会が観察し、且つ、協議することができたところの、朝鮮の人民の大多数が居住している朝鮮の部分に、有効な支配と管轄権を及ぼす合法的な政府(大韓民国政府)が樹立されたこと、この政府が、朝鮮の前記の部分の選挙民の自由意思の有効な表明」であり、かつ、「臨時委員会が観察した選挙に基くものであること」、並びに「この政府が朝鮮における唯一のこの種の政府であることを宣言し、」云々と書いてあります。これを見てみますと、「朝鮮の人民の大多数が居住している朝鮮の部分に」とある。また、その有効な支配と管轄権を及ぼす合法的な政府が樹立されたこととある。さらに、「この政府が、朝鮮の前記の部分の選挙民の自由意思の有効な表明」でありと、こう書いてある。そういういたしますといふと、この臨時委員会が観察をして、そうしてその合法政府と認めたものがこの有効な支配と管轄権がその朝鮮の人民の大

多数が居住している朝鮮の部分に限られている、こうとしが読めないのがであります。したがって、ここに「朝鮮にある唯一の合法的な政府」というのとは非常に意味が違ふので、ところが、この点については韓国政府の説明によりますれば、これは朝鮮における唯一の合法政府と、こうなっている。この朝鮮の部分と朝鮮における唯一の合法的な政府と、こういうことは非常に違いがあると思ふ。この点についての食い違いについて政府はどうお考えになつておるか。これは外務大臣から御答弁を願ひたい。

○國務大臣(推名悦三郎君) 文言は省略されてありますけれども、「大韓民国政府は、国際連合総会決議第九十五号(Ⅳ)に明らかに示されているとおり朝鮮にある唯一の合法的な政府」と言つておられるのであります、あくまであなたがいまお説みになつたところの内容を受けて、そしてそれに示されておられる「朝鮮にある唯一の合法的な政府である」ということを書いてあるのではありませんから、両者の間に食い違いはないと思ふ。

○岡田宗司君 そういたしますと、日本政府の見解は、この国連総会の決議の朝鮮における一部分と、これをとつておると、こういうことではございませんか。

○岡田宗司君 ところで、韓国側のはうはさうは解釈しておらないのであります。ここに書いてある朝鮮にある唯一の合法的な政府」ということかからいまして、韓半島における唯一の合法政府は韓国政府だけである、他はかいらいの政権である、このうこと、韓国の憲法に従つて韓半島全域にその管轄権が及び、このう解釈をとつておられるわけであり。しかも、この点については韓国の国会の議事録を見ますと、単に管轄権の及ぶ範囲の問題だけではなく、その上に立つて日本の外交に対しまして一つの制限を加へよう、あるいは妨害を加へよう、このうより

なことがここから生まれてきておるのであります。これが私には非常に重大な問題だと思ふので、韓国側の議事録について私どもが入手しましたものを読んで、そしてこれらの意見の食い違いについて問ひたしてまいりたいと思ふのであります。

これは八月の十三日における韓国の第五十二回国議会議事録に出ておるのであります。李東元外務部長官は、「大韓民国政府が韓半島における唯一の合法政府であることを日本に明白に確認させることによつてわれわれの国際的な地位を今一段と宣揚したばかりでなく、日本の外交において両面政策の可能性を封鎖するようになりました。」と書いておられる。「日本に明白に確認させることによつて」とある。さらに、「日本の外交において両面政策の可能性を封鎖するようになりました。」これは重大なことであります。

次に、さらに八月十四日の会議におきまして、丁一権國務總理がこういふ答弁をしておられます。「韓日国交が正常化されたことによつてわが政府や国家全体が力を合わせ、北韓と外交関係を結ぶのを積極的に防ごうと思つて、また通商が増加するのをわれわれが優先権を握つてこれを妨害するのを最善を尽くすべきであり、また文化的に交流するのをわれわれが最善を尽くして防ごうと思つて、さらにわが僑胞の地位をいっそう強化する努力がひきつづき行れるべきであると思ひます。一方、米國と日本の関係をわれわれが注意深く見つめておられるの時期に、国交が正常化されればされるほどわれわれは、ベトナムへの国軍派遣という現実上米國の朝野がどれほど感謝しているかということを考えるべきであります。」非常に重要な発言をしておられます。さらに、特別委員会の議事録を見ておきますと、八月五日に、李東元外務部長官はここでもまた繰り返して、「大韓民国が韓半島における唯一の合法政府であります。したがつてこれによりこれから日本

國が、北傀と通常の外交関係または領事関係を結ぶという可能性を封じてしまいました。」こう

いうふうに言つておられます。また同日、外務部長官は、「われわれが憲法によりわれわれの領域を確保している大韓民国政府を相手とする日本に対して日本の両面政策、再言するならば日本が将来以北といかなる外交関係を結ぶことはできないという予防措置を考究するためにわれわれがこれを要求したものであり、これを日本が確認したものが第三条の精神です。目的です。また交渉経過から明らかにされたすべての問題の内容です。」「丁一権國務總理が、「第三に韓日国交正常化が反共体制にかつた役割りを果たすのか、特に北韓かいらいが再び南進をした場合、日本がどのように出てくると見ているのか、また、アジアにおける政治、経済、軍事上にかつた影響を与えるのか、」云々という質問に対しまして、「われわれは日本が北韓かいらいや中共とこれ以上積極的な政治的、経済的、文化的関係を結べないよう、われわれの力のある限りを出して米國との協力を堅持していくのがわれわれの孤立を免れるともに唯一の道ではないだろうか、万一、日本が將來わが國と外交関係を結ばないために北韓かいらいと一そり近接するようになり、中共と一そり近接するようになれば、わが國の背水の陣、われわれの主防禦線と直結したアジアにおけるところの自由陣營との関係を考へ合わせるべき、とておむずかしい問題が出てくるのではないかと考へざるを得ません。」「云々と言つておられます。さらに、幾多の点で同じような発言がなされておるのであります。この発言のうちで、「韓半島におけるあるいはここに

にある朝鮮にある唯一の合法的な政府」ということを日本が政府が確認した。」、このうことを明言しておられます、はたして外務大臣はこの条約を締結した際に、韓国の側を言ふように唯一の韓半島におけるあるいは朝鮮における唯一の合法政府である、このうことを確認されたかどうかをお伺ひしたい。

○國務大臣(推名悦三郎君) きのうからたびたび申し上げておるように、折衝の当事者が一たん慎重に協議を遂げて、さうして合意した条約の正文を書きおろした以上は、それが唯一のよりどころになるわけなのでございまして、その後にはどういふ場所でもどういふ説明をしようにと、とにかく両国当事者の合意した正文といふものを度外視するわけにはいかなない、さういふ意味におきまして、いまのお尋ねに對しまして私は向かうの当事者といふお尋ねをして、どこでどういふような交渉をしたかといふようなことは、これはいはば技術のことではございまして、何といつてもこの第三条を正確に解釈するということによつてお答えすることが一番正しい方法であると思ふ。そこで、先ほど申し上げましたように、この大韓民国が国際連合総会決議第九十五号(Ⅳ)に明らかにせられておられるとおりのと、この上の部分だけやらん切つて、そして朝鮮にある唯一の合法的な政府と、このういふふうにお説みになつておられると、非常に明らかなに示されておられると、百九十五号に重要な問題である。それは、すなわち、いままあなたがお説みになつておられるところは、韓半島の一部に人民の大多數が住んでおられるところに、きわめて有効な管轄権と支配力を及ぼす合法的な政府ができて、この政府が自由意思によつて選挙を行ない、その上に築かれたものである。このういふものがすなわち朝鮮においても唯一の合法的な政府である、この種の政府という政府である、このういふふうにお説みになつておられるのでございまして、その全体を受けて、さうして朝鮮にある唯一の合法的な政府である、このういふふうにお説みになつておられるのであります、その全体の意味が途中から切れてしまつて、いまのういふふうになるのであります、それは決して正文を正当に解釈するゆゑんではない、あくまでわれわれの相手方である、少なくとも日韓条約の相手方である韓国とは南鮮部分に有効な支配、管轄権を及ぼす政府である、さう解釈するのが正当である、さう考へておられます。

○岡田宗司君 ところが、この韓国政府の「韓日会談白書」の中にこういことが書いてあるんです。「日本側としては、大韓民国政府の唯一合法性に何らかの制約、特に国際連合の決議内容の範囲内におこうとする意図だったが、韓国は、管轄権が南鮮に局限されるという表現が入らなければならぬ」という日本側の主張は、到底受け入れられないので、外交正常化が計れないことがあつても受け入れることができないことを明らかにした」と、非常に強い決意を表明したようでありました。で、こういうような過程があつて、そして向こうは国会でもって日本側が確認したという答弁をしておるのであります。いま推名外務大臣は、それは枝葉のことであると言つておる。この条約を、相手方の国が承認する国会においてこの責任者が言つたことがはたして枝葉のことかどうか、それを枝葉のことと言ふなら、何を言つてその枝葉のことであるということが立証できるのですか。

○国務大臣(推名悦三郎君) 問題は日韓の間にいかなる条約を締結したかということになるのであります。その唯一のよりどころは条約の正文によれるべきものである、こう考へておられます。その他関係当事者がいろいろの場合に、場所、臨んでどういことを言つたかといふことは、これは枝葉といふよりも、むしろさういふものにとらわれるべきではない、条約の正文に対する正当な解釈はあくまで客観的に書きおろされたこの正文によつて解釈をしなければならぬ、こういことを申し上げたのであります。なお、それについてさらに申し上げますならば、請求権の処理という問題がある。これは南鮮の部分、それから日本のほうは日本全体の領域、その間のお互いの請求権といふものを処理したのであります。日本の対韓請求権は、御承知のとおり、軍令第三十三条からその後軍部が韓国にこれを引き渡した。さらに平和条約において日本がその有効性を承認した。こういふたようなきさつによりまして請求権を放棄した。その放棄した請求権の範囲は南鮮の部分だ

けでございませう。それから韓国の対日請求権は、読んで字のごとく、韓国政府及び韓国の国民の対日請求権だけを処理した。こういふわけでは請求権の処理という立場から言ふと、もう北の部分については何ら触れられておらない。それはもう残されたままにございませう。それから漁業問題につきましても、北の部分については、十二海里の専管水域といふものは、これはもちろん設定されておらない。お互いに承認しておらない。しかし、公海においては、いわゆる共同規制水域といふものを想定している。その共同規制水域の領域は、北の部分については沿岸から三海里、つまり領海、その外側を共同規制水域と、こういふふうなきめておる。漁業の問題については、いまの韓国の実態といふものに即して取り扱われる、これはもう両方で合意された問題であります。向こうもそのつもりで合意した。それから在日韓国人の法的地位につきましても、韓国人とそのしからざる朝鮮人と書いてあるのは、これは符合だといふふうなことになるのでありますが、符合と国籍といふふうな、明瞭に韓国といふものは南鮮であるといふたてまえのもとに処理されている。それから文化財につきましても、その出土で北の部分から出土されたものであるといふものは、これはもう向こうも承らうと思つていないようでありませう。が、こつちも渡してない。それで了承して、どの部分をつかまえても、全半島に及ぶといふような実態を、われわれは条約のどの部分についても認めておらないのであります。また、向こうはそれに満足して、合意してイニシアルをして、調印をして、こういふ状況でございませう。その部分だけを特にさういふふうな強調するといふことは、何を一体根拠にしているのか、私は了解に苦しむのでございませう。この基本条約のどこを探してもさういふものはない。

それからもう一つ、向こうの言ひは、いわゆる百九十五号に明らかに示されているとおりのと、すらすら読んでしまふと何のことかわからな。さうして朝鮮にある唯一の合法政府、こういりますから、あるいはその点を非常に省略してお述べになつたのではないか。しかしながら、朝鮮における唯一の合法政府といふのではなくて、この決議に示されておるとおりの意味の唯一の合法政府、こういふ意味でありますから、それを省いてお述べになつたのではないかと思つてございませう。こういふふうな考へてみますといふと、われわれの考へ方は、いわゆる条約の正文を正当に解釈するものであるといふふうには、私は確信をもつて申し上げることができると思ひます。

○岡田宗司君 いま推名外務大臣は、この条約を締結した相手方の当の責任者である李東元外務部長官あるいは丁一権総理なりが、この条約を批准するに韓国に提出した場合に言つたことが枝葉で、あるいはさういふことばにとらわれてはならない、こう言つておる。さうすると、向こう側でも、あなたの言つたことはこれは枝葉だ、無効だ、別にあなたのは意義ないのだ、こういふふうな言われて、向こう側の主張を通さうとされるでしょう。一体さうなつたら、この条約の解釈といふものはどうしてできるのです。幾らこれはいまあなたが解釈されたように言つたところ、向こうでは向こうのさつ私に言つたところ、本と北鮮との間に何らかの交渉が生じた、これは外交関係を結ぶとかなんとかいふ問題じゃございませぬよ。たとへば文化的な交流の問題とかあるいは貿易の問題とか、さういふ問題が起つたときにも、向こうはこれをたてに日本に抗議をして、全力をあげて妨害をすると言つておるんです。しかも、日本の外交をこれによつて手を縛つた、こう言つておる。さうすると、この管轄権の問題は、単にあなたと韓国側との意見の食い違いといふだけじゃなくて、直ちに実際の効果といふか、実際のいろいろの事態がこれから生まれてくる。そこを考へてみますと、これを単に枝葉のことだとか、あんなものは当てにならないとか、どこを根拠にして言つておるのかかわからないといふのじゃ、済まない問題じゃありませんか。

か。

その点について、なぜ意見の一致を見なかつたか。ことにこの韓日白書によると、この問題を日本が認めなければ日韓会談は決裂してもやむを得ないといふような意味のことを韓日白書でうたつておるにやありませんか。総理、その点はいかがお考へになりますか。この食い違いは単なる枝葉末節のものかどうか、これは将来の日本の外交の問題にも重大な関係を持つてくる問題です。さつき私は、一体対等の国としてこの条約の交渉したかどうかといふことをお伺ひしたのは、この点に關係がある。これは総理から明確な答へを聞きた。

○国務大臣(推名悦三郎君) 便宜、私が最初にお答へいたします。

当局者が一たん兩國の間で条約が成立した以上は、あくまでその合意されたものがすべての解釈の基本にならなければならぬと思ひます。ただ、自分解釈及び運用上の大原則だと思ひます。ただ、自分解釈はさういふ高い地位におつたといふふうな人が、かつていろいろなことを言つたからといつて、さかのほつてその兩國が調印した条約の内容といふものはさう変わるものではない。そこで、私は、あくまでこの条約について御審議願う以上は、どうぞ条約の正文をまず基本にして、だれがどう言つた、かれがどう言つたといふことでなく、第三条の正当な解釈によつて、それから入つていくのがほんとうではないかと、こう考へるの

でございませう。私は、百九十五号の決議の趣旨はかくかくの趣旨であつて、それをそのまま受けて、さうと韓国における唯一の合法政府である、こう私を申し上げておるのでございませう。両当局のいろいろの場合におけるいろいろな発言を引き合ひに出して、そして勝つた負けつたの御判定を願うといふのがこの委員会の趣旨ではな

いと私は考えております。

○岡田宗司君 私は、そんな何も勝った負けたの判定をしようなどと思っていない。この解釈の問題は、日本の外交に、事外交に関する限り重大な問題だと思ふ。たとえば、日本が何らかの形で今後北鮮との間に事実的のいろいろな関係が出てくる、その際に、向こうではこれをたてにいつて日本側に抗議もし、また、いま向こうの言っているところでは、日本の手を縛つたと、日本はこれを確認することによって手を縛つたと、はっきり言っている。私はこの点について総理にはっきりお伺いしたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) これは、ただいま外務大臣から詳細にお話をし、説明しておりますが、なかなか御理解をいただけないようでございます。私はそばで聞いておりました、この条約の正文、その書いてあるとおりだと、かようにお答えするのが一番間違いないのだ。おそらく岡田君もこの第三条の読み方では私どもの説に御賛成だと、かように思ひますので、もう何をか言わん、こういう感じがするのであります。第三条の正文、これで判断するよりほかには方法はないのであります。これでそつ書いてあつても、韓国の説をとるのだとおつしやるならば、これはやはり西国間で解釈が相違すると、こういうことで、その解釈の相違する場合は英文によると、こういうことになつていふと思ひますので、その方法で解決すると、かように思ひます。問題は、どんな説明をしておろすと、とにかく正文にはつきりしておるとおりのものによつて私たちは判断すればいいと、かように思つております。

○岡田宗司君 総理にお伺いしますが、単に管轄権の解釈の問題だけじゃない、解釈の問題があつたとあつた影響を持つから私も聞いています。法理論だけの問題じゃないんです。これは日本の外交に及ぼす影響というのを考えると、重大な問題です。というの、韓国のほうでは明らかに、一権総理なり李東元外務部長官は、他国の外交に對して干渉するわけです。一体こういうことは

許されますか。他国の外交に對してこういうことを言うというものは、私は、友好的ではないし、この条約を結ぶ過程において、もしこれを聞かなければこの条約は調印しないなどというのを白書に堂々と盛るような態度を認めて、なぜ一体こういうことを、確認と言われておるけれども、確認はされなかつたんだらうとは思ふけれども、確認をしたと向こうに思わしめるような態度をとつたのか。

○國務大臣(佐藤榮作君) この条約案文とは、条約とは別にいたしまして、抽象的に一般的に、いわゆる管轄権というものはこれはいへんな問題だと、これは御指摘のとおりだと思ひます。しかし、この三条でできていることは、先ほど来説明し、また明示しておるとおりに、国連決議の示すとおりのものでございまして、これはどこから見ましても韓国の説明は無理だと、こういうふうな私どもはとります。しかして、丁總理や李東元外務部長官が説明しているそのことは、当時どういふような事情でこれを説明いたしましたか、しいて私どもも考えまして、対内的な議論ではないだらうか、かように思つております。そう考へると、いわゆる内政干渉だとか、私どもの外交を縛つたとか、かようにいふことになることでは実はないのではないかと、(むきになる)と呼ぶ者あり)ただいまおしかりを受けておるようですが、御承知のように、南鮮、大韓民国の憲法、また北鮮の憲法にいたしまして、ソウルを首都にする、と、こつ書いておるようでございます。だから、その辺は両者のいろいろの憲法の制定のしかたもあるのだから、どうも当方その説明にむきになることは私はとらない、かように思つております。

○森元治郎君 その政府のほうのよりどころは、国連決議百九十五のⅢに明らかに示されておるとおりと、こつが勘どころなんですか。権名さん、そうだね。これが勘どころ。そうして合意されたものが基本でございまして、いいですか。ところが、非常にこれは条約局のお役人さんの頭のい

いのがつくつたのだから、よく考へてみると、百九十五号とは何ぞやというところが問題になつてくわけです。百九十五号のⅢというのを、四十八年十二月十二日の第三回国連総会における決議のこの部分を字数を拾つてみますと、二百十字あるのです。この性格、合法、唯一といつたようなことばが入つておる。性格を示すために延々と百七十一字、それを受けた次の安保理事会をやつた、またこの性格を規定したものが二百十字あるのです。一九五〇年の六月二十五日、すぐあとの安保理事会では、これだけの字を費して韓国政府の性格を書いているのです。ところが、この三条に示されているとおり、この二行をやりますと、六十二字なんですね。だから、全部書けば示されているとおりになるのですが、全部採用しますと、唯一合法的なと書いてないのです。長い文章を読むのはつらいから、もう長い間国会審議していただきますから抜き抜きますが、「唯一」という字のある場所と「合法」という場所が違ふ。ちよつと時間にして五十秒くらいかかりますが、読んでみま

す。「臨時委員会が觀察し、かつ、協議することができたところの朝鮮の人民の大多数が居住している朝鮮の部分に、有効な支配と管轄権を及ぼす合法な政府(大韓民国政府)が樹立されたこと、この政府が、朝鮮の前記の部分の選挙民の自由意思の有効な表明であり、かつ、臨時委員会により觀察された選挙に基づくものであること、並びにこの政府が朝鮮における唯一のこの種の政府であることとを宣言し」、その後、その以後の安保理事会でも、総会でも、およそ韓国とは何ぞやというときにはこの全文を引いているのです。ところが、衆議院で藤崎条約局長が、何ぶん長いんだから、はしよつたみたいのことを言うのですね。しかし、あらゆる国連総会、安保理事会というものは、韓国という性格を示すためにこれだけのことを全部書いています。すなわち、南ですよ

ということを強調している。ですから、合意されたものが基本——「示されているとおり」とい

り、それが改ざんされている。だから、第三条全文、これは私は無効だと思ふ。こんなものは全文が無効。どうですか。ですから、この点の説明は短くしたんだとか——前にあるところの「合法」とうしろにある「唯一」をくつつけた、決議の精神を改ざんしたのですよ。これを改ざんしたといふ、いや、決議は先生のおつしやつたとおりですと、こつ逃げるでしょう。そのあとがいがいけませんよ。「唯一」と「合法」をくつつけた。だから、決議の精神を改ざんしている。これは南北に管轄権が及ぶか及ばないかという論争のために、両国の意見を何とかうまく盛り合わせるには、これがうまい手だということにでもなつたんでしようが、政府のおつしやる根本原則の合意された基本、書かれたものがよるべきところというものが明らかでないといふ……。紙がないわけじゃないんだから、三条に百七十一字を使つて書けば、あるいは安保理事会で採用したように二百十字のものを入れて書けば、はつきりするのです。何もこつて時間をかけて論争することはない。なぜそついうことをしたか。これは無効ですよ、第三条は。

○政府委員(藤崎高里君) 「唯一」という文字と「合法的な」という文字が並んで使つてはならない、国連決議には、これは御指摘のとおりでございます。しかし、「合法的な」という字は「唯一」のこの種の」という字の前にあるのでございまして、「この種の」というところの種といふことの中には、「合法的な」といふものも含まれておるわけでございます。したがつて、それだけを見たら誤解のおそれがあるのじゃないかといふことは御指摘のとおりでございますが、しかし、そのあとにすぐ続けまして、「明らかに示されているとおりの」と、アズ・スペシフィックと英語ではなつておるわけでございますが、このスペシフィックという字は、説明を申しますと、日本語でもスペックというものが日本語になつておるようでございますが、そのスペックがここに国連決議に示されておるのだといふことでございますので、この条全体を見れば、その意味するところはおのずから明らかであ

り、それが改ざんされている。だから、第三条全文、これは私は無効だと思ふ。こんなものは全文が無効。どうですか。ですから、この点の説明は短くしたんだとか——前にあるところの「合法」とうしろにある「唯一」をくつつけた、決議の精神を改ざんしたのですよ。これを改ざんしたといふ、いや、決議は先生のおつしやつたとおりですと、こつ逃げるでしょう。そのあとがいがいけませんよ。「唯一」と「合法」をくつつけた。だから、決議の精神を改ざんしている。これは南北に管轄権が及ぶか及ばないかという論争のために、両国の意見を何とかうまく盛り合わせるには、これがうまい手だということにでもなつたんでしようが、政府のおつしやる根本原則の合意された基本、書かれたものがよるべきところというものが明らかでないといふ……。紙がないわけじゃないんだから、三条に百七十一字を使つて書けば、あるいは安保理事会で採用したように二百十字のものを入れて書けば、はつきりするのです。何もこつて時間をかけて論争することはない。なぜそついうことをしたか。これは無効ですよ、第三条は。

ると思ひます。

○岡田宗司君 いま藤崎条約局長の御説明でございまして、私も納得できない。で、私ももちろん、総理が先ほど言われましたように、大韓民国の管轄権が全体であるとは考えておられぬし、南にのみ限られておるものである、こういう立場をとっております。もし政府がはっきりそういう立場をとられるならば、やはりそのことははっきりきりしておかなければならぬ。この条約第三条といふものは、これは両方の合意の上でできたものであつて、これが唯一の正しいものであると、こうおっしゃいますけれども、解釈はもうまちまちにできる。こんなあいまいなものを基礎にして、私どもは管轄権の問題をはっきりさせることはできない。管轄権の問題をどうやら、この条約の決議、国連の決議の一部を取り出して、そうして字をかつてつなぎ合はしてこへやつただけのことなんです。だから、この条項といふものは、全く国連のこの決議をそのまま援用したと言えないのであります。これは条約技術上の問題か知らぬか知りませんが、全く違つたものになつておる。私はこういうふうな条約のつくり方といふものは、あいまいなものであり、それから将来に疑義を残し、解釈の相違を生み、そうしてしかも、直ちにこういうふうな日本の外交に対してあるいは抗議し、干渉し、あるいは手を縛るといふようなことを行なわしめる基礎をつくり出している、そこがぼくは問題だと思ふ。総理が、この条約の条文が国連憲章決議の改ざんである、あるいはもしくは字をつまみ出して別のものにしてしまつた、こういうふうにお考えになるかどうか、その点ははっきりさしていただきたい。

○岡田宗司君 いま藤崎条約局長の御説明でございまして、私も納得できない。で、私ももちろん、総理が先ほど言われましたように、大韓民国の管轄権が全体であるとは考えておられぬし、南にのみ限られておるものである、こういう立場をとっております。もし政府がはっきりそういう立場をとられるならば、やはりそのことははっきりきりしておかなければならぬ。この条約第三条といふものは、これは両方の合意の上でできたものであつて、これが唯一の正しいものであると、こうおっしゃいますけれども、解釈はもうまちまちにできる。こんなあいまいなものを基礎にして、私どもは管轄権の問題をはっきりさせることはできない。管轄権の問題をどうやら、この条約の決議、国連の決議の一部を取り出して、そうして字をかつてつなぎ合はしてこへやつただけのことなんです。だから、この条項といふものは、全く国連のこの決議をそのまま援用したと言えないのであります。これは条約技術上の問題か知らぬか知りませんが、全く違つたものになつておる。私はこういうふうな条約のつくり方といふものは、あいまいなものであり、それから将来に疑義を残し、解釈の相違を生み、そうしてしかも、直ちにこういうふうな日本の外交に対してあるいは抗議し、干渉し、あるいは手を縛るといふようなことを行なわしめる基礎をつくり出している、そこがぼくは問題だと思ふ。総理が、この条約の条文が国連憲章決議の改ざんである、あるいはもしくは字をつまみ出して別のものにしてしまつた、こういうふうにお考えになるかどうか、その点ははっきりさしていただきたい。

○岡田宗司君 いま藤崎条約局長の御説明でございまして、私も納得できない。で、私ももちろん、総理が先ほど言われましたように、大韓民国の管轄権が全体であるとは考えておられぬし、南にのみ限られておるものである、こういう立場をとっております。もし政府がはっきりそういう立場をとられるならば、やはりそのことははっきりきりしておかなければならぬ。この条約第三条といふものは、これは両方の合意の上でできたものであつて、これが唯一の正しいものであると、こうおっしゃいますけれども、解釈はもうまちまちにできる。こんなあいまいなものを基礎にして、私どもは管轄権の問題をはっきりさせることはできない。管轄権の問題をどうやら、この条約の決議、国連の決議の一部を取り出して、そうして字をかつてつなぎ合はしてこへやつただけのことなんです。だから、この条項といふものは、全く国連のこの決議をそのまま援用したと言えないのであります。これは条約技術上の問題か知らぬか知りませんが、全く違つたものになつておる。私はこういうふうな条約のつくり方といふものは、あいまいなものであり、それから将来に疑義を残し、解釈の相違を生み、そうしてしかも、直ちにこういうふうな日本の外交に対してあるいは抗議し、干渉し、あるいは手を縛るといふようなことを行なわしめる基礎をつくり出している、そこがぼくは問題だと思ふ。総理が、この条約の条文が国連憲章決議の改ざんである、あるいはもしくは字をつまみ出して別のものにしてしまつた、こういうふうにお考えになるかどうか、その点ははっきりさしていただきたい。

と、かように思われるのでいろいろお尋ねになると思ひますが、先ほど岡田君も言われたように、私も管轄権は北にまでは及んでおらないと思ひます。このお話をどうも聞いておられる、これがいろいろな文章になつておられる、これがいろいろなお尋ねのようになります。私は、確かになりつばな文章になり、また改ざんされておられる、百九十五号(三)に明らかに示されておられる、どうもこれはおわかりをいただかないと、どうも相ならないように思ひます。

○岡田宗司君 いまのお話ですと、たいへん明らかだと、こういうふうにおっしゃられるので、すけれども、実はこの英文を見ると、一番しつとにあるパラグラフの一番おしまひにある「ト・ジス・イズ・ザ・オンリー・サッチ・ガバメント・イン・コリア、この部分だけしかとつていないので、あとの部分は全部省略してある。全体の文章で説明してあるものを、その一部をとるだけであつて、その全体の意味を変えてしまふといふことは往々にしてあるわけなんです。こういうようなことをやつて、これを条約の、基本条約です、基本条約でもって管轄権の問題をきめるのに、こういうあいまいなやり方をすると、これは将来に禍根を残すので、私はお伺ひしているのですが、これは明確な形で、その管轄権の問題を明らかにしておる、何人もこれに違つた解釈を許さないほど明らかかどうか、総理はどうお考えになりますか。

○岡田宗司君 いまのお話ですと、たいへん明らかだと、こういうふうにおっしゃられるので、すけれども、実はこの英文を見ると、一番しつとにあるパラグラフの一番おしまひにある「ト・ジス・イズ・ザ・オンリー・サッチ・ガバメント・イン・コリア、この部分だけしかとつていないので、あとの部分は全部省略してある。全体の文章で説明してあるものを、その一部をとるだけであつて、その全体の意味を変えてしまふといふことは往々にしてあるわけなんです。こういうようなことをやつて、これを条約の、基本条約です、基本条約でもって管轄権の問題をきめるのに、こういうあいまいなやり方をすると、これは将来に禍根を残すので、私はお伺ひしているのですが、これは明確な形で、その管轄権の問題を明らかにしておる、何人もこれに違つた解釈を許さないほど明らかかどうか、総理はどうお考えになりますか。

しておる、第三条について私どもの所信を表明いたしました。韓側側の説明につきましては、私は何らの批評を加えておりません。ただ先ほど申しましたように、どうも事情でかような説明をされたか、あるいは国内的な放送というふうなものではないだろうか、かようなことだけ申しました、それ以上でためたか何かかと言われない、ほろいように思つておられます。

○岡田宗司君 これは問題だと思つたのですが、これはたとへば評論家がいろいろ解釈をしたと、こういうことならそれは別に条約が施行されても、うたいたい影響はないでしよう。あるいはまた韓国の野党の国会議員なんか言つた場合でも、それほどたいたい影響はないと思ふ。しかしながら、いやしくもこの条約を調印する、そしてもしこの条約の効力が発生するならば、この条約に基づいていろいろなことをする相手国の代表である総理なり、あるいは外務部長官の言ふことなんです。したがつて、この問題についてははっきりしておかなければ、今後日本とすれば朝鮮半島全体に對する諸問題についていろいろ事が起つたとき、一々問題になるじゃありませんか。したがつて、この点は韓国にはっきりしておかなければならぬ。もし総理が言われるように南に管轄権が限られるのだと、こう言ふならば、そのことはやはりこの条約が結ばれるときに認めさせなければならぬ。それが認めさせることができなかったのです。なぜそれを認めさせることができなかったのですか。

○岡田宗司君 これは問題だと思つたのですが、これはたとへば評論家がいろいろ解釈をしたと、こういうことならそれは別に条約が施行されても、うたいたい影響はないでしよう。あるいはまた韓国の野党の国会議員なんか言つた場合でも、それほどたいたい影響はないと思ふ。しかしながら、いやしくもこの条約を調印する、そしてもしこの条約の効力が発生するならば、この条約に基づいていろいろなことをする相手国の代表である総理なり、あるいは外務部長官の言ふことなんです。したがつて、この問題についてははっきりしておかなければ、今後日本とすれば朝鮮半島全体に對する諸問題についていろいろ事が起つたとき、一々問題になるじゃありませんか。したがつて、この点は韓国にはっきりしておかなければならぬ。もし総理が言われるように南に管轄権が限られるのだと、こう言ふならば、そのことはやはりこの条約が結ばれるときに認めさせなければならぬ。それが認めさせることができなかったのです。なぜそれを認めさせることができなかったのですか。

おるといふことは十分に頭に入つて、そしてこれを取りきめたといふことが言えるのでありまして、今日北鮮の問題についてはこの条約は何ら触れていない、ただ日本が北鮮に対して外交とかその他の——公の国交を開くとかその他の点について、北のほうを相手にしないといふことは、これは今度の条約で始まつたのではなくて、平和条約締結の際に韓国を承認して以来、日本はさうな方針をとつておるのでありまして、それは他の七十三方国が韓国を承認し、それから七十二方国以外の二十三方国が北鮮を承認しておる。そうしてこれら七十あるいは二十数方国が同時に両方を承認しておるといふことは、いふことにかんがみましても、これは分裂国家を、こつちを認める、またあつちを認める、そういう矛盾した行動はとれないのでありまして、これはもう韓国を承認して以来の日本の独自の方針である、今度の条約によつてそういうふうな縛られるのではないといふことを、これは繰り返して申し上げたはずであります。御了承願ひたいと思ひます。

○岡田宗司君 たいへん御答弁を聞いておりました、私の聞いてないことに対して一生懸命御答弁になつておる。これはおそろしく想定問答集か何かか書いてあることをそのまま答弁されておるんです。私の聞いておることに答へたいと思ふんですが、とにかく、いま外務大臣のおっしゃることによりまして、韓国の当局者は漁業問題だとか、あるいは文化財の引き渡しの問題とかでは、事実上韓国の管轄権は南だけだといふ腹を持ってやつておつた、こういうお話であります。そうすると、韓国の国会でもって総理大臣だの、それから外務部長官が言つておられることは、これは故意にひん曲げて言つておられるか、うそか、それだけなければならぬ、これを言つておられるにすぎないと、こういうことになるじゃありませんか。で、これはためたためたといふことは、いまもし権名外務大臣が言われたことがほんとうなら、ためたことになるなら、ためたことになる。

○岡田宗司君 たいへん御答弁を聞いておりました、私の聞いてないことに対して一生懸命御答弁になつておる。これはおそろしく想定問答集か何かか書いてあることをそのまま答弁されておるんです。私の聞いておることに答へたいと思ふんですが、とにかく、いま外務大臣のおっしゃることによりまして、韓国の当局者は漁業問題だとか、あるいは文化財の引き渡しの問題とかでは、事実上韓国の管轄権は南だけだといふ腹を持ってやつておつた、こういうお話であります。そうすると、韓国の国会でもって総理大臣だの、それから外務部長官が言つておられることは、これは故意にひん曲げて言つておられるか、うそか、それだけなければならぬ、これを言つておられるにすぎないと、こういうことになるじゃありませんか。で、これはためたためたといふことは、いまもし権名外務大臣が言われたことがほんとうなら、ためたことになるなら、ためたことになる。

いうことをはっきりお認めにならないというところ、この条約を今後施行する上に、そうしていろいろ問題が起つてくることでは、そのときに差しつかえます。だからその李東元外務部長官なり、あるいは一権総理の言われたことが、いまも権名外務大臣の言われたことと違うなら、それは間違ひである、でたためである、はつきりそう言われたらどうですか、総理どうですか、その点は。

〔委員長退席、理事草葉隆園君着席〕

○国務大臣(佐藤榮作君) まあ私は、第三条は先ほど来同じことをお答えしておりますので……。そこで韓国の総理や外務部長官がどういうような状況のもとでかような説明をしたことだろうか、その点がどうも不明確であります、あるいはひよつとしたら、私は昨日憲法問題でたいへん失礼をしたということで、けさも皆さまの御了承をとりましたが、あるいは韓国の憲法問題からこういような管轄権の問題に発展したんじゃないか。これも大韓民国の憲法ははつきりそれを書いておられますから、そういう意味じゃないだろうか、それならばやっぱり北も同じような憲法で問題があるはずだ、これはソウルを首都にするとはつきり書いておるじゃないかということ、しつぱしお答えしたように思いますが、で、まずそのときにどんな環境のもとで説明されたか、第三条をそのまゝ説明すると、全然、文理解釈というわけじゃない、ごさいませんけれども、もうそれは書いてあるとおりのこと、示されているとおりに解釈するよりこれは手がかりに思っています。当時のおかれたそのときの態度というものがどういふことだったろうか、それはまず私にはわからないので、ただいま申し上げるようにならぬか、かきめてかかるのには私はちよつと材料が不十分だと思ひます。

○岡田宗司君 私先ほど韓国の国会の議事録を数カ所読み上げました。それはこの数カ所読み上げたというところは、単に失言じゃないということの明瞭な証拠じゃないですか。両人が何べんも同

じことを繰り返して、しかも韓国の憲法の第二条ですか、この解釈の問題で言っているのではななくて、この条約案が韓国の国会で審議され、この基本条約の第三条が問題になっているときに答えているのです。そうすると、いまあなた方の言われたようなあいまいなことではすまなくなる。やはりこれは明瞭にしなければならぬ点で、この解釈の食い違いがあれば、当然たまたまなければ今後の日本の韓国外交においても重大な影響が生じてくる。ことに北鮮との諸般の事実上の交渉が生じたときにもいろいろな問題が起つてくるので、私はこの問題について明らかにし、そうして、この問題についての韓国の合意をはつきり得られなければならぬと思ひます。他の問題については合意議事録などというものができておる。あいまの問題については合意議事録がない。そういう食い違いがそのまゝにされておるといふことは、今後の日本の外交の上にも重大な支障を生ずると思ひます。その点について、いま総理はどういう状況で言われたかわからないと言ひます。しかしながら議事録は政府の手にあるはずなのです。私もには配付されなければ、政府の手にあるはず、議長のところまで出ていられるわけですから、これをやはり照合してごらんになれば、どういふことと言われたかわかりになるはずだ。総理いかがですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) どうも私もここまで議事録を追及してありません。で、お願いをしておりますのは、この第三条についての私どもの説明、これと韓国の説明が違つていふと言われますが、十分の御判断をいただきまして、この第三条からどういふような結論が出るか、これをひとつ十分御勘考願ひたい、かように思ひます。

○藤田進君 これは衆議院段階でも、そして当委員会でも昨日も問題になり、このまゝ看過して進めるわけにはまいりません。あまりにも一部の解釈の相違と違つて、竹島問題しかり。そこで私は苦言を一点呈したいのは、昨日二宮君の質疑にあつたても、休憩をわざわざとつて、外務大臣が説

んでいないというのであれば、韓国の速記録はそのまゝお持ちなんだから、ところが再開いたしました速記録は読んでいない、読んでいないでしゅうけれども、読んでいないことになると抜き差しならない、説明がつかなくなるのです。第一、総理以下これだけ重要な国論の分かれていふ問題を審議するときに、さあ、韓国の国会の模様はどうだったのか、その辺のまあ前後の事情がよくわからぬ。きのうおれがつい失投したようなああいふことだったのかもしれない。そんなあやふやなことでも国会の答弁に立とうとされる点はまことに遺憾です。そうあるべきではありません。外交専門家においても、あるいは国民全体の中にこれほどまあ大きな食い違いがあるということは、これはどうしたことだろうか。最大とも言ふべき、政府が明らかにすべきポイントです。日本政府が国内向けにかような答弁をしていふのであつて、韓国側の言うのがあるいはほんとうかもしれない。あるいは韓国側が国内向けに何とか言つていふので、こつちがほんとうかもしれない。いくら文章を読んでみても、いや実は出さずにいいたけれども、合意議事録があるのだとか、何かそこに筋の通つたことなければ困るのです。そこで、これは今後の審議態度に対する要望、苦言であります。そこで、第一点のたまたまの点は、参議院の先般の予算委員会では現地ソウルに駐在する、日本外務省から派遣されている前田書記官ですか、外二名を、表情を聞きたいから参議院に、政府委員ではないでしょうが、政府説明員として、ひとつ呼んでもらいたたい。いろいろしつぷつておられたが、最終的に速記録を調べてみると、権名外相は御期待に沿うようにこれから検討いたしますといふ趣旨の答弁もあつたわけですから、この際、その時間のかかるわけではない。総理自身が私が要求するまでもなく現地の事情は十分調べた上で確信を持って答弁すべきです。その意味においてわれわれも直接聞いてみたいから、この前田君あるいはほか三名でもよろしいが、少なくとも一人は至急に約束どおりこの際呼んでもらいた

い。それを待つ間の審議もありますから、総理は海員組合、労使間の関係で三時半から約一時間の所用がある。いま問題になつていふ重要な事項ですから、私も一時本委員会の審議を中断してせひ出向き、社会的影響を軽減するようにいふこととで、三時半から約一時間の休憩をとるわけですから、その間に、いまのような答弁はだれも納得しません。あれは向こうがやつてにやつていふのかと言へば、そうとも言わない。国内向けだろう。昨日総理は韓国国会も民主的だと言つていふので、それはぜひ速記録も読んでもらいたい。そうしてどうして是非でもこの問題は明らかにしてもらいたい。同じ条約協定、第三条、百九十五号(Ⅲ)、具体的な問題でまきり違ひ、韓半島全域に及ぶ、いや、北には及ばない、こつちが大きな食い違いがあるといふことは、日本政府として、この文章を読んでそれで納得しろと言われても、納得ができませんか。そんなこと、あいまいなことでも乗り切ろうと言われてもそれは困る。証拠をあげてひとつあなただ方が正しい、向こうが違つて、れつとされた——速記録は前後そんな勇み足とかさういふような雰囲気ではない。全然ない。あるならばあるという証拠を出してもらいたい。

○国務大臣(権名悦三郎君) われわれはあくまでこの締結された条約の内容について御審議を願つておるのでございませぬから、どうぞその締結された内容に關しての御質疑ならばいかにしようとも御説明を申し上げますが、外国のできごとをもつてきて、ああ言つたこと言つたと言われどもいささか困るのであります。そこで、向こうは全半島と、こつちが言つていふ。ところが、この百九十五号の決議では、全朝鮮の人民の大多数、全部とは言つていないのです。大多数が居住しておる朝鮮の部分と、こつちが言つていふのです。だからこれに基づいて第三条である限りにおいては、全半島に及ぶといふようなことは、どこからも出てこない。少なく

い。それを待つ間の審議もありますから、総理は海員組合、労使間の関係で三時半から約一時間の所用がある。いま問題になつていふ重要な事項ですから、私も一時本委員会の審議を中断してせひ出向き、社会的影響を軽減するようにいふこととで、三時半から約一時間の休憩をとるわけですから、その間に、いまのような答弁はだれも納得しません。あれは向こうがやつてにやつていふのかと言へば、そうとも言わない。国内向けだろう。昨日総理は韓国国会も民主的だと言つていふので、それはぜひ速記録も読んでもらいたい。そうしてどうして是非でもこの問題は明らかにしてもらいたい。同じ条約協定、第三条、百九十五号(Ⅲ)、具体的な問題でまきり違ひ、韓半島全域に及ぶ、いや、北には及ばない、こつちが大きな食い違いがあるといふことは、日本政府として、この文章を読んでそれで納得しろと言われても、納得ができませんか。そんなこと、あいまいなことでも乗り切ろうと言われてもそれは困る。証拠をあげてひとつあなただ方が正しい、向こうが違つて、れつとされた——速記録は前後そんな勇み足とかさういふような雰囲気ではない。全然ない。あるならばあるという証拠を出してもらいたい。

い。それを待つ間の審議もありますから、総理は海員組合、労使間の関係で三時半から約一時間の所用がある。いま問題になつていふ重要な事項ですから、私も一時本委員会の審議を中断してせひ出向き、社会的影響を軽減するようにいふこととで、三時半から約一時間の休憩をとるわけですから、その間に、いまのような答弁はだれも納得しません。あれは向こうがやつてにやつていふのかと言へば、そうとも言わない。国内向けだろう。昨日総理は韓国国会も民主的だと言つていふので、それはぜひ速記録も読んでもらいたい。そうしてどうして是非でもこの問題は明らかにしてもらいたい。同じ条約協定、第三条、百九十五号(Ⅲ)、具体的な問題でまきり違ひ、韓半島全域に及ぶ、いや、北には及ばない、こつちが大きな食い違いがあるといふことは、日本政府として、この文章を読んでそれで納得しろと言われても、納得ができませんか。そんなこと、あいまいなことでも乗り切ろうと言われてもそれは困る。証拠をあげてひとつあなただ方が正しい、向こうが違つて、れつとされた——速記録は前後そんな勇み足とかさういふような雰囲気ではない。全然ない。あるならばあるという証拠を出してもらいたい。

ともそういふに私は考えるのであります。そうしてこの部分に対して有効な支配——有効な支配というのとはただ空想の支配ではない。ほんとうに有効にそれを把握して支配してある、管轄権を持つておるといふこの現実、何といつても今日においては休戦ライン以南でございませぬ。だからこの百九十五号の正当な解釈からはどうしても全半島に及ぼしておるところの政権であるといふことは絶対に言えないのであります。この問題……。

○藤田進君 国内向け放送でしよう。

○岡田宗司君 いま椎名さんが説明されたこと、私どもも現実には韓半島の、大韓民国は韓半島の南しか管轄権が及んでいないことを認めているのです。それはあなたに説明を聞かなくてもわかる。問題は食い違ひの点なんです。しかも、私は今度の諸条約ほど食い違ひが多い条約はないと思う。大体条約が結ばれてしばらくたつてからいろいろな情勢が変化をする、あるいは結んだ国の政権がかかる、そういうことからして条約の解釈に違ひが起こる、紛争が起こるといふことはある。しかしながら普通、条約が結ばれたときには、おそろくどの条約においても、初めから、それを結んだ当事者が別々のことを放送して、お伺いしたいのだけども、この一年間に結ばれて国会の承認を得た条約、諸協定のうちで——あるいはもう一、二年さかのぼつてもよろしい。この二年間か三年間に結ばれた諸条約、諸協定のうちで、初めからこれを調印した諸当事者が意見が食い違つて、それを公にして、そういう条約、諸協定があつたかどうか、それをひとつお伺いしたい。それからあとでお伺いするけれども……。

○政府委員(藤崎萬里君) この二、三年に、こういうふうによかましく食い違ひが論議された条約

を締結した記憶はございませぬ。

○岡田宗司君 それごらんない。だから、私もこの条約について問題にするのです。異例ではありませんか、総理、その点は異例と認めますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 少し異例と認めるかどうかといふことですが、ただいま言うように、いままでもない、これが最初から違つておるといふのですから、そういう意味から見ると異例だ、このようにいふことが、私も、議事進行をするわけではありませぬが、少し整理してみたいと思つて、先ほど来いろいろお話が出ておられますが、岡田委員もたびたび言われるように、岡田委員と私も政府の間には相違はない、これは確認していいことじゃないか。それで、日本政府と韓国政府との説明が違つておると、こういうことを一体どういふふうにか、かように理解しておられますが、さういふふうでいいだろうか。

○岡田宗司君 そうです。

○国務大臣(佐藤榮作君) そういふ点について、先ほど来私が申し上げましたように、韓国がどういふふうな環境のもとで、かような説明をしたか、私には十分わかりませんから、よく調べてみましょう。いま、条約局長、後宮君等から聞く、とにかく向こうでそのとおりは言つておられますが、この質問に答えた、答弁した、そのなを見れば、こんなに厚い、なかなか見れませんというから、それはとんでもないことだ、それをもう少しよく精査して見てくれませんか、こういうことをいま申したのであります。私は、先ほど来申しますように、条約に書いてあるところは非常にはっきりしているのだ、だからその文言で御判断をいただきたいといふことを、たびたび申しました。これは、私はいまだにさう思つておられます。この点は、お説みになったとおりでありますから、社会党と政府との間にも考え方は食い違つておらないのだ、食い違つておるのは政府と韓国

との問題だ、こういうふうに言われるように私思ふのです、それならまた、ただいま申し上げますように、韓国の問題についてやかく批判することが、はたして友好親善関係を樹立する上に役立つかどうか。これなどもひとつ勘案され、また、具体的に將來の問題が起きたときに、どういふふうで解決するのか、その方法もあるようでございますから、それらの点も御勘案いただいて、ただいまのように、政府から、韓国がそれはでたらめな答弁ですと、こういうことを言われないようにお願いをしておきます。

○龜田得治君 閣連。外務大臣、日本政府のよう

な考え方であれば、大韓民国政府は——三条です、**「国際連合総会決議百九十五号(III)に明らかに示されているとおりの政府であることが確認される」**、これでいいんでしよう。なぜ、きわめて疑いを残さないように書かなかつたかといふことなんです。閣連憲章、閣連の決議に示されているとおりのものだといふのであれば、そのとおりに書けばいいわけでしょう。途中にさういふものを入れるからこんがらがつてくる。**「大韓民国政府は、百九十五号に示されているとおりの政府である」**——文章も短くなるし、一点の疑いもないわけなんです。なぜ、そのように明確な表現をとらなかつたのか。いきさつを説明してください。

○国務大臣(椎名悦三郎君) **「唯一の合法的政府である」**と書いても間違ひではありません。

○龜田得治君 そういふものを入れることによつて、韓国政府のような解釈のしかたをとらす道を開いておるので、意識的に、ともかく、**「百九十五号の決議のおりのものであります」**、これだつたら、何も別個な解釈が出てくる余地がないわけなんです。

そこで、もう一点開きたいのは、韓国政府が、先ほど来言われておるような解釈、これは韓日白書等を見ても、ともかく早くから主張されておる解釈であります。条約締結時にももちろんさういふ解釈をとつておる。ところが、日本政府

の解釈は、実質的には、さういふ「朝鮮にある唯一の合法的な政府」といふふうなことはがなしに、百九十五号(III)のおりのものだといふ、さういふ、先ほどから述べておるような解釈なんです。

これはもう客観的に、文獻によつて明確なんです。これが一体合意と言へるのですか。私、理屈を言うようですが、重大な問題だから申し上げるわけなんです。調印のときに、すでに両者が違つた見解を述べておる。それを一体、条約、合意といふことが言えるのでしようか。ただ、見解が違つていても、一つの文章に両方の人が判を押せばそれで契約は成立したと……。それは形式的なことなんです。たとえば、これはわかり切つたことですが、普通の契約書でありましたも、判を押すときに両方の考え方が違つていたということが後に明白になれば、形式は契約になつておつても、これは裁判所によつて無効になる。それと同じことがここで行なわれておるじゃありませんか。社会党が、さういふ条約は無効だと、存在だ——何もあなた、わけのわからぬことを言うて、むりやりにそんな主張をしたわけじゃない、さういふ、韓国のさういふ解釈があることは御存じです。それは、調印当時でもその解釈があつたことは否定できぬでしよう。**「調印前だ」**と呼ぶ者あり。だから調印前からある。調印のときにはもちろんある。今日でも。少なくとも調印のときにはさうなんだ。これがあなた、どうして合意と言へるんです。その点、もつとあなたはいきさつを説明してください。

○国務大臣(椎名悦三郎君) これは、両国の当局が非常に精力を傾けて、さうして慎重に審議を重ねまして、さうしてこの合意に達したものを、そのまま文字にあらわしたものでありまして、両国の国語の上から、もし疑義がある場合においては、この基本条約に限つて英文——日、韓、英と三言語で書かれておりますが、両国の間に、これを解釈する上において懸隔がある場合において、英文によるということになつており、きわめ

て慎重な考慮が施されておるのであります。調印の場合には完全に合意したものであります。

○岡田宗司君 たいだいま完全に合意したと、こう言われるが、合意してないからこそ、韓国内の当局者が、当事者が、別の見解を述べているのじゃありませんか。もし合意しているならば、はっきりありませぬか。あとになって、状況が変わって来てたら別ですけれども、そうでない。だから私は、合意されたら、文字は一つだけけれども、合意してない事実が存在しているからこそ、こういう事態になつていふと思ふ。

そこで私は、条約、協定その他の形式のことをお伺いするのですが、外務大臣、意見の違いをなかなものについて、意見をはっきり食い違いをなからしめるために合意議事録といふものができるのでしよう。そうすると、その合意議事録といふものは、その本条約その他に付して出される、そして国会の承認を得る、あるいは参考資料として出されるのでしよう。こんな食い違いのあるものが、なぜそういう手続がとられなかつたのか。たとへば、漁業の問題その他について、解釈の相違の起こりや問題、あるいは明確にしおかなければならぬ問題については、はっきり合意議事録が出ていないじゃありませんか。交換公文が出ていないじゃありませんか。それならば、なぜこういう重大な問題について、合意議事録、交換公文を出さなかつたのでしようか。つくらなかつたのでしようか。それをつくつてないから、今日こういうような状況になつておる。もし、合意ができなかつたというので、その解釈が明確であるというならば、その合意議事録なり、あるいはその交換公文なりといふものを出し願ひたいと思ふ。

○岡田宗司君 合意に達してないから、こんな問題が起つていないのじゃありませんか。いまの大臣の言うことは、でたらめですよ。でたらめじゃないですか。

○岡田宗司君 合意に達してないから、こんな問題が起つていないのじゃありませんか。いまの大臣の言うことは、でたらめですよ。でたらめじゃないですか。

○國務大臣(権名悦三郎君) どうも、ふしぎな御批判を受けるものと思ひますが、とにかく、正式な調印式を済まして、韓国の全権団は非常に喜び勇んで帰国した。完全に合意に達しましたから、合意議事録もつてあいまいふ点を補足説明する必要はなかつた。だから合意議事録はないのであります。それほど完全に合意したのであります。

○岡田宗司君 いま、でたらめなことを言われておるのですけれども、もし、韓国のほうが、これでもって喜んで帰つたというならば、おそらく、ここにいる日本側は韓半島における唯一の合法政府であるということを確認したと、こういうことだから喜んで帰つたのでしよう、向こうは喜んでいふのでしよう。何を言つていふのですか。

○國務大臣(権名悦三郎君) 向こうでも、憲法には全半島と書いてあるけれども、しかし北の半分は実際に支配権も管轄権も及んでいないといふことを、みずから認めておられます。そして、その認められた態度について、あらゆる協定が取りきめられておるのであります。決して日本は、今度の条約で韓国の憲法まで承認したわけじゃない。その実際の管轄権の及ぶ範囲、支配権の及ぶ範囲といふものを実態といたしまして、そして、すべての取りきめを行つたのであります。

○岡田宗司君 これは、たいへんおかしな話だと思ふのです。たいへん御見解を述べられたのであります。私、この日韓交渉に携わつたたのであります。たいへん御見解を述べられたのであります。私、この日韓交渉に携わつたたのであります。たいへん御見解を述べられたのであります。私、この日韓交渉に携わつたたのであります。

○岡田宗司君 合意に達してないから、こんな問題が起つていないのじゃありませんか。いまの大臣の言うことは、でたらめですよ。でたらめじゃないですか。

た。それを見ましても、すいぶんいろいろな点の批判がある。いま権名外務大臣の言われるように、両国が意見が一致して、たいへんにいい条約だと両方満足して、これなら意見の食い違いがないといふような条約でないことは、それらからも明らかだ。一体、いま言われたことは冗談でおお言ひになつたのか、本気で国会の答弁としてお言ひになつたのか、これは十分に明らかにしてもらわなければならぬ。

○國務大臣(権名悦三郎君) 私は、冗談は言ひません。

○岡田宗司君 私は、この食い違いは、単に解釈上の食い違いではなくて、あとにいろいろな問題が起つてくると思ふのであります。その問題について今後触れていきたいと思ふのですが……

○森元治郎君 ちょっとその点で……

私は、前の総理大臣の答弁が非常に気になるのですが、たいへんやわらかい顔をされて、苦衷を察してくれと、条文を讀んで賢明な皆さんはおおかりになるだろうと、おわかりになつてくれ……何のことかわかりませんが、何か、人情論で話したような感じがする。すなわち、われわれの攻撃はそのとおりだが、それがとらえられない。そこをひとつ何となく、もみ手したように見えるのだが、これは笑つた顔で受け取つておられない。条約ですから。われわれ国民全体、国に影響がりますから。やはり弱いところがあるといふことはお認めになりますか。

いふ点、相手の国の批判はしばらく預からうじゃないですか、こういうお話を申し上げたのであります。現実の問題が起きたときに、しからばいかに処理するか。これにつきましても、それぞれみんな考え方がきまつておられますから、どうか御安心をいただくようにして……御安心をいただかなくてもけっこうですが、ただいまの段階で相手政府を批判することは差し控えたいと、かように申し上げたのであります。

○藤田進君 ちょっと……総理、いまの社会党と一致しているという点を少し都合よくとられておるのです。韓半島における現実については、それは南と北に分かれておる。いま休戦ラインを、これを境として、政府もそう思つておる。これは一致している。しかし、条約の編さん、表現については、亀田委員から指摘するように、韓国が言うのもむべなるかなといふような、この点を亀田委員からついでに言つておる。ここに仕掛けがあるから、韓国は韓国で、そういうなるほど……です。ですから、この条文もそのとおり、まことによくできていて、総理の言われるような、といふのじゃなくて、現実の問題としては一致している、北と南に分かれておることは、このあらわし方については、これはまことに問題があるといふことを亀田委員のほうから申し上げておるのでありますから、この点はひとつ、あなたのみ込みを、早合点をしないでおいでもらいたい。

そこで、整理いたしますが、半になりましたから、この間に、韓国の審議の客観事情等についても、いま調べるように言つておるということ、この休憩時間に、その点を明確に答へられるように、しっかりとつかんでおきたい。外務大臣については、韓国の議事録はそのままあなたの手元にあるのだから、全体を讀む時間はないだろうし、必要はない。竹島なり、あるいは管轄権なり、重大なところの食い違い点について、はっきりと、向こう側の審議状態は速記録に出ております。これを把握してもらいたい。そうして再開の

いふ点、相手の国の批判はしばらく預からうじゃないですか、こういうお話を申し上げたのであります。現実の問題が起きたときに、しからばいかに処理するか。これにつきましても、それぞれみんな考え方がきまつておられますから、どうか御安心をいただくようにして……御安心をいただかなくてもけっこうですが、ただいまの段階で相手政府を批判することは差し控えたいと、かように申し上げたのであります。

委員会では、何べんも言いますが、同じことを言つたつて前に進みませんよ。これは循環している、同じことが、もうこれ以上どうしても言われないという、想定問答集以上出ないというのならば、これはいざしらず、参議院ではそうはいきませんよ。大事な点をほおかぶりしていかうといつたつて、そうはいきません。これは、そうはおつしやらないでしょう。ほおかぶりしてすらかるならんて。

それから、先ほど提案したように、適当な時期に前田書記官を呼ぶことについて、御期待に沿うようにいたしますことでしたが、もう適当な時期は、いまをはずしてはありませぬ。きょうこの時間には申し上げませぬ。この審議中、特にいまのような問題もあるので、約束を果たしてもらいたい。これについての御答弁も休憩後にいただきたいと思つた。よろしくごさいますね。

○森元治郎君 議事進行。簡単に。国連の決議の問題がきょうの午後の主題でありましたが、重大な資料要求を、大至急やつてもらいたいの、この百九十五号を引用して——ほかの国も、韓国承認国はこれを引用しているという御答弁でありますから、その国々を早く出してくれということを三日前にやつていらっしゃるんですが、まだ来ない。大至急督促してください。

○理事(草葉隆園君) それでは、ただいまの資料を、内閣でよろしくどうぞ。一時間休憩いたします。午後三時三十分休憩

午後四時五十六分閉会
○委員長(寺尾豊君) これより、特別委員会を再開いたします。
日韓基本関係条約等の承認を求めるのは案件及び関係国内法案の四案件を一括して議題とし、休憩前に引き続き、これより質疑を行ないます。
○藤田進君 休憩前に、総理並びに外相に対しまして、速記録その他を確かめられて御答弁をいた

だくことが一つ。それから、前田書記官の国会出席についてが一つ。それから、前田書記官の国会出席についてが一つ。

○國務大臣(佐藤榮次君) お答えいたします。休憩中に議事録を調べた結果、いかなる環境の中になされた答弁であったかということがわかりました。すなわち、条約そのものの解釈についての質問に答えたものであつて、これら韓国首脳者の答弁に關する私の見解は、先ほど述べたとおりで、変わりはないと思つた。先ほど答弁に對する批判は差し控えないことも、先ほどお答えしたとおりであります。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 前田参事官の問題であります。本来の仕事を持つておられますのでいかにかとお答えは、当初に申し上げたとおりであります。なお、ただいま日韓貿易協定を年内に開くために、その準備に忙殺されておられます。さういふわけで、両国間の条約に關する食ひ違ひの問題に關しましては、前田参事官が参上しなかつたとしても、われわれのほうで、できるだけお答えを申し上げたい、こう存じます。

○藤田進君 お約束いたしました、また予期したただいまの総理の御答弁にまず言及いたしますが、どういふ環境で行なわれたか、よく事情がわからない。外務省に命じていま調べているというところであるので、休憩前にそのことを注文し、お答えをいただいたわけですが、その調べた結果、どういふ模様の中になつたことでは、簡単に質問に對して答えたのだ。問題の本質は、私が昨日のようによつて、昨日はこれまた激高されて日本国総理もおやりになつたが、あれを引例されて、そんなことではちよつと何か勇み足かなんか、不用意に思ふやうなことを言つたかもしれないといふニュアンスでお答えになつておられるのですから、ですから、そこらの事情を調べさすといふことだつたが、その点には触れられておられないわけ、これはやはりそのことを踏まえての答弁であることを十分胸に置いてお答えをいただきたい。

それから外務大臣に、当時お断わりしておる。それは速記録にはつきり出ております。もめて、結局いよいよこれに進展がないという段階になつて、この間の予算委員会、あなたがひよこひよこ立つて、御期待に沿うようにということになつておるのです。これは事実認識が全然違ひでございませぬ。事務当局から速記をひとつ取り寄せて見てもらいたいと思つた。私の言ひがかりでだつたといふ。最初はいさう言つておられましたが、あのときの議事進行でまともなものは、御期待に沿うようにということになつておる。これは事実の認識が違ひ。同時にいろいろありますが、これは前田参事官についてもありませぬ。食ひ違ひについて答弁を求めるといふよりも、この韓国国会に對する模倣といふものは、速記録だけでは描写できません。これも一つの大きな問題ですが、さういふことは十分腹に入れ、国民とともに落ちない点を残したまま進むといふことは困る。慎重審議の内容として必要があるので、さらに、先回のお約束といふものをたてて私がとるのみならず、必要があるから——きょう直ちには申し上げませぬと言つてある。必要な審議の期間中すみやかにひとつ再度お願ひを申し上げておきたいと思つた。よろしくごさいますね。全然ほかのことをいま答えては……

○委員長(寺尾豊君) 岡田君、御質疑をお始めください。

○岡田宗司君 休憩前におきまして、私は基本条約の第三条における兩國の政府当局者の見解の食ひ違ひを追究いたしました。この食ひ違ひのあることは明瞭である。いかに権名外務大臣が、合意されたところである、こう言われましても、当初から食ひ違ひがある。調印されたときから食ひ違ひがある意見があり、それが公に当事者によつて暴露されておるわけですが、おそらく韓国側におきまして、今日の首相並びに外務大臣の国

会答弁が向うに伝えられましたならば、向う側においても食ひ違ひをおるといふことを言ひで言ひませぬ。韓国側の新聞等でも食ひ違ひなしと言われないでございませぬ。さうすれば、もう食ひ違ひといふことは、これは客観的な事実として存在することになるわけでありまして、私は先ほど藤崎条約局長に、条約が調印されたときから意見の食ひ違ひがあるようなのはあるかどうかと聞いたところが、さういふものはございませぬ。全くどうも私どもが長い国会生活において、条約、協定等を取り扱つておりました。最初から意見の食ひ違ひのあるのは初めてだ。さういふような条約は決していい条約とは申せませぬし、私どもはさういふ食ひ違ひのある条約をそのまま見過ごすわけにはいかなないので、この点をあくまでも追及しておるわけでありませぬ。一体この食ひ違ひを、あなた方は、食ひ違ひのないようにする、さういふ努力をされるかどうか。これは日本と韓国の関係のみならず、また日本と北鮮の問題も將來いろいろ起つてまいりませぬ。これらの食ひ違ひを、大きな關係を持つ問題であるから、その食ひ違ひをなくすといふことは重大な問題だと思つた。その努力をされるかどうか、その点を伺ひたい。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 調印の際に食ひ違ひがないからこの条約ができたのであります。ただ、合意された条約について、その後説明がいろいろなされておるといふのでありまして、あくまでこれは責任ある当局の間で十分審議され、そして合意されたものでありまして、これは兩者の当局の間で合意されたものでありませぬ。そして、この解釈の違ひに對する現実に食ひ違ひがある、さうしてその解釈の違ひによつて現実の問題が大きく動揺する、先ほど申し上げたように、この合意された基本条約に合致して、そして請求權の処理も漁業協定も、あるいは在日韓国人の地位等あるいは文化財の問題、みな合意された基本に沿つて処理されておるといふのでございまして、何らこの条約が有効して、これを実行する上において矛盾を来たさない

というようになつておられます。ただ竹島は、両方の主張が真正面から食い違つておる、であるから紛争があるわけでありませぬ。この紛争の処理に關しては、やはりこれまで合意によつて通常の外交ルート、もしもできないならば調停と、こういうことになつておるのでありますから、基本条約について食い違ひが当初からあつたというようなことは、全くこれは事実上「反するおことば」であります。

○岡田宗司君 もし韓国側においても、いま権名外務大臣と同じような説明なり解釈なりを公表しておるならば、私も食い違ひがあるとは申しませぬ。しかしながら、韓国側の説明なり解釈なりが違つておる。しかも、単にこれは評論家あるいは野党の議員が主張しているのではなくて、調印の当事者が言つておるから、これは食い違ひがある、と、こう申しておる。食い違ひの事実なしと、こういうことは強弁にすぎないのであります。私も、そういう普通常識をもつて考えられないような強弁をここで申してお聞きしているのじゃない。ただいまこの食い違ひの問題について、竹島の問題については食い違ひがあるから、紛争処理の交換公文ができておるのだ、それをつくつたのだと、こういうふうにおつしやいます。が、この食い違ひは、ひとり第三条だけではない、竹島問題にあり、李ライン問題にあり、さらに他にも幾つか私も発見することができるのであります。

このあなたが食い違ひのあると認めたそれでは竹島の問題について、私もほさらには食い違ひの点を明らかにしていかなければならぬと思つておられます。あなたは、竹島は日本の領土であるといふことを盛んに主張されておられます。しかし、この日本の領土は、今日韓国の官憲によつて占拠をされておるわけでありませぬ。しかし、そういう占拠をされておるといふ事実だけではなくて、この竹島、つまり韓国のいう獨島の領有権について、非常に食い違ひがあるのであります。この食い違ひがあるから紛争の対象になる、これは私も

客観的に紛争があるということをお認めしますが、一體この処理の方法をきめたこの紛争の解決に關する交換公文、これの解釈まで食い違つておるといふところに、また重大な問題があると思つておられます。竹島の領有の問題について食い違ひがあるといふことは、これは客観的事実である。しかし、この客観的事実を解決するための交換公文において意見が一致しておるならば、この問題の解決の方法と言へませぬ。しかしながら、紛争の解決に關する交換公文の解釈もまた違つておるに至つては、どうして一體解決することができぬのか。その点を私は今度お伺ひをしたいと思つておるのであります。韓国側はこの紛争の解決に關する交換公文自身が竹島の問題の処理に關しては食い違ひをいふことをはつきり言つておるのであります。これは、私またこの韓国の国会の議事録を引用して、あなたの御見解を伺ひたいのであります。が、この韓国の第五十二回韓国国会の議事録、八月の十三日でございますが、外務部長官は、この問題についていろいろ見解を述べておるのであります。

「次は、獨島問題についてのべます。獨島はわが國の嚴然たる領土であり、領有権是非の余地がありません。日本は獨島が日本の領土であると主張し、國際裁判を通じて領有権に關する是非を明らかにしようとする態度を十余年の間維持してきました。このたびの會談妥結時においてもこの問題を解決しようとする態度を示したが、わが政府は獨島がわが國の領土であるので、國交正常化ができません。日本は主張を受け入れることができないばかりでなく、この問題をもつて日本と論議する余地さえないことを明らかにして、われわれの立場を最終的に貫徹したのであります。」これはこの交換公文を調印した外務部長官の説明なんです。国会における正式の説明でございます。これによると、交換公文における紛争処理といふことは、対象にならないといふことを示しておるでありませぬか。さらに、もっと詳しくこの問題について、韓国国会において答弁しておるので

あります。少し長いですが、そしてこれは總理大臣あるいは外務大臣にとつて多少耳の痛いことも書かれておるようでありませぬけれども、お聞き取りを願ひたいと思つておられます。これは李東元外務部長官の答弁です。「獨島は、あくまでもわれわれのものであり、獨島の領有権はわれわれのものであります。勿論獨島が過去韓日間で、韓日問題の懸案の対象にはならなかつたが、韓日間で多少のやりとりを、紛争の対象であつたことだけは事実であります。こんど日本にいつたときにも、日本の外相が獨島問題について、何らかの解決策を見出し出そうと私に話したことがあります。私はその席で、韓日會談の懸案問題を解決し、調印するために、日本に來たのであつて、韓日會談の懸案でもなく、問題の対象にもならないわが國の領土問題をあなたと相談するために日本に來たのではないからもし、あなたがそのような立場を固執するならば、私は風目敷をたたんで歸ると本人にいつた結果、彼がその話を中止し、その後調印……いゆるその正式調印をするため、日本首相官邸で日本の内閣……わが國の代表、日本の代表また百余名にのほる外國記者とカメラマンが二階で待機してました。調印する約四十分前までは佐藤首相と私がこの問題について多少のやりとりをしました。佐藤首相がいうには、獨島問題、すなわち日本人はこれを獨島だといはず、竹島問題といひます。竹島問題については、昨日自分が参議院選挙の演説で、この解決されない限り韓日會談を解決しないと約束したのでこの問題についてどうか少し自分の顔を立ててくれとのお話がありました。私はこの事について佐藤首相にはつきりといひました。われわれが韓日會談の妥結を、調印しようとする最も大きな理由は今後、韓日關係が親善の關係にならねばならないといふ事であつたのにも、獨島問題がこの度の韓日問題で言及されたといふ事実を韓国国民が知るようになれば、これはわが國民感情を挑発するダイナマイトの役割を果す。それならば、何のために韓日會談の調印をするのか、

したがつてもしこの問題について日本の立場を放棄し、われわれの立場を認めない限り、私としては調印することができないと非常に強い立場を示し、ついにわれわれの立場が認められ、調印するようになったのであります。また、勿論政治というものは時間が経過するにつれて時に変質するものが常であります。ここで紛争の解決に關する交換公文において、もし今後日本が獨島問題とこの問題を関連させる可能性……政權が変ればその可能性もありません。この可能性もある程度考慮して……日本の入達が最初、主張するには「兩國政府は、別の合意がある場合を除くしては兩國間の紛争は……」、最初には兩國間の紛争を獨島を含む兩國間の紛争としといひましたが、これは権名外相が取り下げました。権名外相が取り下げましたと書いてある。「われわれは外交上の經營を通じて解決することにし、これによつて解決しえない場合には兩國政府が合意する手続に基づいて、この兩國政府が合意する、これは日本人はどのようにしたかといへば、兩國政府が合意する第三國または、國際裁判所に提訴してその審議結果に従う、このようになつております。これを直し、合意する手続に従つて調停により解決をはかる、即ちいいかえるならば、日本の佐藤政權が変り、あるいは政治生理が變質して獨島問題を約束に反して交換公文にひっかけ、國際的に解決しようとしても解決しえないように釘をさしたのであります。」と書いてある。「即ち、どうしてそのようなかといへば、われわれが合意しない限り兩國政府が合意する……つまり、われわれが合意しない限り如何なる手続もとれません。また、その最後に解決をはかるとして、はかるといふこの事は法的な術語ではありません。英語で言うならば、This is very Sentimental……」この点はどうもよくわかりませんが、抜かしませぬ。日本が、「と」なるので獨島については勿論、日本の政治的な必要によつて今後何らかの政治的なやりとりが無いとは断定しえないけれども、われわれとしては条約を通じて、法を通じてわれわれの立

したがつてもしこの問題について日本の立場を放棄し、われわれの立場を認めない限り、私としては調印することができないと非常に強い立場を示し、ついにわれわれの立場が認められ、調印するようになったのであります。また、勿論政治というものは時間が経過するにつれて時に変質するものが常であります。ここで紛争の解決に關する交換公文において、もし今後日本が獨島問題とこの問題を関連させる可能性……政權が変ればその可能性もありません。この可能性もある程度考慮して……日本の入達が最初、主張するには「兩國政府は、別の合意がある場合を除くしては兩國間の紛争は……」、最初には兩國間の紛争を獨島を含む兩國間の紛争としといひましたが、これは権名外相が取り下げました。権名外相が取り下げましたと書いてある。「われわれは外交上の經營を通じて解決することにし、これによつて解決しえない場合には兩國政府が合意する手続に基づいて、この兩國政府が合意する、これは日本人はどのようにしたかといへば、兩國政府が合意する第三國または、國際裁判所に提訴してその審議結果に従う、このようになつております。これを直し、合意する手続に従つて調停により解決をはかる、即ちいいかえるならば、日本の佐藤政權が変り、あるいは政治生理が變質して獨島問題を約束に反して交換公文にひっかけ、國際的に解決しようとしても解決しえないように釘をさしたのであります。」と書いてある。「即ち、どうしてそのようなかといへば、われわれが合意しない限り兩國政府が合意する……つまり、われわれが合意しない限り如何なる手続もとれません。また、その最後に解決をはかるとして、はかるといふこの事は法的な術語ではありません。英語で言うならば、This is very Sentimental……」この点はどうもよくわかりませんが、抜かしませぬ。日本が、「と」なるので獨島については勿論、日本の政治的な必要によつて今後何らかの政治的なやりとりが無いとは断定しえないけれども、われわれとしては条約を通じて、法を通じてわれわれの立

したがつてもしこの問題について日本の立場を放棄し、われわれの立場を認めない限り、私としては調印することができないと非常に強い立場を示し、ついにわれわれの立場が認められ、調印するようになったのであります。また、勿論政治というものは時間が経過するにつれて時に変質するものが常であります。ここで紛争の解決に關する交換公文において、もし今後日本が獨島問題とこの問題を関連させる可能性……政權が変ればその可能性もありません。この可能性もある程度考慮して……日本の入達が最初、主張するには「兩國政府は、別の合意がある場合を除くしては兩國間の紛争は……」、最初には兩國間の紛争を獨島を含む兩國間の紛争としといひましたが、これは権名外相が取り下げました。権名外相が取り下げましたと書いてある。「われわれは外交上の經營を通じて解決することにし、これによつて解決しえない場合には兩國政府が合意する手続に基づいて、この兩國政府が合意する、これは日本人はどのようにしたかといへば、兩國政府が合意する第三國または、國際裁判所に提訴してその審議結果に従う、このようになつております。これを直し、合意する手続に従つて調停により解決をはかる、即ちいいかえるならば、日本の佐藤政權が変り、あるいは政治生理が變質して獨島問題を約束に反して交換公文にひっかけ、國際的に解決しようとしても解決しえないように釘をさしたのであります。」と書いてある。「即ち、どうしてそのようなかといへば、われわれが合意しない限り兩國政府が合意する……つまり、われわれが合意しない限り如何なる手続もとれません。また、その最後に解決をはかるとして、はかるといふこの事は法的な術語ではありません。英語で言うならば、This is very Sentimental……」この点はどうもよくわかりませんが、抜かしませぬ。日本が、「と」なるので獨島については勿論、日本の政治的な必要によつて今後何らかの政治的なやりとりが無いとは断定しえないけれども、われわれとしては条約を通じて、法を通じてわれわれの立

をぶつこわしても、おれはそういうわけにいかぬ
ということをはつきりと韓国国会でぶつているの
でしょう、ぶつておるのですよ、現在、ですか
ら、そういう一帯があつたのかどうか、非常に大
切な段階で、推名外相が一部認めたように、そう
いうことを言ったこともないし、また、そのよう
なことを韓国で言うのはこれはけしからぬ話だ
ということなのか、覚えていないといつたつて、
こんな大切な問題をいよいよ頂上です、総理
の会つたときのことを覚えていないで過ごそうと
いうのでは少しずいずいすぞ。

○国務大臣(佐藤榮作君) いまから調印しよ
と、交換公文もできているのです……

○藤田進君 現実に……

○国務大臣(佐藤榮作君) ええ現実に、十分後か
二十分後にかく調印しよというそのときな
んです。そういうときまで私のところでそんな交
渉はいたしません。だから李東元が私のところへ
参りましたのは、ただいまの調印に来たんだ、こ
ういうことをはつきり申しております。そのとき
の周囲の環境といふか、環境の情勢を御判断
願えれば、私がそういうことを記憶しておらない
というのに御了承がいくだろう、かように申すの
です。これから話をして、そうして案文をつくる
という、そういうときなら、ただいま藤田君が言
われるようなこともあろうかと思ひますが、もう
ちゃんとしてきていて、調印だけに来るといふ、そ
ういう事実でございますので、これは私が記憶して
おらないということもよくおわかりだろうと、か
ように申すのでございます。

○岡田宗司君 外務大臣も総理大臣も記憶をして
おらない、これは向こう側でもつてあなたの記憶
を呼び起こさせるような発言をしておるにもか
かわらず、記憶をしておらない、これはどうも逃げ
の一手としか思えないが、しかし、その点は記憶を
しておらないと言ふならば、これはどうもこれか
ら責めても、記憶をしておらない記憶をしておら
ないで逃げられるでしょうから、さらに歩を進め
ていきたいと思ひますが、この委員会でやはり李

東元外務部長官が言つておるのですが、これは独
島周辺における専管水域の問題、すでに、専管水
域をしく問題についていろいろ述べておられます
が、そのうちでこういふことがある。通常基線に
よつて専管水域がしかれるということを申し上げ
まして、したがつて、そのような原理によつて独
島周辺にはそのような専管水域がしかれるので
ございます。こうなつておるのです。そうすると、
もう単に紛争の処理の段階ではなくて、領有し
て、その回りに領海をつくる、専管水域をつく
る、こういうことになつておるわけですね。専管水
域の場所についてはちゃんと兩國で取りきめがあ
るわけですね。どこそこ専管水域をつくるという
取りきめがある。この独島の、あるいは竹島の周
辺に専管水域をつくることについてはこれは合意
があつたのですか、そうして条約上にそれは規定
されておるのですか。

○国務大臣(推名悦三郎君) その本体について、
紛争のこれは対象になつておるのであります。か
ら、専管水域は単独でこれは設定することはでき
ないはずであります。

○岡田宗司君 単独で設定することはできない、
そういうことになつてまいりますと、この
専管水域をつくる条約にまで関係をしていくわけ
じゃございませんか。そうすると、専管水域をつ
くることになつておりますいろいろな条約・協定
というものもまた、これですね、こういう欠陥が
出てくると、こういうことになりまして、これま
た食い違ひが生ずるのじゃないですか。外務大
臣。

○国務大臣(推名悦三郎君) そのとおりです。そ
の竹島そのものが紛争の対象、したがつて、これ
を取り巻く専管水域というものが紛争の対象にな
る。

○岡田宗司君 この交換公文には、「兩國政府は、
別段の合意がある場合を除くは、兩國間の紛
争は、まず外交上の経路を通じて解決するものと
し、」とあるのです。で、別段の合意がないから
まあ竹島の問題は紛争になるわけでありすが、

この竹島問題をこの紛争の対象として、外
交上の経路を通じて解決することになる場
合には、双方が竹島問題をこの紛争であると認め
て、そうしてそれを外交上の経路を通じて解決す
るといふことのみ合意がなければならぬ。とこ
ろが、韓国側では、これはすでに解決されたこと
である、たとえ日本のほうがこの問題を今日の
みならず将来にわたつて、たとえ佐藤政権がか
わつて、そういう問題が起こつてくるかもしれな
いけれども、断じて竹島問題を紛争解決のための
問題としない、そういう点、日本に対してきざ
さしておるとまで言つておるのであります。そ
うすれば、日本政府が、この問題でもつて紛争解決
の対象にして処理いたしましよと言つて向こう
に申し入れても、向こうが応じなければどうや
つて外交経路でもつて話ができますか。それでも話
ができるのかどうか、これは外務大臣の手腕いか
んかもしれませんけれども、あなたはそういうこ
とができるとお考えですか。

○国務大臣(推名悦三郎君) まあ紛争問題が深刻
であればあるほど、いまおつしやるようなことにな
るのであります。この竹島問題はきわめて深刻
な紛争問題で、でありますから、いまは実力を
もつて占拠しておる、近づくと発砲する、こうい
ふ物騒な状況でございますので、日本はこれに対
等な方法をもつて対抗することは考へていない、
あくまでこれに対して抗議を申し入れておしま
す。ただ、日韓兩國が発効いたしました、だんだ
んいろいろな面において友好的な関係がだんだん
醸成されてまいる、その醸成されたときを見てこ
の外交上の交渉を始め、もしそれでいけなければ
兩國の合意のもとに第三國を入れて、そうしてそ
の調停によつて問題の解決をはかる、こういう手
順を進めたいと考へております。

○岡田宗司君 向こうでは、佐藤内閣のもとにお
いてもあるいはその後の政権ができてこの話
し合ひに應じないと言つてゐるんです。あなたはこ
れから日韓關係がよくなればそれで、もつて話
し合ひに應じるだろうと、そうして外交上の経路に

よつて解決ができるだろうと、こういふお見通し
なんです。向こうのほうじゃそれを応じないと
言つてゐるのです。どうして応じさせることが
できるのか、それをひとつ、あなた名外務大臣で
あればその点についてわれわれに納得いくように
御説明できると思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(推名悦三郎君) 竹島問題は最大の兩
國の紛争であるといふことを両當局の間において
十分に了解され、それを念頭に置いて、そしてこ
れの解決のために通常の外交ルート、それが整わ
なければ、合意する方法によつて、調停によつて
解決をはからう、こういう合意ができておしま
す。これに対してどういふ説明を加えておられる
か、これはつまびらかにいたしませんし、またす
る必要もない。そういう合意がちゃんと醸成と
できておるのでありますから、少し頭から血が下
がつて、そして友好關係がもつと増進されて、そ
して冷静にこれを見る場合においては、これはも
う必ずこんな問題は早く解決しようじゃないかと
いうようなことに私はなることを確信しておしま
す。

○岡田宗司君 そうあなたが確信していても、韓
國側の意向では、どうもそうもなりそうもない。
そういう場合に一体あなたはどういふ態度をとら
れるか。あるいはあなたはそのときは外務大臣で
ないかもしれないけれども、やはりいま外務大
臣である以上、日本国民に納得のいくように、そ
れができるものであるかどうかの説明をしなけれ
ばならぬ。そうして竹島問題がこの紛争解決交換
公文の対象になるといふことをいま言われました
けれども、これについての合意があるというにか
かわらず、韓国側では、この問題はすでに解決し
て合意がないと言つておるわけなんです。韓国側
では、もうすでに解決した問題であつてこれを紛
争問題としてかけるという合意はいたさない、と
いう態度を明白に打ち出しているのです。それで
も合意があると言われるのですか。

○国務大臣(推名悦三郎君) どうも岡田さんは向
こうの言うことはかり信じていて、少しは私の言

も合意があると言われるのですか。

うことも信じていただきたいと思うわけでありま
す。大体、国際間のこういう種類の紛争は全くむ
ずかしいのです。現にもうソ連との間に、国後、
択捉の問題はその解決のめどすらついていない。
そういうようなことでございまして、とにかく終
局的な解決は見ませんでしたけれども、解決のめ
どはつけた、そのめどについては両国の間で合意
ができておるのだから、少し友好的な雰囲気が出
れば、しんぼう強くこの問題に取り組みまして
解決し、終点を持ち込むことが私はできる、でき
なければならぬ——よくこういう国際紛争はある
ようにございまして、どこにもないようなことを
やっているとわけていけません。どうぞ御了承願
います。

○岡田宗司君 私は、いまのよそのことなんか別
にお聞きしているわけではないので、竹島問題の
処理についてお伺いしておるわけなんです。私は
紛争があるということは、これは厳然たる事実だ
と思う。しかし、紛争処理にあたって、向こうさ
さんが話し合いに応じないという、こう言っている
のです。これは向こうさん側が明らかに言ってい
ることなんです。あなたの場合は、それじゃ
これは向こう側が話し合いに応ずるといふことで
もってこの交換公文をつくったのだと、こう言
うならば、それを裏づける何ものか示してくれな
ければ、あなたの言うことを一〇〇%どうも信ず
るわけにはいかない。食い違いの場合には、やはり
あなたのほうでも韓国側が竹島問題をこの紛争処
理交換公文に従って処理するのだということを明
白にした、何か合意事項なりあるいは取りきめ
なり、口上書きなり、何かそういうものはござい
ますか。そういう裏づけがあれば、私はあなたの
言うことを一〇〇%信じます。しかし、ない
限り、やはり向こうに書いてあることについて、
あなたの立場を私は聞くのは当然でありまして、
し、国民の疑惑を解くためには、その私の質問に
答えていただかなければならぬ。どうでしょう。
○國務大臣(推名悦三郎君) それが交換公文を取
りかわしたのであります。

○岡田宗司君 交換公文の内容について聞いてい
るのであります。それで交換公文を取りかわした
ら、答弁にならぬ。あなたの答弁は、これはも
う私国民の疑惑を増すばかりだと思つて、
次に、これは総理大臣にお伺いするつもりです
ないと思つて、総理大臣にお伺いいたします
が、この外交上の経路を通じて解決するものとし
て、向こうが出てこない、こういうようなことを
言っておるのですが、その場合には、総理として
いかにしてこの外交上の経路、話し合いに
向こう側にある種の圧力をかけるなり、あるいは
また、他の方法をもつてこの話し合いの場に引き
出すことができるか、それらの点についてあなた
はどうお考えになるか、お伺いしたい。
○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほど外務大臣から懇
切丁寧にお答えをいたしました。両国関
係が親善関係に向かう、必ずお互いに話し合
う機会が、チャンスが来る、必ずまたそのチャン
スをつくってお目にかけますと、かように申し上げ
ておりました。ただいままでいろいろお話がござい
ましたが、私も日本政府としては、この竹島の
領有を主張しておるばかりではございませぬ。
ただいまのような点で御心配ならば、私も竹
島の領有を放棄したり、あるいは韓国の主張を承
認したり、こういうことでもございませぬが、承認も
しないし、放棄もしておられません、こう何度も
お答えをいたしておりました。それではない、わ
れわれは古来の領有を主張しております。古来か
ら日本の領土であります、かように申し上げてお
るのであります。たいへん岡田君が、これは紛争事
件であるというところは御承知いただきました、そ
の点で私はありがたいと思つておりましたが、さら
に突き進んでその紛争を解決する、これは平和の
手段によつて私は解決するのだ、両国関係の親善
友好関係を樹立するのでありますから、こういう
問題でいつまでもあとに残るような、しこりを残
すような紛争は続けるべきではないので、早く片
づけるべきなんです。だから必ず韓国政府も私ど

もの交渉に応じてくれる、かように私は確信して
おります。これを推名君の確信が、そんなただ単
なる確信と、こういうことではなしに、これからつ
くり出される両国間の関係のことを想定いたしま
すと、明るい希望を持つのは、これは当然である
と、かように私は思います。(きわめて明快であ
る)と(呼ぶ者あり)
○岡田宗司君 どうも、きわめて明快であるとい
う声がございませぬけれども、私にはどうもきわめ
て明快に聞こえない。これは頭が悪いせいかもしれ
ませんが、しからば第二段の問題についてお伺
いしたい。
第一段で、「外交上の経路を通じて解決するも
のとし」とございませぬが、もとまたと韓国がこれ
に応じませぬ、この話し合いに応じませぬ、
解決ができない場合には、「両国政府が合意する
手続に従い、調停によつて解決を図るもの」とす
る。と、第二段のことまで書いてあるわけであり
ます。ここにも両国政府の合意する手続に従つて
とあります、韓国側はこの点についても合意す
ることはないと、したがつて、調停などというも
のは起り得ない、こういう立場をとつておるも
であります。そういういたしますと、合意する手続に
従うということがあつて、片方が合意しなければ
ば調停というものが成り立たないではありませ
んか。したがつて、第一段の場合に話し合いに
出でてきても、それが解決できなくて、第二段に
移つた場合に、もう向こうが合意しないという事
態が起れば調停も成立しない。つまり第二段も
成立しない、こうすれば、事実上解決できないといふこと
になるではありませぬか。
○國務大臣(推名悦三郎君) 調停によつて解決を
はかると、こう言つた以上は、片一方の申し出が
他方のほうにおいてどうも気が食わないと、その
方法では気が食わないと、それならばその次の方
法はどうか、それも気が食わない。第三、第四
と、こう提案して言いつ分を全部調停というのは、
それじゃ成り立ちようがないじゃないかというよ
うなことになると、何のためにじゃあ調停によつ

て解決をはかると言つたのか。そこまでくると、
もう条約違反ということになるよであらう。
でありますから、やっぱり条約というものが誠実
に守られるというものは、その基本においてお互
いの両国の間に相当の信頼関係があるということ
を前提にするということではなければならぬとい
うのは成り立たないと思つておられます。私は、あ
らゆる調停に合意しないといふことを言うはずは
ない、そういう不見識なことは絶対に韓国首脳部
はなさらない、こう信頼しておる次第でございま
す。

○岡田宗司君 あなたは韓国当局者を信頼して
おられるかもしれないけれども、いままでの条約の
交渉過程、成立過程において、先ほど藤崎条約局
長が言つたように、調停のときにも意見の食い
違つておるのはほかにない、まあ最初から意
見が食い違つて両方でもつてかつてな意見を放
しておるのはこの条約が初めてだということにな
るわけでありまして、そういうような事態にあり
ますといふと、この条項で、両国政府が合
意する手続に従い、は、合意しないこともあり得
るといふことが想定されるのではございませぬ
か。信頼関係と云うけれども、信頼のできないよ
うなことを韓国側でもつてとんとんと当局者が発
表しておつて、それでもつてどうして信頼ができ
ますか。調停が成り立ちますか。それを調停がで
きるんだと、こうおつしやるのは、考え方が甘過
ぎるか、それでなければ私どもを一時のがれの答
弁でございませぬか、どつちかにすぎない
じゃありませんか。
○國務大臣(推名悦三郎君) これからとにかく
あらゆる面において国交を正常化して、請求権の問
題も、経済協力の問題も、漁業の問題も、いわゆ
る両国の共存共栄の道を進もうと、こういう包括
的な条約関係がここにできたのであります。もう
何でもおまえの言うことは反対だといふような、
そういう関係を想定して問題を議論することはま
ことにどうも不適当だと思つておられます。何で
も反対、そういうような関係ではない。これから
一緒になつてお互いに繁栄しようじやな

いかというのでありますから、それは方法いかんによつては気にくわないことがあるかもしれぬ。それなら、これならいかでせう、これならいかですと。また、向こうのもし注文があるならば、その注文を申し出さしてさうして適当に話をつける、こういうことができるのであります。何にも言わずに何でも反対というふうな、さういふ関係は私は想定したくない。

○岡田宗司君 想定したくないと言つても、韓国側ではさういふことをはつきり言つておられるにやないですか。それですから、あなたが幾ら想定したくないと言つても、韓国側はさういふ方針をとるといふことをはつきりしている以上、これはあなたが幾ら規定しても、あなたが幾ら想定しないでも、この調停はさうも成立し得ないということになる。これは普通の常識があつたら考えざるを得ないじゃないですか。あなたの常識が狂つておられるのかどうか、あなたの思考方法がわれわれと違ふのかどうか、これはどうも私として理解しかねることであります。

さうして、これはまた総理にもお伺いしたいのでありますけれども、この調停に同じ場合も想定できますが、もし「両国政府が合意する手続に従ひ、調停によつて解決を図る」と、さういふ事態が権名外務大臣の言われるようなことで起こつたといふことです。昨日羽生君からも質問がございましたが、この調停といふものは、これは仲裁と違つて、法的拘束力がない。そこで、この調停に従つて、日本が、これだけの理由をもつて竹島は日本の領土であると言ふのかかわらず、調停が竹島は韓国の領土であるという結果になりましたらば、その際に一体どういふふうにされませうか、これは総理にお伺いしたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまこの調停は理論的に法的に拘束力がないという、これはもう一致した意見でございます。そこで、さういふような事態が起きたらどうか、さういふお尋ねでございますが、まださういふ先走つた事柄でございませぬので、私どもはどこまでも自分たちの主張が

正しいと、かように考へておりますので、それ以外のことはあまり予定もしておりませんが、さういふ仮定の問には答えないほうがいい、また、答へることができない、かように私は思ひます。

○岡田宗司君 それでは、ここに書いてある調停といふものの解釈を一般的にお伺いしたい。竹島の問題についての特殊の——特殊といふか、さういふ場合でなくて、一般的にさういふ場合の調停といふものの効力をお伺いしたい。合意によつて調停の手続をとるといふことになりませうれば、調停者も合意によつておられるわけでありませう。それと同時に、この合意に従つて調停に対しては従つていふことに大体なるかと思ふのですが、さうでせうか。

○国務大臣(権名悦三郎君) 調停によつて国際紛争を処理する場合はさういふことに承知しておりますが、その場合に、調停がある場合にはそれに従つていふ当事国のあらかじめの了解のもとに行なわれるものと私は承知しております。

○岡田宗司君 それならば、両者が調停に従ふことに合意するといふことならば、何も第三国による調停でなくて、たとえば国際司法裁判所にこの問題を付託してもいいわけではございませぬか。国際司法裁判所にこの問題をかけるというには両者の合意が必要であるし、同時に、国際司法裁判所に両者が合意して問題をかけるということである。さうすれば、なぜ日本の言うように韓国は国際司法裁判所にかけらぬことに応じなかつたのか。日本は国際司法裁判所に提訴するといふことについて韓国の合意を得る努力をし、それが得られなかつたのか、そこらをはつきりお伺いしたい。

○国務大臣(権名悦三郎君) すべての調停があらかじめ当事者の事前のこれに従つていふ了解を以て行なわれるわけではございません。調停の場合、あらかじめ調停があつた場合にはこれに従つていふ了解をとる場合もある、それからとらないう調停する場合もあるといふことを補足しておきます。

それから国際司法裁判所にかけるように日本側として考へたのでありますけれども、さういふことには至らなかつたかといふことは、一口に言つて、韓国が応訴する意思が、気がなかつた、さういふことであります。なぜ一体応訴する気が見せなかつたかといふことにつきましても、従来の具体的な事情につきましても政府委員から答弁させます。

○政府委員(後宮虎郎君) お答え申し上げます。韓国側は一貫して国際司法裁判所に付託することには反対の態度をとつていたのでございませうが、その根拠をいたしましては、調停の場合ですと、その調停委員の任命、調停官任命等について両者が合意をいたさすので、自分が反対する、自分の気にならぬものが調停委員になるというより、さういふ可能性はないわけではございませぬ、国際司法裁判所の場合ですと、その点は必ずしもさういふふうにはまいらない。あるいは、韓国側の一番反対している共産圏諸国の判事もおられるわけではございませぬ、さういふところから、現段階、ことに国連に韓国がまだ入つていない現段階においては、国際司法裁判所といふものに原則問題として付託しないといふ方針をとつておられるように察せられます。

○岡田宗司君 それでは、まあ調停にかけることを韓国が同意をしたといふしまして、先ほどと逆な結果、つまり竹島は日本領土であるといふ、さういふ判定が下つた場合に、いま韓国は不法に占拠しておられるわけではございませぬ、韓国として、拘束力のない——道義的に従ふ義務はあるかもしれぬけれども、拘束力のない調停にはたして従つていふことが予想されますか。総理大臣、その点はいかがですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたしますが、さういふ交換公文ができました経過等を見まして、十分さういふ問題について韓国側も誠意をもつて応じてくれる、かように私は考へております。たいへんこれから先の問題でございませぬので、とやかく言われませんが、親善関係を樹立しよ

うという際に疑つてばかりかかつていけないのじゃないか。また、国際関係が断絶しておるような立場でものごとを考へないで、とにかくこの条約を発効さしてさうして親善友好関係を樹立しよう、さういふやさきでございませぬので、さういふ事柄はむしろ信用する、信頼して進めていくほうが望ましいのではないか、かように私は思つております。

○森元治郎君 根本に返つて、なぜ領土問題がさういふふうになるのか。たいへんな生産物が出てくるさういふ島でもない。しかも、遠いところ。なおかつ、日韓交渉をこわしても竹島を自分のものにしなれば引つ込まないといふ韓国のがら、北方の領土にしても、また、潜在主権ではあります。何が原因であつて領土問題に對してさういふ根本についてさういふお話を、領土問題といふのはさういふことかと思ふ。その根本問題についての総理大臣の所見と、もう一つは、メンツの問題もありませうし、利害関係の問題もあるでせうが、竹島の場合は、ほかの領土問題と一般的な傾向が異なつて、国と国との関係の気が持ちがほんとうの理解に達してない証拠——相互不信の場合もありませうし、いろいろ——だから、条約関係などにはいれない空気が、情勢といふものが端的にあらわれているのではないか。だから、条約ができて、この小さい問題すら解決しないより、さういふ前段が心配だと、さういふ感じがするのです。御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私は、領土問題についての一般的な考へ方、これは、民族的な意識に基づいた意欲と申しますか、同時にその認識に立つての民族的な意欲、これが非常にはつきりしておる。したがうして、領土問題は、民族にとりましての死命でも申しますか、ほんとうに基本的な主張だと、かように感じております。さういふ意味で、生産的な手段の生産的意義云々でなく、また、国防的意義があるとかないとかさういふ問

題でもなく、経済的あるいは文化的な意義、こういふようなことにとらわれないで、ただいまの民族的な期待というものが非常にこれにかかつておると、かように考えております。したがって、政局を担当する者は、民族的なこの意欲、意思、その認定に忠実に沿うのが当然のことだと、かように私は考えております。ただいまの北方領土の問題につきましても、あるいは沖繩の問題にしても、小笠原の問題にしても、これは同様のことが言えるわけでありまして。ただいまの竹島の問題も、これは古くは徳川時代から両国間の紛争になつていたと、かように繰り返されております。人が住んでいないだけに、そういうような古い関係がありながらもそれがはつきりしておらないと、こういうことで今日まで推移したものであらうと思ひますが、そういうような関係でございまして、これを解決することが私どもに課せられた重大なる課題だと、かように思つて今日まで取り組んでまいつたのであります。これは、しかし、日本でもさうな考え方に徹しなければならぬといふこともありますが、相手の国韓国も、同様に、韓国民から見ても古来の領土を主張しておる。やっぱり民族的な期待に徹すると、こういう課題の問題だと思ひます。したがって、次々に社会党の方からこの問題をめぐる深刻な御質問が出ておりますから、これまた国民の輿望にこたえないといふさういふ意味だろふと思ひますので、私、別に少し何か説明の方法といふか、皆さまで方が心配しておられることにお答えすることはなだらうかとか、いろいろ先ほど来苦心しておるのであります。私は、一方におきまして、竹島問題を含めていわゆる一括解決といふことをしばしば申してまいりました。しかし、その一括解決ができなくて、竹島問題をあとに残し、ただ、その解決方法は、外交路線で交渉を持つ、そうしてさらに調停の方法に移行するんだ、こういうようなことまで取りきめましたので、わずかに国民に對しては了解を求めようとな事態になつたと、かように思つております。

ただ、この際に氣をつけて申し上げたいことは、両国間が初めてこれらの条約、協定をめぐつて親善友好関係が樹立されるのであります。過去を清算し、今度は希望の明日に備えていくというその立場でございまして。したがって、こういう際にお互いに不信を買つていふ事柄はできるだけ注意して避けたいと、かような意味をもちまして、皆さまで方に対するいは説明等においてもこの点で不十分で申しわけないのではないであらうか。ただ諸君の希望どおりでなくて、私は私なりに両国関係の親善友好を深めたいと、かような立場で物事を判断しておりますので、全部を率直に言へばいいじゃないかと、こういうさういふお氣持もあらうかと思ひますが、私は私なりにこの程度の説明が両国の親善友好関係を樹立する上に役立つのだと、かように思つております。両国間の紛争問題等も、両国間が親善関係を樹立し、そのことによつて解決するのが最も望ましい方法だ、これは権名外務大臣もしばしば答えておられますが、そういうような方法をとりたいたと、かように思つて、いままでの説明を続けてまいつたのでございまして。一般的な領土問題についての私の感じは、ただいま申し上げたとおりでございまして。○岡田宗司君 たいだいま總理からの御答弁がありましたが、總理に必ずしもこの方法が万全である、またこの方法についての説明について十分意を尽くされたいといふことはお認めになつておるやうであります。私も心配いたしましたのも、この領土問題といふものが、国民にとりまして重大な関心事であり、民族の問題として、これは与野党ともに十分に検討をし、そうして国民の間における疑惑を一掃し、国民に希望を与えるものでなければならぬと思つておられます。ところが一括解決といふことの方針が捨てられまして、そうしてここにあらわれたような交換公文に示された方法によつて解決するのだ、こういうことを言われたいわけではございませんけれども、これをいましさいに検討し、そうして外務大臣のお答えを伺つておりますといふと、私どもは、この解決について疑

惑を増すばかりなのであります。つまり権名外務大臣の言われることは、希望的観測ではありますけれども、十分なる根拠を持って、私ども並びに国民を納得せしめることができないのであります。むしろ逆に言えば、疑惑を深めるばかりでございまして。一体どうして解決するのかということについての具体的なものは、何も示されておらない。もし韓国が外交ルートによる話し合いにも応じない、あるいはまた調停にも応じない、こういうことになつたらば、解決の方法がない。つまり竹島は、韓国がいまつくつております既成事実、それを続けていくことになる。そうしてこれがいつまでも続くといふことになりますれば、事実上日本はこの領土を放棄した、こういうことにならざるを得ないではないかと、さういふことにならば、たとえあなたがいかに希望観測を述べられましても、このことは、逆に国民をごまかすためにこの交換公文をつくつた、こういうことにならざるを得ないではないかと、私どもは、この交換公文をあなた方がつくつたといふことについて、どうもさういふような考えを持たざるを得ない。もし、もう少し答弁においてその方法がはつきりさせられますれば、あるいはわれわれは納得することができるとは、私どもは、権名外務大臣の答弁では、私どもは、日本国民をごまかすためだと、さういふ言わざるを得ないわけでありまして。なお、他に李ラインの問題あるいは通商条約の締結等の問題について、その他法的地位の問題について、いろいろ食い違い等もございまして、きょうはこの辺にとどめて、次回にそれらの問題について、さらに政府の所信を承りたいと思ひます。○委員長(寺尾豊君) 岡田宗司君の質疑は終了いたしました。

佐藤總理は、組閣以来、日韓から日中まで、これを日本外交の一連のテーマといつたしまして、スケジュール的に処理されるということをお願いされた。そうしてこのアジアの平和への戦略という観点からまず日韓問題を処理し、続いてマレーシア紛争、また現在十七度線をめぐる火を吹いておりますところのベトナム問題の解決には非常に熱意を示しておられたわけでありまして。ところが、最近の新聞報道によりまして、来年の一月にはまず外務大臣がモスクワを訪問する、さらには六月には總理みずからソ連に乗り込まれ、そうして日ソ交渉といふことをおやりになる、こういうことが伝わつておるわけでありまして。そこで私が伺ひたいことは、現在一部におきましては、この日韓問題から急に方向転換をされて日ソの問題に熱意を持たれてこられたといふことは、日中問題から国民の目をそらすための一つの手段ではないかといふやうなことも反対論者の一部にもいわれております。しかし、私はさうは思ひませんけれども、總理にお伺ひたいことは、日ソ—この問題をただ単に平和条約の締結を目標とされておられるのか、それではなくして、平和共存を最近非常に強く打ち出しているところのソ連と接近することによりまして、アジアで最も大きな問題でありますところのベトナム問題を処理されようといふ熱意を示されているのか、さういふ点につきましてはお伺ひたいと思ひます。○國務大臣(佐藤榮作君) まだ私はソ連訪問といふものを決意しておりません。おりませんが、この席でもお答えしたと思ひますが、わが国の外交の路線を見ますと、國府とは御承知のようにサンフランシスコ条約以来平和条約ができておると、しかし、韓国については何ら条約的なものがあるいは協定等を設けておらない、ソ連に對しては鳩山内閣以来何らの進展を見せておらない、こういうことを申し上げておられます。したがって、私、善隣友好関係を樹立すると、さういふほうから申せば、ソ連は一衣帯水とは申しませんが、日

本海を隔てて、さらにまた樺太等におきましても近い関係にございます。そういう意味で、この日ソ間の問題も今日のままでよろしいとは、かようには考へておりません。また、ソ連側から最近提案されておる日ソ航空協定なり、あるいは領事条約なり、あるいはシベリアの開発に對する協力の問題なり等々の問題が提起されておりますので、問題は非常に多いことは事実でございます。しかし、私はただいままだそちらへ出かけるということとはきめておりませんので、その点は誤解のないように願いたいと思ひます。さらに南方の諸地域に對しましては、きよら藤山企画局長官が出發してマニラに出かけましたが、これなども東南アジア諸地域における開發銀行等の設置なり、その他の經濟協力の問題で各國と相談すると、かういふことでございます。また、マレーシアあるいはタイやビルマやインド等々におきましても、すでに御承知のように、私は經濟協力あるいは技術提携等々によりまして開發途上にある國々を援助したいと、かように思つております。また、外交の基本としてはいずれの國とも仲よくしていく、しかし、それにはお互いにそれぞれの立場を尊重すると、かういふ意味で獨立を尊重し内政に干渉しない、かういふ原則のもとにそれぞれが平和共存しておるのでございます。これらの点については誤解がないだらうと思ひます。ただいまお尋ねになりましたソ連の關係は、いまもお答えしたような実情でございます。

○長谷川仁君 外交政策につきましてまだ質問も用意しておりましたけれども、時間の都合によりまして日韓に入りたいと思ひますけれども、昨日でございますか、後宮アジア局長が、この日韓条約に關しまして、韓国におきましては賛成が六九・八〇、反対が九・七〇、かうおっしゃつておりましたが、私は、總理にまずお伺いする前に、後宮アジア局長、あなたは、この今回の條約の責任者として、かつまた現地の實情をはだに感じてこられた一人として私はお伺いたしますが、なぜこ

の日韓交渉が十四年も長くかかり、かつまた、批准したにもかかわらずいろいろの空氣が底流して、この根底に流れるものは一体何なのか、何であつたかということをお伺いする前に、後宮アジア局長から總理へ質問に移りたいと思つております。

○政府委員(後宮虎郎君) お答え申し上げます。初めに、昨日私申し上げました韓国の世論調査の結果についてでございますが、これは、私當時申し落としてしまつたが、政府の官制による世論調査ではございませんで、ソウル新聞が三月の末にやりました世論調査の結果でございます。それで、それだからといひまして、私決してあれがあれだけの數字が出たから全然樂觀しているというわけではございませんで、いま、事実をいたしまして、長谷川先生の御指摘されました韓國人の氣持につきましまして、一番はつきり出ておると思ひますのは、調印のときに朴大統領が特別聲明を出してございまして、それを引用することによつて、韓國人が現在どういふ氣持でおるかということの御説明にさしていただきたいと思つてございまして、その中で朴大統領は、「過去數十年間、いや、數百年間われわれは日本に對する根強い怨恨の中で生きて來ました。彼等はわれわれの獨立を抹殺し、われわれの財産を擄取しました。」と、かう言つておりました。そして、「しかし、國民の皆さん！ だ

からといひましてわれわれはこのせちがらゝ國際社会の競争の中で、過去の感情にのみ執着してゐることは出来ませんで、いくら昨日の怨讐——怨のあつたという字を使つておきます。——いくら昨日の怨讐といふと、われわれの今日と明日のために必要とあれば、彼らとも手を握らねばならぬ。これが國利民福を計る賢明な態度ではないでしやうか。」と申しておられますので、われわれは決してこの昔の恨みが消えてゐるのではなく、その恨みにもかかわらず、この國づくりのためにこの日本と手を結ぼうという、何とも開明された利己主義と申しますか、そういう見地からの対日接近で

あつたというふうに判断しておられます。そしてこの聲明の最後のところで、韓國人自身に對して、この日本に對する尖等感を捨てろということに非常な強さで言つておられて、この「日本の再侵略、經濟再侵略とおそれている人に反問した」と劣等感にとらわれて、日本といへば無條件に恐れるのかということでありまして、私はこのような卑屈な考えがすなわち、屈辱的な姿勢であると指摘したのであります。そして最後に、「新しい韓國人にこの対日劣等感を捨てよ」ということを強調しておられます。そして最後に、「私はこの機会に、日本國民に對し、一言明らかにおきたいことがあります。」と申しまして、日本人に對する訴えをしておるのでございまして、その中で「われわれとあなた方の間にあつた不幸な過去を清算し、新しい善隣として再び手を携へるようになったことは、われわれ兩國國民にとつて幸いなことであると思ひます。」と申しまして、正式調印が行なわれたこの瞬間に於て、沈痛な表情と錯雜な心境で、過去の旧怨を無理に抑えて再び手をにぎる韓國民の氣持を単純に見過ごしたり決してゆるがせに考へてはならないのであります。これから、われわれ兩國國民が眞の善隣として友邦になりやうと考へて、今後にかかつておられます。このやうに述べられておるのが韓國人の上下の日本に對する考へをよくあらわしてゐるのじやないかと思つたのでございまして、調印の日に韓國の全官吏がすべての宴會を廢止してこの日を迎へたといふニュースなども、この現在の韓國の日本及び対日外交問題について抱いてゐる氣持をあらわしてゐるのじやないかと思ひます。

○長谷川仁君 ただいまアジア局長がおっしゃられたように、韓国内におけるこの対日感情というものはきわめて複雑である。そこで私總理に申し上げたいことは、現在日本國內におきましてはかういふ意見がございまして、それは日韓兩國の再出發というものに際してあまり古い過去をお互いに持ち出すのは考へものだ、すべては前向

き、前向きで行こうというやうな意見が強いわけでありまして、しかし、私は二度にわたつて韓国へ参りまして、そしてこの日韓條約に反對する野党の方々、あるいは鮮血を流してゐるあの學生運動の最先端に立つ學生諸君、いろいろの、また与党の議員諸公とも会いまして、そして彼らが言ふことは、前向きもけつこうだけれども、われわれの傷あつたというものは非常に深いのだということに非常な彼らは痛切に言つてゐる。しかし、この十四年もの長い間かかつたところの交渉がまとまつたといふことは、國際情勢が非常に影響したといふことも、これは客觀狀況として私どもよくわかりませんが、しかし、雅名外務大臣が、私ども意外に思ひましたことは、二月にソウルに参りましたときに、たつた一つのことばは、「長い不幸な兩國の歴史關係を反省する、過去を反省する」、かう言つた一つのことばが、これがたいへんに韓國民に快い印象を与へまして、そしてこれがわゆる愛結ムードづくりに大きな力になつたといふことはいなめない事實なんです。現在この韓國の對日感情をあらわす私が一番いいことばは、一つは韓國の古いことばに「たびびり」といふことばは、たびびり射られたことのある小鳥は、曲がつた枝を見てそれが弓に見えておののいてとまれなんだ。」もう一度申しますと、「たびびり射られたことのある小鳥は、曲がつた枝を見てそれが弓に見えてその枝にはとまらない」といふことわさ。もう一つは、知識層が何を言つてゐるかと思ひますと、「三しい」といふことばが、いま韓國のインテリの間で言われてゐる。「三しい」といふのは、終戦後最初に日本にやつてきた韓國の人たちはうらやましいなあという氣持で歸つてきた。うらやましいなあという氣持で歸つてきた。二度目に日本へ参りますと、ねたましいなあという氣持で歸つてきた。三度目にソウルから日本へやつてまいりますと、憎らしいという氣持になつて歸つてくるのだ。これが現在の韓國民の偽

二四

らざるどころの気持ちなんだ、こう言っておりました。また、過日東京へ参りましたところの新聞界の有力メンバーが私とも懇談会をやりましたときに、われわれは三億あるの五億の請もらうならば、われわれは三億あるの五億の請求権・経済協力というものを言っているんだ、真心がほしいんだ、三十六年間われわれは屈辱と擲取というものを受けてきた、その事実を率直に認めていただいて、そして日本及び日本人が、これからお互いに手を握るんだが、過去三十六年間に對するわれわれは非常な反省をしているのだということがある、韓国民はこれから本気になつて手を結ぶという気持ちがあるんだ、ところが、現在日本国内におきましては、日本は非常に目ざましい復興をした。また終戦処理、賠償も大体片づいてしまった。しかし、一番足元にあるこのお隣の韓国、この傷あとを全然いやしてない。かつまた、たびたびの世論調査なんかを見ますと、世界で一番きらいな国という、これは共産党の方におこられるかもしれないが、ソ連、その次が韓国だというのが日本のいわゆる世論調査にあらわれている。なぜこういふような、お互いに親近感どころじゃない、憎しみの感情というものを積み重ねているのかというのを私も考えた場合に、今回のこの日韓条約を結ぶに際しまして、私は総理から伺いたいことは、この六十一年目のおつき合いを始めようとしている今日でございいますから、この際友好関係をほんとうに促進しようという御熱意を、何か私は、ただ外務大臣の過去を反省するというだけではなく、ここに彼らの心にぐっとくる一ことが必要じゃないかと思つておりました。本日野党の方々の論議を私何つておりました、李ラインの問題も出ましたけれども、海軍の上の李ラインが消えましても心の中の李ラインが消えなければ、これは日韓の要するに友好というものは私ではできないと思つて、どうか、そういう観点に立ちまして、きのう野党の方々がイデオロギー問答を言つておりましたけれども、私は野党ともここにやはり謙虚な気持ちでもって、たとえこれは昭和の年代であるにしても、明治の元勳が行なつたところのいわゆる罪悪感でも、われわれはやはり日本国民として、日本民族として、ある程度私は反省が必要じゃないかというふうに思つておりました、この点についての総理の御意見を伺いたいと思つておりました。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私は、日韓間の善隣友好関係を樹立しよう、かように考えまして、条約の締結その他の協約等の調印を終えまして、皆さま方の承認を求めておるのでございまして、ただいまほんとうに隣の国同士仲よくしたい、その気持ちで一ぱいございまして。しかし、その両国間には、ただいま長谷川君がいきみじくも御指摘になりましたように、不幸な過去の歴史があります。そのうち、その傷あととはいへん大きい。なかなか簡単にはいえないのだ。そのことを、あるいは韓国に出かけられ、あるいはまた韓国の人々たちを迎へ、またうわさにも聞く等々してみますと、私どもの想像以上にこのみぞは大きい、かようなことを痛感するのであります。ただいま善隣友好を樹立する、そのことが両国のためにいかにいいか、かように申しました。その簡潔には、いかにいざと、過日も、私がテレビ対談をした際に、韓国には、昨日がさめてみたら隣に日本がいた、こういうことばがあると、こういう話であります。これはいい意味にも悪い意味にもとれるだろつと思つて、多分日本というものを對しての過去の不幸な歴史を想起せざるを得ない、こういう過去の歴史につきまして、ほんとうに互に野党ともいへるべきで話をしていく、このことが実に基づいて前向きで話をしていく、このことが実には必要なんではないかと、かように痛感するのであります。権名君が出かけまして、二月に、率直な外務大臣の気持ちを披瀝したと同時に、そのことが日本国民全体の気持ちだと、こういう意味

であつたり受け入れてくれた。これはほんとうに両国民が、苦しい不幸な歴史もありますが、同時に、近隣の關係で、歴史的に、文化的に、経済的に、あらゆる面で交流を重ねてきた、こういう意味で非常に親しみもあるわけでありまして。だから、私も、今回のこの条約の締結やあるいは協定の調印等におきましても、ほんとうに謙虚で、ただいま申し上げるように反省の上に立つての前の姿勢で誤解を受けないように、疑惑を生じないように行動することがどうしても要求されるのであると思つておりました。これは経済協力の問題につきましても、特にその点がもうすでに韓国民から要望されておられますが、確かにこういう点につきまして、私もほんとうに謙虚に反省し、同時に、また疑惑や誤解を受けないように処置をとることがこれはもう当然だと、かように思つておりました。善隣友好関係を樹立するために、一そうの戒心が必要だということを申し上げてお答えいたします。(拍手)

○長谷川仁君 今回のこの日韓交渉が十四年、正式に言へば十三年八九月、外交史上にもまれな長期交渉であつたわけでございます。この点については、もうすでに再三再四言われておりますことでございますから、私がさらさらには言ふ必要はないわけでございますが、私が言わんとするところは、この第七次交渉に移つてから、具体的に言いますと、本年の二月の十七日に権名外務大臣が韓国を訪問されて以後のスピード、これがたいへんに目まぐるしくスピーディに処理されていったわけでございます。ことにこの基本条約につきまして、権名外務大臣が韓国に滞在在中に、昼夜をついて李外務部長官と折衝いたしまして、そして三日後の二月の二十日には、この基本条約の仮調印を済ましてしまつた。そしてさらに三月、車農林部長官、あるいはまた外務部長官が来日しまして、再度交渉をやつたわけでございますが、このときの交渉ぶり、いわゆる「かん詰め会議」といふようなこととは出たわけでは、要するに第七次交渉の最終段階におきまして、いわゆる「かん詰め

談」といふようなことが言われ、そしてこの四月三日の仮調印に至る一週間というものは、両国の關係者が不眠不休で、そして道理というよりも、もうスタミナの戦いだ、いわゆる正常の外交常識では考えられないような交渉が続けられた。この点が非常に国民から疑惑——何といひますか、疑念を抱かれています。点じゃないかと思つておりました。私もソウルへ参りましたときに、野党側の反対党の人たちが言うことには、日韓の国交正常化は基本的には絶対反対じゃない、しかし、彼らの同じように言つたことは、この第七次会議の最終段階において、なぜこんなに急がなければならなかつたのかといふことにつきまして、われわれはやはり疑惑を持つておりました、こういうことを言つておられるわけでありまして。私は、この交渉というものは、もちろん常に相手があることであるし、タイミングといふものが必要であるといふこともよくわかりました。また、権名外務大臣以下この交渉に当たられた方が、非常に苦心されたといふことも、私了解いたすわけでございますけれども、日華条約——この日華条約の交渉というものをみますと、オアとアンドといふことは、でも九十日かかっているし、しかも、第一次会議が始まりましてから日華条約が正式に調印されるまでに、二月の十七日から始まりまして四月の二十八日——七十日かかっているし、いま申し上げましたような点から申し上げまして、なぜこんなに急がなければならなかつたのか、十四年間の経過といふものはわかるけれども、最終段階、この点について、非常な疑念があるといふことは、私はいなめない事実だと思つておりました、この点を私ははつきりするといふことが必要じゃないかと思つておりました。この点につきまして、総理大臣あるいは外務大臣にひとつ伺ひたいと思つておりました。

○国務大臣(佐藤榮作君) 後ほど外務大臣から詳しくお答えをしますが、当時の事情をつぶさに報告したいと思つておりましたが、私はこの過去十四年間続いていたその間に、それぞれ積み重ねが行なわれて、

したけれども、私は野党ともここにやはり謙虚な気持ちでもって、たとえこれは昭和の年代であるにしても、明治の元勳が行なつたところのいわゆる罪悪感でも、われわれはやはり日本国民として、日本民族として、ある程度私は反省が必要じゃないかというふうに思つておりました、この点についての総理の御意見を伺いたいと思つておりました。

そうしていわゆる第七次会議というものが最後に仕上げができた、かように思います。その際に、野党の諸君からもしばしば急転直下解決したと、こういうことで疑惑のあるようなお尋ねをいたたいておりますけれども、ただいま申し上げるように、総体としてはそれぞれの種々重ねの結果だと、かように申し上げますが、同時に、こういうことに對しては熱意と努力という、これが実はたいへんなのでございます。ただいまお尋ねのありました点は、急いでこれを解決したというよりも、両国の関係者の諸君が条約の、並びに協定の調印というに非常な熱意を示し、また最善の努力を払った、これが人並み以上、人間わざではないような努力がされた、こういうことで、その点を私は高く評価してもいいのではないかと、思うのであります。かような熱意なり努力が続けられたゆえんのもの、この両国が承認はしているが、しかしながら、しばしば出ておきますように、大使の交換は行なわれておられない。韓国だけが東京に駐在している。あるいは漁業問題では絶えず紛争あるいは日本の漁民が困った状況に置かれていた。あるいはまた、多数の在日朝鮮人の法的地位の問題もきまらぬ等々、両国間に取りきめなければならぬ幾多の日常の問題があるわけでございます。これらの事柄を何としても早く解決しようじゃないかという今日までの積み重ねでようやく経済協力の問題も片づいた、こういうようなことで、漁業の問題もある程度積み重ねてでき上がっている。今度はひとつ最後の仕上げをしようじゃないか。また、法的地位の問題も、ただいま申すように、最後の仕上げをするのだ、こういうところで非常な熱意を示され、そして努力が払われた。その結果が、ただいま言うように、両国間がようやく満足のいく条約あるいは協定ができたと、あるいは特別な四圍の情勢がこれをせしめたのではないか、こういうようなお話もござりますが、これについては、しばしば繰り返して申し上げますように、さようなことはござい

ません。どつからも圧迫はこうむっておりません。また、軍事的意図ももちろんございませぬ。等の説明をしばしば繰り返しておられます。要は、過去の積み重ね、さらに最後に示された熱意と努力された成果だと私はかように信じております。したがって、なほ詳細等については外務大臣から私の答弁についての補足があるだろうと思ひます。お聞き取りいただきたいと思ひます。

○国務大臣(権名悦三郎君) 総理から大局的な立場に立つて今日の成果を得た事柄に關しましてお答へがございましたので、もはや私はつけ加える何もものないものであります。ただ、繰り返された問題でございますが、とにかく日本と韓国との間が一衣帯水の關係にあるにかかわらず、その他の國際間のつき合ひは非常に広くかつ深くなつておるのに、日韓兩國だけがあたかも深いみぞで隔てられておるようなかっこうになつておることが、これが非常に不自然な状態だ、最近の三十六年の不幸な歴史に對して非常な対日感情がけわしいものがある。あるけれども、やっぱりもとはとていえば、兩國の民族が非常な緊密な關係を幾世紀の間維持してきたのでござりますが、非常な心の奥には親近感を持つておる、こういうような複雑な關係にあつたのではないかと思ひます。

とに私は、占領時代の最終段階に大東亞戦争を迎えた、最後には強制労働を朝鮮の青年にかけた、これはまあ青年のころはだれしも夢を持つておるものであります。それが、それがさんさんに打ち砕かれて、そしてあるいは炭鉱に、あるいはその他の土木工事にも何の抵抗する余地もなくみな振り分けられた。そして非常なきびしい生活に追いやられたというようなことは、これはやっぱり進んでやるのと違つて、非常な私は深い怨恨を買つたものではないか。大体、他民族の支配をして、最後に来るのはここなんです。これをやると非常な恨みを深くするといふふうに私は承知しておるものであります。何か近しいものであるが、しかしながら非常なそこに割り切れない感情がある、それをほどくの相対時間がかつたのではないか。

いまそれが全部解決されてこの成果を得たということ、これは私は言えないと思ひます。いまの朴大統領のこともばあるように、対日警戒心、不信感、そういうものがまだまだ消えておりませんけれども、しかし、そんなものにばかりこだわつていられない、何とかしなければならぬという気持ちがある、韓国の人々の胸にわいてきた。そうして、よし、いよいよここで、じや正常化をしようということになつてからというものは、これは非常に早いのであります。問題はむしろ感情の調整というものに非常に手間がかつた。これは全部調整されたわけじゃないけれども、まずとにかく手を握るだけの気持ちに向かうがなつたということのために、非常な時日を要したのではないかと思ひます。シナのことは、「渠成つて水到る」といふことばがあるやうであります。細り割りが完全にできる、そうして、それに水を流すとどうとやつてくる、堀がでかきうちに水を幾ら流そうとしたつて、あつち行つたりこつちへ行つたりして、なかなかうまく流れない。「渠成つて水到る」、まさにそういうやうな感じがいたすのであります。

○長谷川仁君 さすが権名外務大臣は學のあるところを示されたわけでありまして、そうして非常に苦勞されておつくりになりましたこの日韓條約につきまして、まあ私も國民の大多数は、これは賛成してゐるということ、これは間違ひのないところでありまして、しかし、一部のやはり反対がある。それから、その反対はどうかという点にあるのかというところ、だんだんしぼられてきたわけでありまして、ただ、私もやはり基本條約の点において、一休新聞界、あるいは有識層の人々がどの点に疑問を持つておるかといふと、やはり條約の背後に軍事同盟があるのではないか。社会黨の方々がこの点に大いに論議を戦わされてゐるわけでございます。佐藤総理からも再三再四全面的に否定されておられますし、もう國民もそうした誤解を持つておらないと思ひます。ことに韓国の東亞日報、この

社説の中に言つておることばに、「わがほろがあらる程度期待したところの東北軍事同盟は、日本がゆめにも考えていないといふことが明らかになつた」と言つてゐるわけですが、韓国がある期待を持った。確かに韓国はある期待を持つておつた、新聞に出てゐる以上は。

【委員長退席、理事草葉隆圓君着席】
しかし、「ゆめにも考えていない」といふことがわかつた。相手の国でさう言つてゐるわけでありまして、これは全然私は根拠がないと思ひます。しかし、なおまだ疑点があるとするならば、その根拠は一体どこなんだらうかといふことを私も分析して見ますといふと、こういうところ、私が分析した結果をお話したいと思ひますから、ひとつお聞き願ひたい。現在の反対論の根拠といふのは、日韓條約による体系づけだと思ひます。どういふ点があるか、今度のこの日韓基本條約は百九十五号(Ⅱ)に基づいて韓国政府を承認するといふ、この行動を選択したといふことを彼らは非常に重大だ、こう言つてゐるわけですが、何が重大か。この百九十五号の決議といふものは、これだけで孤立してゐるんじゃないんだ、完結してゐるんじゃないんだ、日韓條約における朝鮮問題の決議の全理論体系の基礎になつてゐるんだといふのが反対論の基礎になつてゐる、こういうふうな私どもは分析できるわけですが、さらにこれをずつと見てみますと、ではどういふところが基礎になつてゐるかと思ひますならば、基本條約の前文と第四條で、兩國が「國際の平和及び安全の維持のために」といふところと、相互の關係において「國連憲章の原則に適合して緊密に協力する」、こう言つてゐるのは、兩國政府が将来朝鮮問題のこの國連決議の全理論体系の基礎に從つて緊密に協力するんだ、こういうふうな反対論の方々は解釈してゐる。これが突き進んでどういふことになるかと、在日米軍が日韓條約として出撃した場合に、いわゆる事前協議の必要がないんだ、あるいは日米安保條約の第六條によること、米軍出撃

のための施設及び区域の供与が発効されるとか、またいわゆる「吉田・アチソン交換公文等」に関する交換公文によって日本は施設及び役務の提供に協力することになる。これが反対論の基礎になつてゐるようになる。これが反対論の基礎になつてゐるようになる。これが反対論の基礎になつてゐるようになる。

先刻来総理、外務大臣が、これは民族感情なんだ、したがつてこの問題は深刻な問題だと、私はそのとおりだと思ふ。今回のこの日韓条約の中で、やはり竹島の問題というものは国民は非常に大きな関心を持つてゐる。私は紛争か紛争でないかという点につきましては、これはもう明白な事実でありますから言ひ必要ないと思ひます。しか

○政府委員(藤崎萬里君) 最近一番顯著なものは、英仏間にドーバー海峡の諸島の領有について争ひがございました。国際司法裁判所で解決を見ておられます。

○長谷川仁君 このマンキエ・エクルオ事件というものは、何年間かかつて解決いたしましたこととございませうか。

○政府委員(藤崎萬里君) 正確な年数を記憶しておりませんが、一世紀になんなんとするぐらいの長きにわたつて争われたことであつたと思ひます。

○長谷川仁君 一世紀、正確に言いますと九十八年。この九十八年間かかつて、小さな島嶼をめぐつて九十八年間かかつてとうとうこのつぎまじつて、これはこの竹島にも関連したつてございませうが、歴代の内閣がこの一括解決の希望を國民に与えてきた。こういつた領土紛争というものは非常に平和的な解決はむずかしい。いまこのマンキエ・エクルオ事件においても感ぜられるように、私はこの点でもつて総理にお伺ひいたしましたことは、島の問題、この竹島の問題、これは非常にむずかしいんだということ、これを最初に國民に印象づけておけば、この竹島に対する國民の関心というものもある程度私は違つたものがあつたんじゃないか。いわゆる少し甘過ぎたんじゃないかというような声も聞かれるわけとございませう。この点はいかががございませうか。

○國務大臣(佐藤榮作君) あるいはそつういふことであつたかも知れません。また、竹島自身が無人島である、こつういふような事柄もたいへん問題が簡単に解決されるんじゃないかと、こつういふふりな期待を持つたと思ひます。しかしながら、これは何と申しましたも民族の最大の関心事だ、それを人が住む方が住むまいが、また、経済的な価値がある方がなかつた方が、たいへんな関心事だといふことを先ほどもお答えいたしました。日本がたゞいふことを先ほどもお答えいたしました。日本がたゞいふことを先ほどもお答えいたしました。日本がたゞいふことを先ほどもお答えいたしました。

○長谷川仁君 時間もございませんで、最後にやはこの竹島のことについてお伺ひいたしたいと思ひます。この竹島の問題につきまして反対の立場をとられる方々にも伺つた。そのときに私が伺つたことは、竹島の解決というものは、日本の誠意のパロメーターだと、こつう言つてゐるので、反対をされてゐる方々でございませう。したがつて、日本がです、ほんとうに今後この日韓条約を締結することに於て誠意を示していくならば、この問題は容易に解決できるのだと、こつういふふりにつれておられる。また、雅名外務大臣はこつうおつておられる。兩國の友好的なムードが高まるにつれてこの問題の解決のためにいろいろの手段方法をとることが非常に容易である、こつう言つておられる点から私はかんがみまして、この竹島問題の雅名外務大臣のいわば樂觀論というものは、私にはある程度根拠があるのだといふふりに考へるわけとございませうが、外務大臣、いかがですか。

○國務大臣(雅名悦三郎君) 別にその特別の根拠というわけはありませぬけれども、日韓間に新しく非常な利害の緊密性というものが急速に増大すると思ひます。そうして、いままでにらみ合つたよりもやつぱりこのほうがよかつた、仲よくするに限るといふ、そのことを体験をもつて感ずるようになる。こつういふ場合には、最終的にいずれになるにいたしましたも、これを分割するわけにはいかない。どつちになるにいたしましたも、とにかくこの問題については一切相談に応じないとか、合意に同調しないとか、こつういふような、こつういふつらぬ感情はもうどうの間に吹っ飛んでしまつて、そしてやつぱり熱心であればあるほど、とにかく話し合つてとにかく解決しよう、あつては合意によつて解決の方法を見出そうといふ熱意が両方から生じてくるのは、これ當然の話だと私は考へて、さつうに申しておる次第であります。

○理事(華葉隆國君) 本日の長谷川君の質疑はこの程度といたします。

次回の委員会は、三十日午前十時から開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後七時一分散會

十一月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。
一、日韓条約批准反対に関する諸願(第七六四号)(第七六五号)(第七六六号)(第七六七号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)(第七八一号)(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)(第七八五号)(第七八六号)(第七八七号)(第七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第七九一号)(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一号)(第八一二号)(第八一三号)(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二一号)(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三一号)(第八三二号)(第八三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四一号)(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六三号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)

第二十三部 日韓条約等特別委員会会議録第六号 昭和四十年十一月二十七日【参議院】

五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第九〇〇号)(第九〇〇号)(第九〇〇号)(第九〇〇号)(第九〇〇号)(第九〇〇号)(第九〇〇号)(第九〇〇号)(第九〇〇号)(第九〇〇号)

一、日韓基本条約批准反対に関する請願(第七九一号)(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)

一、日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)

第七六四号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都北区赤羽町三四三 坪沼勇
外百九十九名
紹介議員 木村精八郎君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。
第七六五号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都北区赤羽台公団一五〇五〇
三 佐藤和夫外百九十九名
紹介議員 大河原一君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七六六号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区新町二〇三二五
木下忠雄外百九十九名
紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七六七号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都足立区二ノ四五ノ三 川村
英行外百四十九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七六八号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都豊島区長崎四ノ三〇ノ九
安齊价宜外百九十九名
紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七六九号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都目黒区清水町一 望月清子
外百九十九名
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七七〇号 昭和四十年十一月十二日受理
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区世田谷二ノ一、〇
七 一 近藤昭次外百九十九名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七七一号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都北区西ヶ原一ノ三二公団住
宅一ノ二三 小林康男外百九十九
名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七七二号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都杉並区高円寺二ノ一〇四
古田要二外百九十九名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七七三号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都墨田区横橋二ノ一六 大
倉功昌外二百四十四名
紹介議員 加藤ツヅエ君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七七四号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都北区西ヶ原二ノ三ノ一 菅
野金治外百四十五名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七七五号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都練馬区旭町六一八 浪間昇

外百九十九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七七六号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都江東区大島七ノ一七ノ五
三石健男外百四十九名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七七七号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都三鷹市上連雀四七七 波島
千恵子外百四十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七七八号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都小金井市本町一ノ一、八七
〇 亀谷一郎外百九十九名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七七九号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都八王子市長房町四五〇 中
村安元外二百四十四名
紹介議員 田中 寿美君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七八〇号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都北多摩郡保谷町本町二ノ一
三ノ一 千葉昭久外百九十九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七八一号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 横浜市保土谷区和田町八八 田口
福松外九十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七八二号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 神奈川県相模原市上鶴間五、九四
二里見利和外百九十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七八三号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市辻堂北町三、五一
七 笹岡幸夫外百四十九名

紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七八四号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願(二通)
請願者 神奈川県藤沢市羽鳥九三一 藤井
正明外三百九十九名

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七八五号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 埼玉県入間郡武蔵町下藤沢九七
大沼哲郎外九十九名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七八六号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願(二通)
請願者 埼玉県北足立郡朝霞町溝沼二七

七 岡本和代外三百九十九名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七八七号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 静岡県三島市北田町二ノ二六 岩
野勇吉外百四十九名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七八八号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 和歌山市北新五ノ二二 小河畑壽
夫外二百九十九名

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七八九号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 山口県下関市長府町一、三五三
坂本真義外百九十九名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七九〇号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 高知市丸ノ内五 野村敏幸外二百
九十九名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八四一号 昭和四十年十一月十五日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 群馬県碓氷郡松井田町坂本四三
五 小栗惇外七十四名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八四二号 昭和四十年十一月十五日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都北区滝野川七ノ一六 大塚
紀夫外四百十三名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八五三号 昭和四十年十一月十五日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都大田区東蒲田一ノ八 桐越
昭夫外九十名

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八五四号 昭和四十年十一月十五日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都杉並区永福町三七六 山本
実外九十名

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八五五号 昭和四十年十一月十五日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都板橋区仲町四一 丸山武三
外九十名

紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八五六号 昭和四十年十一月十五日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都練馬区関町四ノ五八三 土
屋栄三外百名

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八五七号 昭和四十年十一月十五日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区船橋町西経堂団地
一九ノ一〇八 佐久間潔外百名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八五八号 昭和四十年十一月十五日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都豊島区南長崎四ノ九ノ一
六 飯田裕外百九十名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八五九号 昭和四十年十一月十五日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 札幌市北五条西二〇 伊藤安夫外
百名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八六〇号 昭和四十年十一月十五日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 宮崎市瀬頭町一九三 興松末喜外
九十名

紹介議員 田中 寿美君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八六一号 昭和四十年十一月十五日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 兵庫県城崎郡香住町訓谷 宮田賢
之外二百名

紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八七〇号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区小岩町四ノ一、九
八八林方 菅倍和外百名

紹介議員 田中 寿美君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八七一号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区上一色町八、七四

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八七二号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願(二通)
請願者 東京都杉並区高円寺南二ノ二四ノ

紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八七三号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都杉並区成宗三ノ三四〇 伊

紹介議員 伊藤 颯道君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八七四号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都中野区上高田五ノ二五

紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八七五号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願(五通)
請願者 東京都中野区上高田五ノ二五

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八七六号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都墨田区京島町一ノ四六 山

紹介議員 田照雄外百名
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八七七号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都板橋区本町三 長門千佐子

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八七八号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区小岩町二ノ三、八

紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八七九号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 埼玉県浦和市常盤三ノ八ノ一

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八八〇号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市宮本町二九 大島文

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八八一号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 千葉県船橋市前原町二ノ二六二

紹介議員 相澤 重明君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八八二号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願(二通)
請願者 茨城県下妻市大串 落合昇外百五

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八八三号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 静岡市石田一三一 笠松崇男外二

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八八四号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 北海道三笠市唐松千代田町 保坂

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八八五号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 滋賀県栗太郡瀬田町大字大江 高

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一〇一四号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都目黒区八雲一ノ一ノ一東京

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一〇一五号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都北区志茂町三丁目建設省官

紹介議員 舎内 砂井可野外十二名
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一〇一六号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対に関する請願(二通)
請願者 東京都小金井市仲町二ノ一五一

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一〇一七号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都大田区調布鶴ノ木町 川合

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一〇一八号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市西原町二三七 花

紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一〇一九号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 静岡市大岩二六〇 竹下弘外二百

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一〇二〇号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 岐阜市加納 碓井一兄弟二百名

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一〇二二号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 滋賀県高島郡新旭町太田 川妻勇
次外五百九十名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一〇二二二号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市神田北通八ノ二〇

六 永野官次郎外五百五十名
紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一〇二三号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 岡山県久米郡久米町南方中 藤本
和助外十三名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第七九一号 昭和四十年十一月十二日受理
日韓基本条約批准反対に関する請願
請願者 東京都杉並区高円寺南一ノ三ノ一
八 飯田美鈴外百九十名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第一〇二四号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓基本条約批准反対に関する請願
請願者 群馬県桐生市桐生町五ノ四四三
池田芳郎外七十五名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第一〇二五号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓基本条約批准反対に関する請願
請願者 兵庫県小野市南青野国立青野原療

養所内 奥田園二外二百五十名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第八四三三号 昭和四十年十一月十五日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦
争反対に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区神田和泉町一ノ九
中村方 平島トシ子外五千四十二
名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第八八六号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦
争反対に関する請願(三通)

請願者 東京都北区上中里二ノ四二一ノ一
三 岡安勝彦外四千七百一名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第八八七号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦
争反対に関する請願
請願者 東京都中野区沼袋四ノ二九ノ五江
古田沼袋診療所内 中川志磨外二
千九百三十名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第八八八号 昭和四十年十一月十六日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦
争反対に関する請願(四通)

請願者 東京都杉並区西荻北三ノ三六ノ
七 木谷照子外一万二千四百四十
九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇二七号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦
争反対に関する請願
請願者 東京都新宿区山吹町二二六 日浦
重子外二千名

紹介議員 木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇二八号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦
争反対に関する請願
請願者 東京都北区志茂町二ノ四三ノ九
吉田三郎外三十名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇二九号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦
争反対に関する請願
請願者 石川県金沢市高岡町七ノ一四 笹
岡ヒデ外二千名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇三〇号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦
争反対に関する請願
請願者 石川県金沢市高岡町九ノ二二 千
田久雄外千名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇三一号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦
争反対に関する請願
請願者 石川県金沢市高岡町七ノ一五 野
村末吉外二千名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。
第一〇三二号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦
争反対に関する請願
請願者 富山市栗山二四 狩野武久外二百
十名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇三三三号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦
争反対に関する請願
請願者 岐阜県不破郡赤坂町 沢居美佐子
外千名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇三四号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦
争反対に関する請願
請願者 富山市西長江九三 堀田照子外千
九百五十六名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇三五号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦
争反対に関する請願
請願者 三重県鈴鹿郡園町木崎 打田儀一
外三千五百名

紹介議員 成瀬 権治君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇三六号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦
争反対に関する請願
請願者 三重県伊勢市一之木町 石田多郎

外四千名

紹介議員 前川 日君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇三七号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願

請願者 富山県新湊市古新町 田保清外三千八百名

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第八四四号 昭和四十年十一月十五日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 東京都中央区銀座八ノ二 水野忠夫外千九十七名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第八四五号 昭和四十年十一月十五日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市栄町三二 小川フユ外七千五百四十五名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第八四六号 昭和四十年十一月十五日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 福岡県田川市東区夏吉 杉本ヨネ外八千名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第八四七号 昭和四十年十一月十五日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

争反対等に関する請願(二通)

請願者 山形県西置賜郡白鷹町荒砥 竹田順一外九千二百六名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第八八九号 昭和四十年十一月十六日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(二通)

請願者 東京都武蔵野市北町一ノ三二ノ九 木原隆郎外八千三百五十二名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第八九〇号 昭和四十年十一月十六日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(二通)

請願者 北九州市八幡区木屋瀬新町 中川千代子外八千六百六十七名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第八九一号 昭和四十年十一月十六日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(六通)

請願者 福岡県田川市西区大黒町 吉田トキエ外一万二千二百名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第八九二号 昭和四十年十一月十六日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(七通)

請願者 福岡市馬場新町九はかたタクシノ労働組合内 山本義森外七千三百九十二名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第九七五号 昭和四十年十一月十七日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢二ノ二一 浜島貞夫外三百六十名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三八号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山町 石野真也外千五百名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇三九号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 北海道芦別市北二条東一丁目 杉山幹一郎外三百九十名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇四〇号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(二通)

請願者 北海道函館市五稜郭町一五 大久保悦和外二千五百一名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇四一号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻梅田北一 浅野才也外五千名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇四二号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡久喜町北青柳 武井健夫外五百十九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇四三号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 東京都国分寺市国分寺二、八三〇 青木晴美外四千名

紹介議員 木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇四四号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 長野県飯山市静岡一、九〇四 瀧明司外三千名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇四五号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 長野県須坂市北横町 平林繁樹外二千名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇四六号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 静岡県浜名郡湖西町鷺津一、二七
三 白井幸子外八十名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇四七号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(二通)

請願者 名古屋南区新郊通一 笠原秀明
外三千五百一名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇四八号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区岩井通四ノ八 斎藤
勝志外千四百名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇四九号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 和歌山市中之島四九〇 伊藤庄一
外二千二十九名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇五〇号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 滋賀県彦根市芦橋町八ノ四 奥村
昇外七百六十四名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇五一号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 京都市右京区川島尻堀町 前久夫
外四百五十名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇五二号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(三通)

請願者 神戸市東灘区本在町深江三ノ三
山本英夫外二千六百六十八名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇五三号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県明石市大蔵町七ノ三、四五
一 東浦康治外二百四十名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇五四号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 兵庫県加古川市米田町 加古博一
外六百名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇五五号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 福岡市春住町九二ノ一 辻原タミ
エ外五百名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇五六号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(二通)

請願者 北九州市八幡区本町二丁目 森辰
一外千九百名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇五七号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 北九州市戸畑区中木町二丁目 有
安サヨ外四名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇五八号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 福岡県飯塚市幸袋西町 永末星之
助外三百五十八名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇五九号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 福岡県飯塚市上相田大山 高橋源
造外六百七十七名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇六〇号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 福岡県飯塚市鶴三緒 木村政市外
千二百二名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇六一号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(一通)

請願者 福岡県田川市東区夏吉 稻井正春
外三千一名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇六二号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡桂川町吉隈四三〇ノ
一 芳中儀幸外四百七十六名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇六三号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡庄内町有井団地 木
村琴子外六百十九名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇六四号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市昭和通七ノ二六六共
和信用組合内 東浦康治外百名

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇六五号 昭和四十年十一月十八日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願

請願者 東京都中野区野方四ノ二六ノ二
斎藤広秋外九百九十名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇六六号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 三重県四日市幸町一〇ノ三 中山
政春外二百八十五名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇八八号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 三重県津市三重町 牛場明一外五
百四十八名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇二六号 昭和四十年十一月十八日受理
日韓条約批准反対等に関する請願(二通)

請願者 高知市中須賀町一八八 橋本芳子
外二千九百四十一名
紹介議員 前川 且君
左記のことを要求するとの請願。
一、日韓条約批准をやめること。
二、日朝往來の自由を実現すること。
三、日朝人民の眞の友好を促進すること。

理由
さる六月二十二日、自民党佐藤政府は、多数の国民の疑問や反対を無視して日韓条約調印を強行した。しかし、国会の論議のなかでも日韓両国政府の解釈の著しい食い違いや、侵略的内容が暴露され、この条約がいかに問題の多いものであるかいつそらはつきりしてきた。
南朝鮮では、軍隊を導入しての野ばんな大弾圧に

もかわらず、学生を中心に反対運動が広範な支持のもとに高まり、林政権の足もとが大きくぐらついている。日本国内でも、佐藤政府によるアメリカに追隨してのベトナム侵略戦争への協力強化、原子力潜水艦やB52爆撃機持込みによる核基地化、憲法改悪、小選挙区制、軍国主義復活の諸政策に反対する運動は日増に高まつている。
日韓条約は、中国、ソ連を敵視してアメリカの指図のもとに東北アジア軍事同盟の完成をめざし、南北朝鮮への平和的統一をさまたげ、日本独占資本の南朝鮮への侵略的進出を図るきわめて危険なものである。